

令和 8 年 第 3 回

市 議 会 定 例 会 資 料

	目	次
議案第 102 号関係	-----	5
議案第 103 号関係	-----	6
議案第 104 号関係	-----	8
議案第 105 号関係	-----	9
議案第 106 号関係	-----	1 0
議案第 107 号関係	-----	1 1
議案第 108 号関係	-----	8 6
議案第 109 号関係	-----	9 3
議案第 110 号関係	-----	1 0 1
議案第 111 号関係	-----	1 0 7
議案第 112 号関係	-----	1 1 5
議案第 113 号関係	-----	1 2 1
議案第 115 号関係	-----	1 2 2
報告第 1 7 号～		
報告第 1 8 号関係	-----	1 2 3
報告第 1 9 号関係	-----	1 2 5
報告第 2 0 号関係	-----	1 2 6
報告第 2 1 号関係	-----	1 2 7

令和8年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和8年度 補正第4号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名 課) (主 管 課)	補 正 額	明 明				
	国庫支出金		県支出金	地方債	その他	一般財源	
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) スポーツ振興費	6, 570					6, 570
	温水プール管理運営経費 (スポーツ推進課)		屋内温水プールにおける外壁及び歩道タイル修繕、機械室動力盤内インバーター交換及び更衣室プール出口防火シャッター危害防止装置の修繕を行うことに伴い、修繕料を増額するもの。				
	*決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)						
2	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	5, 152	2, 575	1, 288			1, 289
	養育医療給付事業費 (こども政策課)		入院を必要とする未熟児に対し養育に必要な医療を給付する養育医療給付費について、当初の想定を上回る利用件数の増加に伴い、手数料、扶助費を増額するもの。				
	*決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)						
3	(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業振興費	9, 866	9, 866				
	物価高騰対応重点支援事業費 (農業水産課)		国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、種苗費、農具費、農業衛生費、諸材料費等の価格の高騰の影響を受けている農業を営む者に向けた支援を行うことに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
	*決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)						
4	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費	31, 300	31, 300				
	物価高騰対応重点支援事業費 (産業観光課)		国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、商店街の活性化等を図るため、商店会等が実施するプレミアム商品券事業に対する支援及び地域経済を支える物流機能の維持を図るため、中小貨物運送事業者に対する支援を行うことに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
	*決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)						
5	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 橋りょう維持費	30, 000			27, 000		3, 000
	橋りょう等長寿命化推進事業費 (道路建設課)		梅田橋の伸縮装置が破損し、補修工事を実施することに伴い、工事請負費を増額するもの。				
	*決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)						

令和8年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和8年度 補正第5号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名 課) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 広報広聴費	1, 330	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			10			1, 320	
	犯罪被害者等見舞金について、当初の想定を上回る申請件数の増加に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)						
2	広聴活動事業費 (市民相談課)	41, 087	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			41, 087				
	後期高齢者医療システムについて、国の標準仕様に準拠したシステムに入れ替えるため、データ移行等の作業を実施することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)						
3	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費	4, 383	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			4, 383				
	個人番号カードの交付事務について、窓口での待ち時間短縮のための予約制の導入及び支所や出張所においてもカードの受け取りを可能とするため、支所等へカードを配送することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)						
4	個人番号カード等交付事務管理経費 (市民課)	23, 540	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						23, 540	
	子ども・子育て支援事業費補助金の返還に要する経費について、一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰り出すことに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)						
5	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	△ 16	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 16	
	介護保険事業特別会計において、新たに国庫補助金である介護事業費補助金の採択を受け、財源更正を行うことに伴い、繰出金を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)						
6	介護保険事業特別会計繰出金 (介護保険課)	3, 232	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						3, 232	
	令和7年度に収入した介護保険低所得者保険料軽減負担金の過配分を返還することに伴い、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)						
7	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費	1, 906	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			1, 906				
	国庫補助金を活用し、認知症あんしんガイドの改訂及びチームオレンジ（認知症サポーターが中心となって認知症の人や家族を地域で支える取り組み）の地域活動への定着を目的とした研修会等を実施することに伴い、報償費、消耗品費、通信運搬費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)						
	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業費 (高齢福祉課)						

令和8年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和8年度 補正第5号)
(歳出)

(単位: 千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費 神奈川県後期高齢者医療広域連合関係経費 (保険年金課)	60,441					60,441
			神奈川県後期高齢者医療広域連合関係経費について、市町村定率負担金の年間支出額が当初の見込みを上回ること及び令和7年度分の精算金を納付することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)				
9	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 母子福祉費 母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業費 (こども政策課)	8,154	5,710	1,590			854
			母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等の支給について、当初の想定を上回る申請者の増加に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)				
10	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費 感染症患者医療費 (保健予防課)	7,619	4,973			290	2,356
			結核患者医療費について、当初の想定を上回る公費負担の増加及び令和7年度結核医療費国庫負担金の精算に伴う過配分を返還することに伴い、扶助費、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)				
11	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 橋りょう新設改良費 浜園橋橋りょう整備事業費 (道路建設課) (繰越明許費)	28,675				8,920	19,755
			浜園橋橋りょう整備工事(護岸工)において、地中障害物への対応で工期を延長したことにより、令和7年度から8年度へ繰越を行った家屋等事後調査業務及び調査結果を受けて実施する建物補償の年度内での完了が困難になったことに伴い、委託料、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)				

令和8年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

国民健康保険事業特別会計(令和8年度 補正第1号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	7,040		7,040			
	一般管理経費 (保険年金課)		未就学児軽減措置拡大による国民健康保険システム改修に伴い、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)				
2	(款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金 (目) 償還金	23,540				23,540	
	返還金 (保険年金課)		令和7年度に収入した子ども・子育て支援事業費補助金の過配分を返還することに伴い、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)				

令和8年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

後期高齢者医療事業特別会計(令和8年度 補正第1号)
(歳出)

(単位:千円)

項 番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 後期高齢者医療広域連合納付金 (目) 後期高齢者医療広域連合納付金	154,458				154,458	
1	後期高齢者医療広域連合納付金 (保険年金課)		後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料収入が当初の見込みを上回ること及び令和7年度分の精算金を納付することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)				

令和8年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和8年度 補正第1号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明 説				
	国庫支出金		県支出金	地方債	その他	一般財源	
1	(款) 介護保険運営基金 (項) 介護保険運営基金 (目) 介護保険運営基金	515,089	5,020	3,082		506,987	
	介護保険運営基金積立金 (介護保険課)		保険給付等の財源として収入した介護保険料のうち、保険給付等への充当がなされなかったもの等について介護保険運営基金に積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)				
2	(款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金 (目) 償還金	132,910				132,910	
	償還金 (介護保険課)		令和7年度に収入した国庫支出金、支払基金交付金の過配分を返還することに伴い、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年7月24日)				

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

地方税法の改正に伴い、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を改めるとともに、個人の市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する等のため提案する。

2 根拠法規

地方税法（昭和25年法律第226号）第3条第1項

3 条例の概要

- (1) 固定資産税の免税点について、家屋にあつては300,000円に、償却資産にあつては1,800,000円に引き上げることとした。（第37条関係）
- (2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合における個人の市民税の医療費控除の特例について、その適用期限を撤廃することとした。（附則第2条の3関係）
- (3) 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限について、令和25年度まで延長すること等とした。（附則第2条の6関係）
- (4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例について、譲渡した土地等がその譲渡をした時において地すべり防止区域内等にあるときは、当該譲渡は優良住宅地等のための譲渡等に該当しないものとみなすこととした。（附則第21条の3関係）
- (5) 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特定暗号資産に係る譲渡所得等を有する場合には、当該譲渡所得等は他の所得と区分し、前年中の所得等の金額として計算した金額に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3に相当する金額に相当する個人の市民税の所得割を課することとした。（附則第21条の8関係）
- (6) 所要の規定を整備することとした。（第25条の9、附則第2条の7、附則第2条の8、附則第2条の13、附則第21条の9から附則第21条の11まで関係）
- (7) この条例は、一部の規定を除き、令和9年1月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(寄附金税額控除) 第25条の9 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第25条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金のうち、神奈川県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金 (2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	(寄附金税額控除) 第25条の9 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第25条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金のうち、神奈川県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金 (2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（いずれも神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人（神奈川県内に事務所または事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託（神奈川県知事の認可を受けたものに限る。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金
- (10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、神奈川県内に事務所を有する法人に対するもの
- (11) 別表に掲げる特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動

- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（いずれも神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人（神奈川県内に事務所または事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託（神奈川県知事の認可を受けたものに限る。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金
- (10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、神奈川県内に事務所を有する法人に対するもの
- (11) 別表に掲げる特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動

法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であって同表の右欄に定める期間内に支出されたもの（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（固定資産税の免税点）

第37条 同一の者について市の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては300,000円、償却資産にあつては1,800,000円に満たない場合においては固定資産税を課さない。

附 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第2条の3 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第25条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第2条の6 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、

法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であって同表の右欄に定める期間内に支出されたもの（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（固定資産税の免税点）

第37条 同一の者について市の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては300,000円、家屋にあつては200,000円、償却資産にあつては1,500,000円に満たない場合においては固定資産税を課さない。

附 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第2条の3 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第25条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第2条の6 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、

当該納税義務者の第25条の4及び第25条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第2条の7 第25条の9の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第25条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第21条の2第1項、附則第21条の5第1項、附則第21条の6第1項、附則第21条の7第1項、附則第21条の8第1項又は附則第21条の9第1項の規定の適用を受けるときは、第25条の9第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第2条の8 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が18,050,000円以下である所得割の納税義務者（次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第25条の4、第25条の8から第25条の11まで、附則第2条第2項、附則第2条の4第1項、附則第2条の6第1項、前条及び附則第2条の13の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第25条の9第2項、第28条の10第1項及び前条の規定の適用については、第25条の9第2項及び前条中「法附則第5条の6第3項又は第4項」とあるのは「法附則第5条の6第3項又は第4項及び附則第5条の8第6項」と、第28条の10第1

当該納税義務者の第25条の4及び第25条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第2条の7 第25条の9の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第25条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第21条の2第1項、附則第21条の5第1項、附則第21条の6第1項、附則第21条の7第1項又は附則第21条の8第1項の規定の適用を受けるときは、第25条の9第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第2条の8 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が18,050,000円以下である所得割の納税義務者（次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第25条の4、第25条の8から第25条の11まで、附則第2条第2項、附則第2条の4第1項、附則第2条の6第1項、前条及び附則第2条の13の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第25条の9第2項、第28条の10第1項及び前条の規定の適用については、第25条の9第2項及び前条中「法附則第5条の6第2項」とあるのは「法附則第5条の6第2項及び附則第5条の8第6項」と、第28条の10第1

項中「課した」とあるのは「附則第2条の8第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第2条の8第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

第2条の13 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第25条の9第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第21条の3 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000

項中「課した」とあるのは「附則第2条の8第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第2条の8第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

第2条の13 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項

に規定するところにより控除すべき額を、第25条の9第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第21条の3 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000

0円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 480,000円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から20,000,000円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（上場株式等に係る譲渡所得などに係る個人の市民税の課税の特例）

0円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 480,000円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から20,000,000円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

（上場株式等に係る譲渡所得などに係る個人の市民税の課税の特例）

第21条の7 略

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の8 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第25条第1項及び第2項並びに第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第25条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の8に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第25条の8から第25条の10まで、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項の規定の適用については、第25条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項前段、第25条の10、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「

第21条の7 略

又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の8第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第21条の8第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の8第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の9 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第25条及び第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第25条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の9第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(2) 第25条の8から第25条の10まで、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の8 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第25条及び第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第25条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(2) 第25条の8から第25条の10まで、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び

附則第2条の6第1項の規定の適用については、第25条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項前段、第25条の10、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の9第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の9第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の9第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第2条の8及び附則第2条の10の規定の適用については、附則第2条の8第1項及び附則第2条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の10 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条

附則第2条の6第1項の規定の適用については、第25条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項前段、第25条の10、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第2条の8及び附則第2条の10の規定の適用については、附則第2条の8第1項及び附則第2条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の9 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条

第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第25条及び第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第25条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の10第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第25条の8から第25条の10まで、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項の規定の適用については、第25条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項前段、第25条の10、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の10第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の10第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義

第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第25条及び第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第25条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の8第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第25条の8から第25条の10まで、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項の規定の適用については、第25条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項前段、第25条の10、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の8第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義

による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の10第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第2条の8及び附則第2条の10の規定の適用については、附則第2条の8第1項及び附則第2条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第25条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この

による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の8第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第2条の8及び附則第2条の10の規定の適用については、附則第2条の8第1項及び附則第2条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第25条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この

項において「特例適用配当等の額」という。)に
対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定
により読み替えられた第25条の3の規定の適用
がある場合には、その適用後の金額)に100分
の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民
税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に
定めるところによる。

(1) 第25条の3の規定の適用については、同条
中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、
附則第21条の10第3項後段に規定する特例
適用配当等の額」とする。

(2) 第25条の8から第25条の10まで、第2
5条の11第1項、附則第2条の4第1項及び
附則第2条の6第1項の規定の適用については
、第25条の8中「所得割の額」とあるのは「
所得割の額及び附則第21条の10第3項後段
の規定による市民税の所得割の額」と、第25
条の9第1項前段、第25条の10、第25条
の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則
第2条の6第1項中「所得割の額」とあるのは
「所得割の額並びに附則第21条の10第3項
後段の規定による市民税の所得割の額」と、第
25条の9第1項後段中「所得割の額」とある
のは「所得割の額及び附則第21条の10第3
項後段の規定による市民税の所得割の額の合計
額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「
又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林
所得金額又は附則第21条の10第3項後段に
規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは
山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得
金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互
主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭
和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11
条第10項及び第15条第16項において準用する
場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当
等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金
額」とする。

項において「特例適用配当等の額」という。)に
対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定
により読み替えられた第25条の3の規定の適用
がある場合には、その適用後の金額)に100分
の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民
税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に
定めるところによる。

(1) 第25条の3の規定の適用については、同条
中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、
附則第21条の8第3項後段に規定する特例
適用配当等の額」とする。

(2) 第25条の8から第25条の10まで、第2
5条の11第1項、附則第2条の4第1項及び
附則第2条の6第1項の規定の適用については
、第25条の8中「所得割の額」とあるのは「
所得割の額及び附則第21条の8第3項後段
の規定による市民税の所得割の額」と、第25
条の9第1項前段、第25条の10、第25条
の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則
第2条の6第1項中「所得割の額」とあるのは
「所得割の額並びに附則第21条の8第3項後
段の規定による市民税の所得割の額」と、第
25条の9第1項後段中「所得割の額」とある
のは「所得割の額及び附則第21条の8第3項
後段の規定による市民税の所得割の額の合計
額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「
又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林
所得金額又は附則第21条の8第3項後段に
規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは
山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得
金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互
主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭
和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11
条第10項及び第15条第16項において準用する
場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当
等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金
額」とする。

(4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の10第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の10第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第2条の8及び附則第2条の10の規定の適用については、附則第2条の8第1項及び附則第2条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の10第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の11 所得割の納税義務者が支払を受けべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第25条及び第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第25条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の11第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の8第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第2条の8及び附則第2条の10の規定の適用については、附則第2条の8第1項及び附則第2条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の10 所得割の納税義務者が支払を受けべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第25条及び第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第25条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の9第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第25条の8から第25条の10まで、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項の規定の適用については、第25条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の11第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項前段、第25条の10、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の11第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の11第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の11第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の11第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の11第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第2条の8及び附則第2条の10の規定の適用については、附則第2条の8第1項及び附則第2条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の11第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(2) 第25条の8から第25条の10まで、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項の規定の適用については、第25条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の9第1項」の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項前段、第25条の10、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の9第1項」の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の9第1項」の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の9第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の9第1項」に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の9第1項」の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第2条の8及び附則第2条の10の規定の適用については、附則第2条の8第1項及び附則第2条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の9第1項」の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第25条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第25条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の11第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第25条の8から第25条の10まで、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項の規定の適用については、第25条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の11第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項前段、第25条の10、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の11第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の11第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第25条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第25条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の9第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第25条の8から第25条の10まで、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項の規定の適用については、第25条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項前段、第25条の10、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計

額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の11第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の11第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の11第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第2条の8及び附則第2条の10の規定の適用については、附則第2条の8第1項及び附則第2条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の11第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第25条の11の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第21条の11第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1

額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の9第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の9第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第2条の8及び附則第2条の10の規定の適用については、附則第2条の8第1項及び附則第2条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第25条の11の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第21条の9第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1

項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により
配当割額を課されたとき、又は第25条第6項
と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは
「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の
規定により読み替えて適用される法第37条の4
」とする。

項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により
配当割額を課されたとき、又は第25条第6項
と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは
「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の
規定により読み替えて適用される法第37条の4
」とする。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例参照条文

○地方税法（地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）の規定による改正前のもの）

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 略

（所得控除）

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一 略

二 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。）を支払い、その支払った医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（その金額が十万円を超える場合には、十万円）を超える所得割の納税義務者 その超える金額（その金額が二百万円を超える場合には、二百万円）

三

） 略

十二

2

） 略

1 2

（寄附金税額控除）

第三百十四条の七 略

2

） 略

1 0

1 1 第一項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。

二 当該納税義務者が第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第三号において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
-------------	--------

百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の六十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七
千八百万円を超え四千万円以下の金額	百分の五十
四千万円を超える金額	百分の四十五

二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第三百十四条の三第二項に規定する課税山林所得金額（次号において「課税山林所得金額」という。）及び同項に規定する課税退職所得金額（同号において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 百分の九十

三 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

1 2

） 略

1 4

（固定資産税の免税点）

第三百五十一条 市町村は、同一の者について当該市町村の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては三十万円、家屋にあつては二十万円、償却資産にあつては百五十万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができない。ただし、財政上その他特別の必要がある場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、その額がそれぞれ三十万円、二十万円又は百五十万円に満たないときであつても、固定資産税を課することができる。

附 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）

第四条の五 略

2 略

3 市町村は、平成三十年度から令和九年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等及びその使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令で定める取組を行つているときにおける前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る第三百十四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年（平成二十九年から令和八年までの各年に限る。）中」と、「医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるもの）」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第四十一条の十七第一項に規定する特定一般用医薬品等購入費）」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「前年

の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（その金額が十万円を超える場合には、十万円）」とあるのは「一万二千元」と、「二百万円」とあるのは「八万八千元」として、同項（同号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。この場合における同条第六項の規定の適用については、同項中「同項第二号」とあるのは「同項第二号（附則第四条の五第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同項第三号」とあるのは「第一項第三号」とする。

4 略

（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除）

第五条の四 略

2

ㄱ 略

4

5 市町村は、平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。）には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額（当該金額が五万八千五百円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、七万八千円）を超える場合には、五万八千五百円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、七万八千円）。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

二 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額（前年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の四まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条若しくは第百六十五条の六の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

6 略

7 市町村民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得又は同条第十六項に規定する特別特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第五項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは「百分の四・二」と、「百分の四」とあるのは「百分の五・六」と、「五万八千五百円」とあるのは「八万九千九百円」と、「七万八千円」とあるのは「十万九千二百円」とする。

8 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第五条の五 略

- 2 第三百十四条の七の規定の適用を受ける市町村民税の所得割の納税義務者が、同条第十一項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第五項、附則第三十三条の三第五項、附則第三十四条第四項、附則第三十五条第五項、附則第三十五条の二第五項、附則第三十五条の二の二第五項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるときは、第三百十四条の七第十一項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第二項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千元を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。
- 一 第三百十四条の三第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第三百十四条の七第十一項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
- 二 第三百十四条の三第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第三百十四条の七第十一項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
- 三 前年中の所得について附則第三十三条の三第五項の規定の適用を受ける場合 百分の五十
- 四 前年中の所得について附則第三十五条第五項の規定の適用を受ける場合 百分の六十
- 五 前年中の所得について附則第三十三条の二第五項、附則第三十四条第四項、附則第三十五条の二第五項、附則第三十五条の二の二第五項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受ける場合 百分の七十五

第五条の六 略

- 2 平成二十六年度から令和二十年度までの各年度分の個人の市町村民税についての第三百十四条の七第一項及び第十一項並びに前条第二項（これらの規定を次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三百十四条の七第十一項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第二項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

(令和六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除)

第五条の八 略

2

） 略

5

- 6 前二項の規定の適用がある場合における第三百十四条の七第十一項、第三百二十一条の七の八第一項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の七第十一項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額（附則第五条の八第四項及び第五項の

規定の適用を受ける前のものをいう。) 」と、第三百二十一条の七の八第一項中「課した」とあるのは「附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「のこれらの規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第七条 略

2

〃 略

1 2

1 3 申告特例の求めを行つた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告特例の求めを行つた者が申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金に係る申告特例の求め及び前項の規定による申告特例通知書の送付（第四号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）については、いずれもなかつたものとみなす。この場合において、当該申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

一 当該申告特例対象年の年分の所得税について所得税法第二百一条の規定の適用を受けないこととなつたとき。

二 当該申告特例対象年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税の所得割について第三百七条の二第一項から第五項までの規定による申告書の提出をしたとき。

三 当該申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金について、前項の規定により申告特例通知書を送付した都道府県知事等の数が五を超えたとき。

四 当該申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金について、前項の規定により申告特例通知書の送付を受けた市町村長が賦課期日現在における住所所在地の市町村長と異なつたとき。

1 4 略

第七条の二 略

2 略

3 略

4 市町村は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第十二項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には、申告特例控除額を当該納税義務者の第三百十四条の七第一項及び第十一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

5 略

6 略

第七条の三 略

2 平成二十八年度から令和二十年度までの各年度分の個人の市町村民税についての前条第四項及び第五項の規定の適用については、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十四条の二 略

2

〃 略

4

5 前項の規定は、昭和六十三年度から令和十一年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所

得割の納税義務者が前年中に前条第四項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（予定期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第四項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市町村民税の所得割について準用する。

6

） 略

9

10 第二項又は第五項の規定の適用を受けた者は、これらの規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が第二項に規定する予定期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、当該予定期間を経過した日から四月以内に、総務省令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

11 略

12 略

○租税特別措置法（所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）の規定による改正前のもの）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第三十一条の二 略

2 前項に規定する優良住宅地等のための譲渡とは、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。

一

） 略

十二

十三 都市計画法第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。以下この号において「開発許可」という。）を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（同法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である個人又は当該地位を承継した個人。第五項において同じ。）又は法人（同法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である法人又は当該地位を承継した法人。第五項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第七号から第九号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル（開発許可を要する面積が千平方メートル未満である区域内的の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積）以上のものであること。

ロ 当該一団の宅地の造成が当該開発許可の内容に適合して行われると認められるものであること。

十四 その宅地の造成につき都市計画法第二十九条第一項の許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該造成を行う場合には、その死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。第五項において同じ。）又は法人（当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第二条第十二号に規定する合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該分割に係る同条第十二号の三に規定する分割承継法人が当該造成を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。第五項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第七号から第

九号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。)

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル（政令で定める区域内の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積）以上のものであること。

ロ 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において造成されるものであること。

ハ 当該一団の宅地の造成が、住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、当該認定の内容に適合して行われると認められるものであること。

十五 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人（当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、その死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第五項において同じ。）又は法人（当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第二条第十二号に規定する合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る同条第十二号の三に規定する分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び同項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第七号から第十号まで又は前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 一団の住宅にあつてはその建設される住宅の戸数が二十五戸以上のものであること。

ロ 中高層の耐火共同住宅にあつては住居の用途に供する独立部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する建物の部分に相当するものをいう。）が十五以上のものであること又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積が千平方メートル以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 前号ロに規定する都市計画区域内において建設されるものであること。

三 当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事（当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が千平方メートル未満のものにあつては、市町村長）の認定を受けたものであること。

十六 略

2

） 略

1 1

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）

第四十一条 個人が、国内において、居住用家屋の新築等（居住用家屋（住宅の用に供する家屋で政令で定めるものをいう。以下第三十一項までにおいて同じ。）の新築又は居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得（配偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるもの及び贈与によるものを除く。第十九項を除き、以下この条において同じ。）をいう。以下この項及び第三項、次条第三項第三号並びに第四十一条の二の二において同じ。）、買取再販住宅の取得（建築後使用されたことのある家屋で耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第十七項及び第三十五項において同じ。）に適合するものとして政令で定めるもの（以下第三十一項まで及び第三十五項において「既存住宅」という。）のうち特定増改築等をした家屋で政令で定めるものの当該特定増改築等をした宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）からの取得をいう。以下この項及び第三項、次条第三項第三号並びに第四十一条の二の二において同じ。）、既存住宅の取得（買取再販住宅の取得を除く。）又はその者の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの増改築等（以下同条までにおいて「住宅の取得等」という。）をして、これらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）を平成二十九年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間にその者の居

住の用に供した場合（これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はその増改築等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）において、その者が当該住宅の取得等に係る次に掲げる借入金又は債務（利息に対応するものを除く。以下この条及び次条において「住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、当該居住の用に供した日の属する年（以下この項、第三項及び第四項並びに次条において「居住年」という。）以後十年間（居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、十三年間）の適用年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日。次項、第六項、第十一項及び第十四項並びに次条第一項において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している各年をいう。）のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額（以下この条において「合計所得金額」という。）が二千万円以下である年については、その年分の所得税の額から、住宅借入金等特別税額控除額を控除する。

二 当該住宅の取得等に要する資金に充てるために第八条第一項に規定する金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、地方公共団体その他当該資金の貸付けを行う政令で定める者から借り入れた借入金（当該住宅の取得等とともにする当該住宅の取得等に係る家屋の敷地の用に供される土地又は当該土地の上に存する権利（以下この項において「土地等」という。）の取得に要する資金に充てるためにこれらの者から借り入れた借入金として政令で定めるものを含む。）及び当該借入金に類する債務で政令で定めるもののうち、契約において償還期間が十年以上の割賦償還の方法により返済することとされているもの

三 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者に対する当該住宅の取得等の工事の請負代金に係る債務又は宅地建物取引業者、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他居住用家屋の分譲を行う政令で定める者に対する当該住宅の取得等（当該住宅の取得等とともにする当該住宅の取得等に係る家屋の敷地の用に供される土地等の取得として政令で定めるものを含む。）の対価に係る債務（当該債務に類する債務で政令で定めるものを含む。）で、契約において賦払期間が十年以上の割賦払の方法により支払うこととされているもの

三 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他の政令で定める法人を当事者とする当該既存住宅の取得（当該既存住宅の取得とともにする当該既存住宅の敷地の用に供されていた土地等の取得として政令で定めるものを含む。）に係る債務の承継に関する契約に基づく当該法人に対する当該債務で、当該承継後の当該債務の賦払期間が十年以上の割賦払の方法により支払うこととされているもの

四 当該住宅の取得等に要する資金に充てるために所得税法第二十八条第一項に規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払を受ける個人に係る使用者（当該個人が法人税法第二条第十五号に規定する役員その他政令で定める者に該当しない場合における当該支払をする者をいう。以下この号において同じ。）から借り入れた借入金（当該住宅の取得等とともにする当該住宅の取得等に係る家屋の敷地の用に供される土地等の取得に要する資金に充てるために当該個人に係る使用者から借り入れた借入金として政令で定めるものを含む。）又は当該個人に係る使用者に対する当該住宅の取得等（当該住宅の取得等とともにする当該住宅の取得等に係る家屋の敷地の用に供される土地等の取得として政令で定めるものを含む。）の対価に係る債務（これらの借入金又は債務に類する債務で政令で定めるものを含む。）で、契約において償還期間又は賦払期間が十年以上の割賦償還又は割賦払の方法により返済し、又は支払うこととされているもの

2 前項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が借入限度額を超える場合には、当該借入限度額）に控除率を乗じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

3 前項に規定する借入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする

二 居住年が平成二十九年から令和三年までの各年である場合（その居住に係る住宅の取得等が特

- 定取得に該当するものである場合に限る。) 四千万円
- 二 居住年が令和四年又は令和五年である場合（その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合に限る。） 三千万円
- 三 居住年が平成二十九年から令和十二年までの各年である場合（居住年が平成二十九年から令和三年までの各年である場合にはその居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するもの以外のものであるときに限り、居住年が令和四年又は令和五年である場合にはその居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するもの以外のものであるときに限る。） 二千万円
- 4 第二項に規定する控除率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
- 一 居住年が平成二十九年から令和三年までの各年である場合 一パーセント
- 二 居住年が令和四年から令和十二年までの各年である場合 〇・七パーセント
- 5 第三項に規定する特定取得とは、個人の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の取得等に係る消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等（第十二項において「課税資産の譲渡等」という。）につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第二条又は第三条の規定による改正後の消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の取得等をいう。
- 6 個人が、国内において、認定住宅等の新築等（認定住宅等（次に掲げる家屋をいう。以下この項、第九項、第二十一項から第二十三項まで、第二十六項、第二十八項及び第三十四項において同じ。）の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をいう。以下この項、次項、第九項、第十四項及び第十五項並びに第四十一条の二の二において同じ。）、買取再販認定住宅等の取得（認定住宅等である既存住宅のうち特定増改築等をした家屋で政令で定めるものの当該特定増改築等をした宅地建物取引業者からの取得をいう。以下この項、次項及び第九項並びに第四十一条の二の二において同じ。）又は既存認定住宅等の取得（認定住宅等である既存住宅の取得で買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のものをいう。次項及び第九項第二号ロ(2)において同じ。）（以下この項、第九項及び第三十一項において「認定住宅等の新築取得等」という。）をして、これらの認定住宅等を平成二十九年一月一日（第三号又は第四号に掲げる家屋にあつては令和四年一月一日）から令和十二年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年（次項から第十項までにおいて「居住年」という。）以後十年間（同日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年である場合には、十三年間）の各年（同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条第一項において「認定住宅等特例適用年」という。）において当該認定住宅等の新築取得等に係る住宅借入金等（以下この項において「認定住宅等借入金等」という。）の金額を有するときは、その者の選択により、当該認定住宅等特例適用年における第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第二項の規定にかかわらず、その年十二月三十一日における認定住宅等借入金等の金額の合計額（当該合計額が認定住宅等借入限度額を超える場合には、当該認定住宅等借入限度額）に認定住宅等控除率を乗じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、この条、次条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。この場合において、第二十一項中「第一項に」とあるのは「第六項に」と、第二十二項中「の第一項」とあるのは「の第六項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第二十三項中「の第一項」とあるのは「の第六項」と、第二十五項中「の同項」とあるのは「の第六項」と、「同項の規定は適用せず」とあるのは「第一項の規定は適用せず」と、第二十六項中「の同項」とあるのは「の第六項」と、「同項の」とあるのは「第一項の」と、第二十八項中「（同項」とあるのは「（第六項」と、「）は、同項」とあるのは「）は、第一項」と、第三十一項及び第三十四項中「（同項」とあるのは「（第六項」と、「、同項に」とあるのは「、第一項に」とする。

- 一 住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるもの
 - 二 住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるもの
 - 三 特定エネルギー消費性能向上住宅（前二号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるものをいう。次項及び第九項第二号において同じ。）
 - 四 エネルギー消費性能向上住宅（前三号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるものをいう。次項、第九項第三号及び第四号並びに第二十五項において同じ。）
- 7 前項に規定する認定住宅等借入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
- 一 居住年が平成二十九年から令和五年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。） 五千万円
 - イ 平成二十九年から令和三年までの各年 その居住に係る住宅の取得等が特定取得（第五項に規定する特定取得をいう。第五号イにおいて同じ。）に該当するものである場合
 - ロ 令和四年又は令和五年 その居住に係る家屋が認定住宅（前項第一号又は第二号に掲げる家屋をいう。以下この項並びに第九項第一号及び第二号ロ(2)において同じ。）であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合
 - 二 居住年が令和四年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。） 四千五百万円
 - イ 令和四年又は令和五年 その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合
 - ロ 令和六年から令和十二年までの各年 その居住に係る家屋が認定住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合
 - 三 居住年が令和四年又は令和五年である場合（その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合に限る。） 四千万円
 - 四 居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。） 三千五百万円
 - イ 令和六年又は令和七年 その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合
 - ロ 令和八年から令和十二年までの各年 次に掲げる場合
 - (1) その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合
 - (2) その居住に係る家屋が認定住宅又は特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合
 - 五 居住年が平成二十九年から令和七年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。） 三千万円
 - イ 平成二十九年から令和三年までの各年 その居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するもの以外のものである場合
 - ロ 令和四年又は令和五年 その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合

ハ 令和六年又は令和七年 次に掲げる場合

(1) その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合

(2) その居住に係る家屋が認定住宅又は特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合

六 居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合（その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合に限る。） 二千万円

8 第六項に規定する認定住宅等控除率は、居住年が平成二十九年から令和三年までの各年である場合には一パーセントとし、居住年が令和四年から令和十二年までの各年である場合には〇・七パーセントとする。

9 個人で、年齢四十歳未満であつて配偶者を有する者、年齢四十歳以上であつて年齢四十歳未満の配偶者を有する者又は年齢十九歳未満の所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族を有する者（以下この項において「特例対象個人」という。）が、第六項の規定を適用する場合（認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得をし、かつ、当該認定住宅等の新築等をした認定住宅等（第十八項の規定により認定住宅等とみなされる同項に規定する特例認定住宅等を含む。）若しくは買取再販認定住宅等の取得をした家屋を令和六年一月一日から令和七年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところにより当該特例対象個人の居住の用に供した場合又は認定住宅等の新築取得等をした認定住宅等（第十八項の規定により認定住宅等とみなされる同項に規定する特例認定住宅等を除く。）を令和八年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところにより当該特例対象個人の居住の用に供した場合に限る。）における第七項に規定する認定住宅等借入限度額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とすることができる。

一 居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合（その居住に係る家屋が認定住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合に限る。） 五千万円

二 居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。） 四千五百万円

イ 令和六年又は令和七年 その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

ロ 令和八年から令和十二年までの各年 次に掲げる場合

(1) その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

(2) その居住に係る家屋が認定住宅又は特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合

三 居住年が令和六年又は令和七年である場合（その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合に限る。） 四千万円

四 居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合（その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合に限る。） 三千万円

10 前項の個人若しくは配偶者の年齢が四十歳未満であるかどうか若しくは同項の扶養親族の年齢が十九歳未満であるかどうか又はその者が同項の個人の配偶者若しくは同項の扶養親族に該当するかどうかの判定は、居住年の十二月三十一日（これらの者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）の現況によるものとする。

11 個人が、住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをし、かつ、当該住宅の取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅又は第一項の増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を令和元年十月一日から令和二年十二月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年（以下この項及び第十四項において「居住年」という。）から十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各

年（同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条第一項において「特別特定適用年」という。）において当該住宅の取得等に係る住宅借入金等（以下この項において「特別特定住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、当該特別特定適用年を第一項に規定する適用年とし、その年十二月三十一日における特別特定住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円）に一パーセントを乗じて計算した金額（当該金額が控除限度額を超える場合には控除限度額とし、当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を当該特別特定適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額として、この条、次条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。この場合において、同項中「十年間（居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、十三年間）」とあり、及び第二十一項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、第二十二項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第二十三項中「第一項に規定する十年間」とあり、並びに第二十八項、第三十一項及び第三十四項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「十三年間」とする。

1 2 前項に規定する特別特定取得とは、個人の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の取得等に係る課税資産の譲渡等につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第三条の規定による改正後の消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の取得等をいう。

1 3 第十一項の控除限度額は、当該住宅の取得等で特別特定取得（前項に規定する特別特定取得をいう。次項及び第十五項において同じ。）に該当するものに係る対価の額又は費用の額から当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額として政令で定める金額（当該金額が四千万円を超える場合には、四千万円）に二パーセントを乗じて計算した金額を三で除して計算した金額とする。

1 4 個人が、認定住宅等の新築等で特別特定取得に該当するものをし、かつ、当該認定住宅等の新築等をした家屋を令和元年十月一日から令和二年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合（居住年から九年目に該当する年において当該認定住宅等の新築等に係る第六項に規定する認定住宅等借入金等の金額につき、同項の規定によりこの条、次条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合その他の政令で定める場合に限る。）において、居住年から十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年（当該居住の用に供した日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条第一項において「認定住宅特別特定適用年」という。）において当該認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等（以下この項において「認定特別特定住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、第十一項の規定にかかわらず、当該認定住宅特別特定適用年を第一項に規定する適用年とし、その年十二月三十一日における認定特別特定住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）に一パーセントを乗じて計算した金額（当該金額が認定住宅控除限度額を超える場合には認定住宅控除限度額とし、当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を当該認定住宅特別特定適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額として、この条、次条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。この場合において、同項中「十年間（居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、十三年間）」とあり、及び第二十一項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、第二十二項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第二十三項中「第一項に規定する十年間」とあり、並びに第二十八項、第三十一項及び第三十四項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「十三年間」とする。

1 5 前項の認定住宅控除限度額は、当該認定住宅等の新築等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額から当該認定住宅等の新築等に係る対価の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計

額に相当する額を控除した残額として政令で定める金額（当該金額が五千万円を超える場合には、五千万円）に二パーセントを乗じて計算した金額を三で除して計算した金額とする。

- 1 6 個人が、国内において、小規模居住用家屋（住宅の用に供する家屋のうち小規模なものとして政令で定めるものをいう。次項から第十九項までにおいて同じ。）で令和五年十二月三十一日以前に建築基準法第六条第一項の規定による確認（第二十五項及び第二十六項において「建築確認」という。）を受けているもの（以下この項において「特例居住用家屋」という。）の新築又は特例居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得（以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。）をした場合には、当該特例居住用家屋の新築等は第一項に規定する居住用家屋の新築等に該当するものと、当該特例居住用家屋は居住用家屋とそれぞれみなして、同項、第三十一項及び第三十四項の規定を適用することができる。ただし、第一項に規定する適用年のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の合計所得金額が千万円を超える年については、この限りでない

- 1 7 個人が、国内において、特例買取再販住宅の取得（建築後使用されたことのある小規模居住用家屋で耐震基準に適合するものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「特例既存住宅」という。）のうち特定増改築等をした家屋で政令で定めるものの当該特定増改築等をした宅地建物取引業者からの取得をいう。以下この項において同じ。）、特例既存住宅の取得（特例買取再販住宅の取得を除く。以下この項において同じ。）又は第一項に規定するその者の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの特例増改築等をした場合には、当該特例買取再販住宅の取得は同項に規定する買取再販住宅の取得に該当するものと、当該特例既存住宅の取得は同項に規定する既存住宅の取得に該当するものと、当該特例増改築等は同項に規定する増改築等に該当するものと、当該特例既存住宅は同項に規定する既存住宅と、当該特例増改築等をした家屋（当該特例増改築等に係る部分に限る。）は同項に規定する増改築等をした家屋とそれぞれみなして、同項、第三十一項及び第三十四項の規定を適用することができる。ただし、第一項に規定する適用年のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の合計所得金額が千万円を超える年については、この限りでない

- 1 8 個人が、国内において、特例認定住宅等（小規模居住用家屋に該当する家屋で次に掲げるものをいう。以下この項において同じ。）の新築若しくは特例認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得、特例買取再販認定住宅等の取得（特例認定住宅等である特例既存住宅のうち特定増改築等をした家屋で政令で定めるものの当該特定増改築等をした宅地建物取引業者からの取得をいう。以下この項において同じ。）又は特例既存認定住宅等の取得（特例認定住宅等である特例既存住宅の取得で特例買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のものをいう。）（以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。）をした場合には、当該特例認定住宅等の新築取得等は第六項に規定する認定住宅等の新築取得等に該当するものと、当該特例認定住宅等は同項に規定する認定住宅等と、当該特例認定住宅等で第一号又は第二号に掲げるものは第七項第一号ロに規定する認定住宅と、当該特例認定住宅等で第三号に掲げるものは第六項第三号に規定する特定エネルギー消費性能向上住宅と、当該特例認定住宅等で第四号に掲げるものは同項第四号に規定するエネルギー消費性能向上住宅とそれぞれみなして、同項、第三十一項及び第三十四項の規定を適用することができる。ただし、第六項に規定する認定住宅等特例適用年のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の合計所得金額が千万円を超える年については、この限りでない。

- 一 住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるもの
- 二 住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるもの
- 三 前二号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるもの
- 四 前三号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるもの

- 19 第一項、第六項、第十七項及び前項に規定する特定増改築等とは、宅地建物取引業者が家屋（第一項の当該宅地建物取引業者からの取得前二年以内に当該宅地建物取引業者が取得をしたものに限る。）につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）であつて、当該工事に要した費用の総額が当該家屋の第一項の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額（当該金額が三百万円を超える場合には、三百万円）以上であることその他の政令で定める要件を満たすものをいい、同項に規定する増改築等とは、当該個人が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。以下この項において「増改築等工事」という。）であつて、当該増改築等工事に要した費用の額（当該増改築等工事の費用に関し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該増改築等工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）が百万円を超えるものであること、当該増改築等工事をした家屋が居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件を満たすもの（第四十一条の十九の三第一項から第八項までの規定の適用を受けるものを除く。）をいい、第十七項に規定する特例増改築等とは、当該個人が所有している家屋につき行う増改築等工事であつて、当該増改築等工事に要した費用の額（当該増改築等工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該増改築等工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）が百万円を超えるものであること、当該増改築等工事をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件を満たすもの（同条第一項から第八項までの規定の適用を受けるものを除く。）をいう。
- 20 住宅借入金等には、当該住宅借入金等が無利息又は著しく低い金利による利息であるものとなる場合として政令で定める場合における当該住宅借入金等を含まないものとする。
- 21 第一項の規定は、個人が、同項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分又は第六項の認定住宅等をその居住の用に供した日の属する年分の所得税について第三十一条の三第一項、第三十五条第一項（同条第三項の規定により適用する場合を除く。次項において同じ。）、第三十六条の二、第三十六条の五若しくは第三十七条の五の規定の適用を受ける場合又はその居住の用に供した日の属する年の前年分若しくは前々年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けている場合には、当該個人の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、適用しない。
- 22 第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分又は第六項の認定住宅等をその居住の用に供した個人が、当該居住の用に供した日の属する年の翌年以後三年以内の各年中に当該居住の用に供した当該居住用家屋及び既存住宅並びに当該増改築等をした家屋並びに当該居住の用に供した当該認定住宅等並びにこれらの家屋の敷地の用に供されている土地（当該土地の上に存する権利を含む。）以外の資産（第三十一条の三第二項に規定する居住用財産、第三十五条第一項に規定する資産又は第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産に該当するものに限る。）の譲渡をした場合において、その者が当該譲渡につき第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二、第三十六条の五又は第三十七条の五の規定の適用を受けるときは、当該個人の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、同項の規定は、適用しない。
- 23 第一項及び第六項の規定は、個人が、第一項の居住用家屋若しくは既存住宅又は第六項の認定住宅等をその居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分の所得税について第四十一条の十九の四第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、当該個人の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、適用しない。
- 24 個人が、国内において、住宅の用に供する家屋でエネルギーの使用の合理化に資する家屋に該当するもの以外のものとして政令で定めるもの（以下この項において「特定居住用家屋」という。）の新築又は特定居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得をして、当該特定居住用家屋を令和六年一月一日以後に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、当該個人の同項に規定する十年間の各年分の所得税については、同項の規定は、適用しない。

- 2 5 個人が、国内において、対象外エネルギー消費性能向上住宅（エネルギー消費性能向上住宅のうち、令和九年十二月三十一日以前に建築確認を受けたもの又は令和十年六月三十日以前に建築されたもの（以下この項において「対象エネルギー消費性能向上住宅」という。）以外のものをいう。以下この項において同じ。）の新築又は対象外エネルギー消費性能向上住宅で建築後使用されたことのないものの取得をして、当該対象外エネルギー消費性能向上住宅を令和十年一月一日以後に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、当該個人の同項に規定する十年間の各年分の所得税については同項の規定は適用せず、個人が、国内において、対象エネルギー消費性能向上住宅の新築又は対象エネルギー消費性能向上住宅で建築後使用されたことのないものの取得をして、当該対象エネルギー消費性能向上住宅を同日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、当該個人の第六項に規定する十年間の各年分の所得税については同項の規定は適用しない。
- 2 6 個人が、災害危険区域等（建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域（以下この項において「災害危険区域」という。））、地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域（以下この項において「地すべり防止区域」という。））、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域（以下この項において「急傾斜地崩壊危険区域」という。））、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域（以下この項において「土砂災害特別警戒区域」という。））又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域（以下この項において「浸水被害防止区域」という。）をいう。以下この項において同じ。）内において、第一項の居住用家屋若しくは第六項の認定住宅等の新築（特定建替えを除く。）をし、又はこれらの家屋で建築後使用されたことのないものの取得をした場合におけるこれらの家屋（これらの家屋の一部が災害危険区域等内にある場合におけるこれらの家屋を含み、災害危険区域（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域と重複していない区域に限る。）内にあるこれらの家屋にあつては、これらの家屋の建築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告（以下この項において「勧告」という。）を受けた者が、同条第五項の規定により当該勧告に従わなかった旨を公表された場合における当該勧告に従わないで建築をしたこれらの家屋に限る。以下この項において「居住用家屋等」という。）を令和十年一月一日以後に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したときは、当該個人の同項に規定する十年間の各年分の所得税については、同項の規定は、適用しない。ただし、当該居住用家屋等に係る建築確認を受けた時において、当該居住用家屋等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあつた場合は、この限りでない。
- 2 7 前項に規定する特定建替えとは、個人、当該個人の配偶者又は当該個人の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた家屋でその居住の用に供し、又は供していた期間として政令で定める期間が五年以上であるもののうち政令で定めるものの建替えをいう。
- 2 8 第一項の規定の適用を受けていた個人が、その者に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者（第三十一項において「給与等の支払者」という。）からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基因してその適用に係る第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は第六項の認定住宅等をその者の居住の用に供しなくなつたことにより第一項の規定の適用を受けられなくなつた後、これらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）を再びその者の居住の用に供した場合における第一項の規定の適用については、同項に規定する居住年以後十年間（同項に規定する十年間をいう。）の各年のうち、その者がこれらの家屋を再び居住の用に供した日の属する年（その年において、これらの家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年）以後の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。）は、同項に規定する適用年とみなす。
- 2 9 前項の規定は、同項の個人が、同項の家屋をその居住の用に供しなくなる日までに同項に規定する事由その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（第四十一条の二の二第七項の規定によ

り同項の証明書（これに類するものとして財務省令で定める書類を含む。）の交付を受けている場合には、当該証明書のうち同日の属する年以後の各年分に係るものの添付があるものに限る。）を当該家屋の所在地の所轄税務署長に提出しており、かつ、前項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告書に当該家屋を再びその居住の用に供したことを証する書類その他の財務省令で定める書類（次項において「再居住に関する証明書類」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

3 0 税務署長は、前項の届出書の提出がなかった場合又は再居住に関する証明書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該届出書及び再居住に関する証明書類の提出があつた場合に限り、第二十八項の規定を適用することができる。同項の規定の適用を受ける者が確定申告書を提出しなかつた場合において、税務署長がその提出がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときも、同様とする。

3 1 個人が、住宅の取得等又は認定住宅等の新築取得等（第三十四項において「住宅の新築取得等」という。）をし、かつ、当該住宅の取得等をした第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は当該認定住宅等の新築取得等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日以後その年の十二月三十一日までの間に、その者に係る給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由（次項において「特定事由」という。）に基因してこれらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）をその者の居住の用に供しなくなつた後、これらの家屋を再びその者の居住の用に供したときは、第一項に規定する居住年以後十年間（同項に規定する十年間をいう。）の各年のうち、その者がこれらの家屋を再び居住の用に供した日の属する年（その年において、これらの家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年）以後の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。）は、同項に規定する適用年とみなして、同項の規定を適用することができる。

3 2 前項の規定は、同項の個人が、同項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告書に、同項の規定により第一項の規定の適用による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書、前項の家屋を特定事由が生ずる前において居住の用に供していたことを証する書類、当該家屋を再びその居住の用に供したことを証する書類、登記事項証明書その他の財務省令で定める書類（次項において「再居住等に関する証明書類」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

3 3 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは再居住等に関する証明書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び再居住等に関する証明書類の提出があつた場合に限り、第三十一項の規定を適用することができる。

3 4 従前家屋（住宅の新築取得等をして第一項の定めるところにより引き続きその個人の居住の用に供していた家屋をいう。以下この項において同じ。）が災害により居住の用に供することができなくなつた場合において、第一項に規定する居住年以後十年間（同項に規定する十年間をいう。）の各年のうち、その居住の用に供することができなくなつた日の属する年以後の各年（次に掲げる年以後の各年を除く。）は、同項に規定する適用年とみなして、同項の規定を適用することができる。

二 当該従前家屋若しくはその敷地の用に供されていた土地若しくは当該土地の上に存する権利（以下この号及び次号において「従前土地等」という。）又は当該従前土地等にその居住の用に供することができなくなつた日以後に建築した建物若しくは構築物を同日以後に事業の用若しくは賃貸の用又は当該個人と生計を一にする次に掲げる者に対する無償による貸付けの用に供した場合（災害に際し被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）が適用された市町村（特別区を含む。）の区域内に所在する従前家屋をその災害により居住の用に供することができなくなつた者（第三号において「再建支援法適用者」という。）が当該従前土地等に同日以後に新築をした家屋の当該新築に係る住宅借入金等若しくは当該従前家屋につき同日以後に行う第十九項に規

定する増改築等に係る住宅借入金等についてその年において第一項の規定の適用を受ける場合又は当該従前土地等に同日以後に新築をした認定住宅等についてその年において第四十一条の十九の四第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける場合を除く。)における当該事業の用若しくは賃貸の用又は貸付けの用に供した日の属する年

イ 当該個人の親族

ロ 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ イ及びロに掲げる者以外の者で当該個人から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

ニ イからハまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

二 当該従前家屋又は従前土地等の譲渡をした日の属する年分の所得税について第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定の適用を受ける場合における当該譲渡の日の属する年

三 当該個人(再建支援法適用者を除く。)が当該従前家屋に係る住宅借入金等以外の住宅借入金等について当該従前家屋を居住の用に供することができなくなつた日の属する年以後最初に第一項の規定の適用を受けた年又は認定住宅等について同日の属する年以後最初に第四十一条の十九の四第一項若しくは第二項の規定の適用を受けた年

3 5 個人が、建築後使用されたことのある家屋で耐震基準に適合するもの以外のものとして政令で定めるもの(以下この項において「要耐震改修住宅」という。)の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。)を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続きをし、かつ、当該要耐震改修住宅をその者の居住の用に供する日(当該取得の日から六月以内の日に限る。)までに当該耐震改修(第四十一条の十九の二第一項又は第四十一条の十九の三第四項若しくは第六項の規定の適用を受けるものを除く。)により当該要耐震改修住宅が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅の取得は既存住宅の取得と、当該要耐震改修住宅は既存住宅とそれぞれみなして、第一項、第十一項、第三十一項及び前項の規定を適用することができる。

3 6 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、財務省令で定めるところにより、当該金額の計算に関する明細書、登記事項証明書その他の書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 7 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び登記事項証明書その他の書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

3 8 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租税特別措置法第四十一条第一項(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

3 9 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第一百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第四十一条第一項(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)」とする。

4 0 第六項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)

第四十一条の二の二 第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日(以下この条において「居住日」という。)の属する年分又はその翌年以後八年内(居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得

、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十一年内）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた個人が、当該居住日の属する年の翌年以後九年内（当該居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、当該居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十二年内）の各年に所得税法第百九十条の規定の適用を受ける同条に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）の支払を受けるべき場合において、この項の規定の適用を受けようとする旨、その年の同法第二条第一項第三十号の合計所得金額（次項において「合計所得金額」という。）の見積額その他財務省令で定める事項を記載した申告書をその給与等の支払者を経由してその給与等に係る所得税の同法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出したときは、その年のその給与等に対する同法第百九十条の規定の適用については、同条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から第四十一条第一項の規定による控除をされる金額に相当する金額（当該申告書に記載された金額に限るものとし、当該金額が当該税額を超える場合には、当該税額に相当する金額とする。）を控除した金額に相当する金額とする。

2. 前項に規定する申告書は、同項の給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、財務省令で定めるところにより、第七項の規定により交付された証明書その他の書類を添付して、提出しなければならないものとし、同日においてその者のその年の合計所得金額の見積額が二千万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十六項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等（以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。）若しくは同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等に該当するものとみなされた同条第十八項に規定する特例認定住宅等の新築取得等（以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。）である場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得に該当するものとみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅の取得に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例既存住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する増改築等に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例増改築等若しくは特例認定住宅等の新築取得等である場合には、千万円）を超えるときは提出することができないものとする。
3. 第一項の場合において、同項に規定する申告書をその提出の際に経路すべき給与等の支払者が受け取つたときは、当該申告書は、その受け取つた日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。
4. 居住日の属する年分又はその翌年以後八年内（居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同

条第十一項若しくは第十四項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十一年内）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた個人は、第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき給与等の支払者が所得税法第百九十八条第二項に規定する政令で定める要件を満たす場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。第八項において同じ。）により提供することができる。この場合においては、同条第二項後段の規定を準用する。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書を」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「受け取った」とあるのは「提供を受けた」とする。
- 6 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - 一 所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで（源泉徴収）」とあるのは、「第六章まで（源泉徴収）及び租税特別措置法第四十一条の二の二第一項（年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）」とする。
 - 二 所得税法第百二十条第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の二の二第一項（年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）の規定により控除される金額との合計額」とする。
- 7 税務署長は、政令で定めるところにより、居住日の属する年分又はその翌年以後八年内（居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十一年内）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた個人から当該居住日その他の事項についての証明書の交付の申請があつた場合には、これを交付しなければならない。
- 8 居住日の属する年分（令和元年から令和十二年までの各年分に限る。以下この項において「居住年分」という。）又は当該居住年分の翌年以後八年内（居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十一年内）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた個人は、第四項の規定により第一項に規定する申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、第二項の規定による書類の提出に代えて、財務省令で定めるところにより、当該申告書の提出の際に經由すべき給与等の支払者に対し、当該書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該個人は、同項の規定により当該申告書に当該書類を添付して、提出したものとみなす。

○地すべり等防止法

（地すべり防止区域の指定）

第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

2

〈 略

4

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

(急傾斜地崩壊危険区域の指定)

第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

2

〈 略

4

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(土砂災害特別警戒区域)

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

2

〈 略

9

○特定都市河川浸水被害対策法

(浸水被害防止区域の指定等)

第五十六条 都道府県知事は、流域水害対策計画に定められた第四条第二項第十二号に掲げる浸水被害防止区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為をいう。次条第一項において同じ。）及び一定の建築物（居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有するものに限る。以下同じ。）の建築（同法第二条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ。）又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができる。

2

〈 略

1 1

○茅ヶ崎市市税条例

(所得割の課税標準)

第25条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めを

する場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

3

） 略

6

（所得控除）

第25条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（所得割の税率）

第25条の4 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

（調整控除）

第25条の8 前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、その者の第25条の4の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第25条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が2,000,000円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が2,000,000円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が50,000円を下回る場合には、50,000円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から2,000,000円を控除した金額

（外国税額控除）

第25条の10 所得割の納税義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合においては、法第314条の8及び令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、第25条の4及び前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第25条の11 所得割の納税義務者が、第25条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得

金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第25条の4及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額とみなして、前項の規定を適用する

(所得の計算)

第26条 第16条第1項第1号の者に対して所得割を課する場合においては、次の各号の定めるところによって、その者の第25条第1項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する

(1) その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

(2) その者が前号の申告書を提出せず、かつ政府が同号の決定をしない場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第28条の10 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第28条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 略

3 略

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第2条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第25条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者及び扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に

係る所得割を除く。)を課さない。

- 2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第25条の4及び第25条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(個人の市民税の配当控除)

- 第2条の4 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、法附則第5条第3項に規定する配当所得があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第25条の4及び第25条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

- 第2条の10 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第25条の4、第25条の8から第25条の11まで、附則第2条第2項、附則第2条の4第1項、附則第2条の6第1項、附則第2条の7及び附則第2条の13の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

- 第2条の12 略

2 略

- 3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

- 第20条 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第25条第1項及び第2項並びに第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第25条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第2条の4第1項の規定は、適用しない。

2 略

3 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

- 第21条 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第25条及び第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。

- (1) 土地等に係る事業所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第25条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の100分の7.2に相当する金額

- (2) 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額

2

略

4

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第25条及び第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第25条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 略

3 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の5 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第25条及び第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第25条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2

略

5

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第25条第1項及び第2項並びに第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第25条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の7 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第25条第1項及び第2項並びに第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第25条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金

額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第25条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 略

法律第六十四号

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律

(金融商品取引法の一部改正)

第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する

目次中「第二章 企業内容等の開示（第二条の三―第二十七条）」を

第二章	企業內容等的開示
第一節	企業內容等的開示
第二節	有価証券届出書の提出
第三節	特定非財務情報
第四節	総務情報
第五節	業務情報
第六節	監督情報
第七節	監定情報
第八節	認定情報
第九節	雑則
第十節	雑則
第十一節	雑則
第十二節	雑則
第十三節	雑則
第十四節	雑則
第十五節	雑則
第十六節	雑則
第十七節	雑則
第十八節	雑則
第十九節	雑則
第二十節	雑則
第二十一節	雑則
第二十二節	雑則
第二十三節	雑則
第二十四節	雑則
第二十五節	雑則
第二十六節	雑則
第二十七節	雑則
第二十八節	雑則
第二十九節	雑則
第三十節	雑則
第三十一節	雑則
第三十二節	雑則
第三十三節	雑則
第三十四節	雑則
第三十五節	雑則
第三十六節	雑則
第三十七節	雑則
第三十八節	雑則
第三十九節	雑則
第四十節	雑則
第四十一節	雑則
第四十二節	雑則
第四十三節	雑則
第四十四節	雑則
第四十五節	雑則
第四十六節	雑則
第四十七節	雑則
第四十八節	雑則
第四十九節	雑則
第五十節	雑則
第五十一節	雑則
第五十二節	雑則
第五十三節	雑則
第五十四節	雑則
第五十五節	雑則
第五十六節	雑則
第五十七節	雑則
第五十八節	雑則
第五十九節	雑則
第六十節	雑則
第六十一節	雑則
第六十二節	雑則
第六十三節	雑則
第六十四節	雑則
第六十五節	雑則
第六十六節	雑則
第六十七節	雑則
第六十八節	雑則
第六十九節	雑則
第七十節	雑則
第七十一節	雑則
第七十二節	雑則
第七十三節	雑則
第七十四節	雑則
第七十五節	雑則
第七十六節	雑則
第七十七節	雑則
第七十八節	雑則
第七十九節	雑則
第八十節	雑則
第八十一節	雑則
第八十二節	雑則
第八十三節	雑則
第八十四節	雑則
第八十五節	雑則
第八十六節	雑則
第八十七節	雑則
第八十八節	雑則
第八十九節	雑則
第九十節	雑則
第九十一節	雑則
第九十二節	雑則
第九十三節	雑則
第九十四節	雑則
第九十五節	雑則
第九十六節	雑則
第九十七節	雑則
第九十八節	雑則
第九十九節	雑則
第一百節	雑則

等(第二條の三―第二十六條)
 等の監査証明業者等 第二十六條の二―第二十六條の五
 監査証明業者等 第二十六條の十
 六條の十一―第二十六條の十二
 六條の十一―第二十六條の十二

に改める。

六条の二十一・第二十六条の二十二
六条の二十三・第二十六条の二十八
務情報監査証明業協会(第二十六条の二十九―第二十六条の三十六
六条の三十七―第二十六条の四十)
条の四十一・第二十七条)

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名
御璽

令和八年七月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

2 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号。以下この項において「区分所有法等改正法」という。）第三条の規定による改正前のマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下この項において「旧円滑化法」という。）第百十三条に規定する認定買受計画（区分所有法等改正法附則第五条第八項の規定によりなお従前の例によることとされる旧円滑化法第百十一条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のものを含む。第六項及び附則第六十二条第三項において「認定買受計画」という。）は、新租税特別措置法第三十一条の第二項第十一号に規定する認定売却等計画とみなして、同条の規定を適用する。

3 新租税特別措置法第三十一条の第二項の規定は、個人が令和十年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

4 新租税特別措置法第三十三条の第三項及び第七項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第六項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十三条の第三項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第三十四条の二（第二項第二十二号及び第二十二号の二に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った同項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

6 認定買受計画は、新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十二号の二に規定する認定売却等計画とみなして、同条の規定を適用する。

7 個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産（同欄の八に掲げる区域内にあるものに限る。）の譲渡については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第三十七条から第三十七条の四まで（新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同表の第二号から第四号までの上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この項において同じ。）をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日以前に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二号から第四号までの上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以前にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第三十八条 新租税特別措置法第三十七条の十第三項（第八号口に係る部分に限る。）の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同号に規定する特定公社債以外の公社債の同号に規定する償還により施行日以後に交付を受けるべき金銭又は金銭以外の資産について適用する。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例等に関する経過措置）

第三十九条 新租税特別措置法第三十八条の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三の規定は、新租税特別措置法第三十八条の二第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡について適用する。

2 新租税特別措置法第三十八条の二第四項から第九項までの規定は、同条第四項の暗号資産取引業者が附則第一条第十号に定める日の属する年の翌年の一月一日以後に同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で行う同項の特定暗号資産についての同項に規定する行為について適用する。

（居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第四十条 新租税特別措置法第四十条の四の規定は、同条第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第八項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第十項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以前に開始した事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十条の七の規定は、同条第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第八項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第十項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の七第一項に規定する外国関係法人の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

（住宅借入金等がある場合の特別税額控除に関する経過措置）

第四十一条 新租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二までの規定は、個人が令和八年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含む。当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場

（所得金額調整控除に関する経過措置）

第四十二条 新租税特別措置法第四十一条の三の十一の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

について施行日前に同項又は同条第三項に規定する認定を受けた個人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十八條 旧租税特別措置法第十条の五第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日前に同項に規定する計画の認定を受けた個人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る同条第三項第三号に規定する適用年の年分の所得税については、なお従前の例による。

(給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十九條 新租税特別措置法第十条の五の四の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 個人の令和九年分以後の所得税について前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第十条の五の規定の適用については、新租税特別措置法第十条の五の四第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する控除対象雇用者給与等支給増加額は、当該控除対象雇用者給与等支給増加額から旧租税特別措置法第十条の五の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等(旧租税特別措置法第十条の五の四第五項第二号に規定する給与等をいう。)の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額とする。

(生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三十條 新租税特別措置法第十条の五の五第一項及び第三項の規定は、個人が取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する生産工程効率化等設備で施行日以後に受ける同項に規定する特定認定に係る同項に規定する特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載されたものについて適用し、個人が取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の五の五第一項に規定する生産工程効率化等設備で施行日前に受けた同項に規定する特定認定に係る同項に規定する特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載されたものについては、なお従前の例による。

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第三十一條 新租税特別措置法第十条の六第五項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の六第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項第九号中「第十条の五の五第三項」とあるのは「前条第三項」と、同条第二項中「第十条の五の四第三項又は前条第四項」とあるのは「又は第十条の五の四第三項」と、同条第三項中「第十条の五の四第四項第九号又は前条第五項」とあるのは「又は第十条の五の四第四項第九号」とする。

3 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の六第二項、第三項、第五項及び第六項の規定の適用については、同条第二項中「第十条第七項、第十条の二の二第二項」とあるのは「第十条第七項」と、同条第三項中「第十条第八項第七号、第十条の二の二第四項第五号」とあるのは「第十条第八項第七号」と、同条第五項中「第三号、第三号の二(第十条の二の二第一項に係る部分に限る。)」とあるのは「第三号」と、同条第六項中「第十条の二第三項、第十条の二の二第五項」とあるのは「第十条の二第三項」とする。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第三十二條 旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する特定総合効率化計画について施行日前に同項に規定する認定を受けた個人が令和九年三月三十一日以前に取得又は建設をした同項に規定する倉庫用建物等(施行日以後に同項に規定する倉庫業の用に供した同項に規定する倉庫用建物等にあつては、やむを得ない事情により施行日の前日までにその用に供することができなかったことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」とする。

2 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十九条第二項の規定の適用については、同項中「第十条の二第一項又は第十条の二の二第一項」とあるのは、「又は第十条の二第一項」とする。

(青色申告特別控除に関する経過措置)

第三十三條 新租税特別措置法第二十五条の二の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例に関する経過措置)

第三十四條 新租税特別措置法第二十七条の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 令和八年十二月一日以前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定による確定申告書を提出した者及び同日以前に同年分の所得税につき同法第二条第一項第四十四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日以前に同項第四十三号に規定する更正があつた場合には、その更正後の事項)につき新租税特別措置法第二十七条の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができ。

(中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例に関する経過措置)

第三十五條 新租税特別措置法第二十八条の二第一項の規定は、同項に規定する中小事業者が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第二十八条の二第一項に規定する中小事業者が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

(給与所得控除の最低控除額の特例に関する経過措置)

第三十六條 新租税特別措置法第二十九条の四第四項の規定は、令和八年分の所得税については、同年中に支払うべき所得税法第九十条第一号に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて適用する。

2 令和八年十二月一日以前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日以前に同年分の所得税につき同法第二条第一項第四十四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日以前に同項第四十三号に規定する更正があつた場合には、その更正後の事項)につき新租税特別措置法第二十九条の四の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができ。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第三十七條 新租税特別措置法第三十一条の二(第二項第十号及び第十一号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

同法第六十二条の三第一項の改正規定(第九項)を「第十項」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(第九項)を「第十項」に、「第十一項」を「第十二項」に改める部分に限る。)、同項第十三号及び第十四号の改正規定(第七項)を「第八項」に改める部分に限る。)、同項第十五号の改正規定(第七項)を「第八項」に改める部分に限る。)、同条第五項の改正規定(第七項)を「第八項」に改める部分に限る。)、同条第六項の改正規定、同条第十五項を同条第十六項とする改正規定、同条第十四項の改正規定、同項を同条第十五項とする改正規定、同条第十三項の改正規定、同項を同条第十四項とする改正規定、同条第十二項の改正規定、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とする改正規定、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に一項を加える改正規定、同法第六十三条第一項の改正規定(第九項)を「第十項」に改める部分に限る。並びに同条第四項の改正規定並びに附則第三十七条第三項及び第四十五条第三項の規定

口 第十三条中我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第二十五項の改正規定(第九項)を「第十項」に改める部分に限る。)

九 次に掲げる規定 令和十年四月一日

イ 第三条の規定(同条中消費税法別表第二十一号口の改正規定を除く。並びに附則第十七条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定

口 第五条中国税通則法第七十四条の二の改正規定

ハ 第七条中租税特別措置法第八十六条の五第十三項の改正規定

ニ 第九条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条に一項を加える改正規定

ホ 第十四条中所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号) 附則第四十四条の改正規定

十 次に掲げる規定 次号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項第十六号の改正規定、同項第二十五号の改正規定、同法第十二条第二項第一号の改正規定、同法第三十三条の改正規定、同法第四十八条の二第一項の改正規定(「資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号) 第二条第十四項(定義)に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。」を削る部分を除く。及び同法第六十九条第二項の改正規定並びに附則第四条、第六条第一項及び第七条の規定

ロ 第七条中租税特別措置法の目次の改正規定(第二十九条の四)を「第二十九条の五」に改める部分を除く。)、同法第九条の四の二第一項の改正規定、同法第三十七条の十三第三項及び第九項第二号の改正規定、同法第二章第四節第九款の次に一款を加える改正規定、同法第四十一条の十四第一項第二号の改正規定、同法第四十一条の十九第二項の改正規定(同項第七号に係る部分を除く。)、同法第四十二条の二の二第一項及び第三項の改正規定(又は)を「第三十八

八条の二第四項又は」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(第三十七号の十四の二第二十七項)の下に「第三十八条の二第四項」を加える部分及び「第三十六項まで」の下に「第三十八条の二第五項から第九項まで」を加える部分に限る。)、同法第四十二条の三第六項第二号の改正規定(第三十七号の十四第三十五項)を「第三十七号の十四第四十一項」に改める部分を除く。並びに同項第五号及び第六号の改正規定(第三十七号の十四第三十七項)を「第三十七号の十四第四十六項」に改める部分を除く。並びに附則第二十五条、第三十九条及び第四十三条の規定

ハ 第十二条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第七号の改正規定

十一 第一条中所得税法第四十八条の二第一項の改正規定(「資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号) 第二条第十四項(定義)に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。」を削る部分に限る。並びに同法第二百二十四条の三第一項、第三項及び第四項の改正規定並びに附則第六条第二項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日

十二 次に掲げる規定 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十九号) 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

イ 第六条中国税徴収法第五十九条第一項の改正規定(「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める部分を除く。)

ロ 第十条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第四項の表国税徴収法の項の改正規定(「領置」を「(同法の規定による電磁的記録提供命令(同法第二百二条の二第一項第一号イ(電磁的記録提供命令)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。を含む。)、電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)」に改める部分に限る。)

十三 第七条中租税特別措置法第十条の二の次に一項を加える改正規定、同法第十条の六第一項第三号の次に一項を加える改正規定、同法第四十二条の五の改正規定、同法第四十二条の十三第一項第四号の次に一項を加える改正規定並びに同法第六十八号の三の四第二項及び第四項の改正規定(第四十二条の六第三項)を「第四十二条の五第二項、第四十二条の六第三項」に改める部分に限る。)

十四 第七条中租税特別措置法第十条の四第一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)、同法第十条の五の三第一項の改正規定、同法第十条の五の五第一項の改正規定(令和八年三月三十一日)を「令和十年三月三十一日」に改める部分及び「百分の五十」を「百分の三十」に改める部分を除く。)、同条の次に一項を加える改正規定、同法第十条の六第一項第十号を同項第九号とし、同号の次に一項を加える改正規定(同項第十号を同項第九号とする部分を除く。)、同条第六項の改正規定(前条第七項)を「第十条の五の五第七項」に改める部分に限る。)、同法第十九条第一項第一号の改正規定(又は)を「第十条の五の六又は」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の四第十九項第二号イの改正規定(並びに)を「第四十二条の二の七第二項及び第三項並びに」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の十一の二第一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定、同法第四十二条の十二の六第六項の改正規定(令和八年三月三十一日)を「令和十年三月三十一日」に改める部分及び「百分の五十」を「百分の三十」に改める部分を除く。)、同条の次に一項を加える改正規定、同法第四十二条の十三第三項第一項第十六号を同項第十五号とし、同号の次に一項を加える改正規定(同項第十六号を同項第十五号とする部分を除く。)、同条第八項の改正規定(前条第十二項)を「第四十二条の十二の六第十二項」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の表に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定(第七項)の下に「又は第四十二条の十二の七第二項若しくは第三項」を加える部分に限る。)、同法第五十二条の二第一項の改正規定(若しくは)を「第四十二

条の十二の七第一項若しくは」に改める部分に限る。)、同法第五十三条第一項第二号の改正規定(又は)を「第四十二条の七又は」に改める部分に限る。)、同法第六十六条の十三第一項の改正規定(同条第二十七項)を「同条第二十八項」に改める部分に限る。並びに同法第六十八号の三の四第二項及び第四項の改正規定(並びに)を「第四十二条の十二の七第三項及び第八項並びに」に改める部分に限る。)、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中租税特別措置法第九十条の十二の改正規定及び同法第九十条の十四（見出しを含む）の改正規定並びに附則第七十条の規定 令和八年五月一日

二 第四条の規定（同条中国際観光旅客税法第二十七条第一項の改正規定を除く。）及び附則第二十二條の規定 令和八年七月一日

三 第十四条の規定（同条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条の改正規定を除く。）及び附則第九十条の規定 令和八年十月一日

四 次に掲げる規定 令和八年十二月一日

イ 第一条中所得税法第二十一条第三十二号の改正規定（同号口に係る部分を除く。）、同項第三十三号及び第三十四号の改正規定、同法第二十八号第三項の改正規定、同法第八十六条第一項第一号の改正規定並びに同法別表第二から別表第五までの改正規定（別表第五に係る部分に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第九条、第十一条第二項から第四項まで、第十二条及び第十三条第二項の規定

ロ 第七条中租税特別措置法の目次の改正規定（第二十九条の四）を「第二十九条の五」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の改正規定、同法第二章第三節中第二十九条の四を第二十九条の五とし、第二十九条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十六の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定並びに附則第三十四条、第三十六條並びに第四十五条第一項及び第四項の規定

五 次に掲げる規定 令和九年一月一日

イ 第一条中所得税法第三十五条に一項を加える改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同法第二百二十条の改正規定、同法第二百三十三の三の改正規定及び同法別表第二から別表第五までの改正規定（別表第五に係る部分を除く。）並びに附則第五条、第八条、第十条、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定

ロ 第七条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第九条の九第一項の改正規定、同法第二十五条の二の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第四十一条の三の十一、第四項第六号の改正規定、同法第四十一条の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十六の二第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四十一条の十七の改正規定（同条第一項中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の十九第一項の改正規定、同条第二項第七号の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四十二条の二の第二項第一項及び第三項の改正規定（「又は」を「、第三十八條の二第四項又は」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（「又は」を「、第三十八條の二第四項又は」に改める部分を除く。）、同条第三十八條の二第四項の改正規定（「第三十八條の二」の下に「第三十八條の二」を加える部分を除く。）、同法第四十二条の三第三項第六項第二号の改正規定（「第三十七條の十四第三十五項」を「第三十七條の十四第四十一項」に改める部分に限る。）、同項第三号の改正規定、同項第四号の改正規定、同項第五号及び第六号の改正規定（第三十七條の十四第三十七項）を「第三十七條の十四第四十六項」に改める部分に限る。）、並びに同法第七十条の六の八第二項第一号及び第七十条の六の十第二項第一号の改正規定並びに附則第三十三條、第四十二條、第四十四條、第四十五條第二項、第四十六條、第四十七條、第六十八條、第九十五條（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第三十四條の改正規定に限る。）及び第九十八條の規定

ハ 第十条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五條の二の第二項の改正規定

二 第十二条の規定（同条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第七号の改正規定を除く。）及び附則第八十八條の規定

ホ 第十三条の規定（同条中我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三條第二十五項の改正規定を除く。）並びに附則第八十九條第一項及び第九十二條の規定

六 次に掲げる規定 令和九年四月一日

イ 第六条の規定（同条中国税徴収法第五十九條第一項の改正規定を除く。）、

ロ 第十条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一條第四項の表国税徴収法の項の改正規定（「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に、「領置」を「（同法の規定による電磁的記録提供命令（同法第二百一十一條の二第一項第一号イ（電磁的記録提供命令）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、電磁的記録提供命令（同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）」に改める部分を除く。）、同法第十三條第一項の改正規定、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定

ハ 第十一条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十九條第一項の改正規定（令和八年三月三十一日）を「令和十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十九條第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定及び同項第三号の改正規定並びに附則第八十七條第一項及び第二項の規定

二 附則第二十条第二項から第五項までの規定

七 次に掲げる規定 令和九年十月一日

イ 第四条中国際観光旅客税法第二十七條第一項の改正規定

ロ 第五条の規定（同条中国税通則法第三十四條の六第三項の改正規定及び同法第七十四條の二の改正規定を除く。）並びに附則第二十三條及び第二百二條の規定

ハ 第六条中国税徴収法第五十九條第一項の改正規定（「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める部分に限る。）、

二 第八条の規定

ホ 第九条の規定（同条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条に一項を加える改正規定を除く。）、

ハ 第十条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条第一項の改正規定、同法第十条の三の改正規定、同法第十条の三の二の改正規定、同法第十条の三の三の改正規定、同法第十条の四の改正規定、同法第十条の五第九項の改正規定、同法第十一条第四項の表国税徴収法の項の改正規定（「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める部分に限る。）、及び同法第十三條の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第二項に係る部分及び同条第三項に係る部分を除く。）並びに附則第七十一條の規定

ト 附則第二十一条の規定

八 次に掲げる規定 令和十年一月一日

イ 第七条中租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号及び第十四号の改正規定（第五項）を「第六項」に改める部分に限る。）、同項第十五号の改正規定（第五項）を「第六項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（第五項）を「第六項」に「第八項」を「第九項」に改める部分に限る。）、同条第十項の改正規定、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とする改正規定、同条第七項の改正規定、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に一項を加える改正規定、同法第四十二條の三第三項及び第五項の改正規定（第三十一條の二第八項）を「第三十一條の二第九項」に改める部分に限る。）、同法第四十二條の四第四十九項第二号ハの改正規定、同法第六十二條第一項の改正規定（第九項）を「第十項」に改める部分に限る。）、

ルギー消費性能向上住宅の新築又は対象エネルギー消費性能向上住宅で建築後使用されたことのないものの取得をして、当該対象エネルギー消費性能向上住宅を同日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、当該個人の第六項に規定する十年間の各年分の所得税については同項の規定は適用しない。

個人が、災害危険区域等（建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域（以下この項において「災害危険区域」という。）、地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域（以下この項において「地すべり防止区域」という。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域（以下この項において「急傾斜地崩壊危険区域」という。）、土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九條第一項の土砂災害特別警戒区域（以下この項において「土砂災害特別警戒区域」という。）、又は特定都市河川浸水被害対策法第三條第一項の浸水被害防止区域（以下この項において「浸水被害防止区域」という。）、以下この項において同じ。）内において、第一項の居住用家屋若しくは第六項の認定住宅等の新築（特定建替えを除く。）をし、又はこれらの家屋で建築後使用されたことのないものの取得をした場合におけるこれらの家屋（これらの家屋の一部が災害危険区域等内にある場合におけるこれらの家屋を含む。）、災害危険区域（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域と重複していない区域に限る。）内にあるこれらの家屋にあつては、これらの家屋の建築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告（以下この項において「勧告」という。）を受けた者が、同条第五項の規定によつて当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで建築をしたことにより当該勧告に違反した旨を令和十年一月一日以後に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したときは、当該個人の同項に規定する十年間の各年の所得税については、同項の規定は、適用しない。ただし、当該居住用家屋等に係る建築確認を受けた時において、当該居住用家屋等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあつた場合は、この限りでない。

27 前項に規定する特定建替えとは、個人、当該個人の配偶者又は当該個人の二親等以内の親族が、居住の用に供し、又は供していた家屋での居住の用に供し、又は供していた期間として政令で定める期間が五年以上であるものうち政令で定めるものの建替えをいう。

第四十一条第二十八項中「第十項」を「第六項」に改め、同条第三十四項第一号中「第二十二項」を「第十九項」に改め、同条第三十五項中「第十五項」を「第十一項」に改める。

第四十一条の第二項中「適用年（特例適用年）」を「適用年（に）」第十項、第十五項及び第十八項を「第十一項及び第十四項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「前条第十項」を「前条第六項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前条第十五項」を「前条第十一項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前条第十八項」を「前条第十四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「前条第十一項又は第十三項」を「前条第七項又は第九項」に、「同条第十二項」を「同条第八項」に、「同条第十一項又は第十三項」を「同条第七項又は第九項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第三項中「同条第十項」を「同条第六項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「平成二十六年から平成三十年までの各年」を「平成二十九年、平成三十年」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 当該居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、認定住宅等借入金等の金額に係るものと他の住宅借入金等の金額に係るものとがあるとき、認定住宅等借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

第四十一条の二の二第一項中「居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし。」を削り、又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。」を、「居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十一年内」に改め、当該居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十四年内とし。」を削り、又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十二年内とする。」を、「居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十二年内」に改め、同条第二項中「第四十一条第二十項」を「第四十一条第十六項」に、「又は同条第二十一項」を「(以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。)若しくは同条第十八項」に、「(認定住宅等の新築等に)」を「同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等」に、「(認定住宅等の新築等に)」を「同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等」に、「(認定住宅等の新築取得等に)」を「同条第十八項に規定する特例認定住宅等の新築取得等(以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。))である場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得に該当するものとみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅の取得に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例既存住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する増改築等に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例増改築等若しくは特例認定住宅等の新築取得等」に改め、同条第四項及び第七項中「居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし。」を削り、又は同条第十五項若しくは第十八項を「居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項」に「には十一年内とする。」を「には、十一年内」に改め、同条第八項中「令和七年まで」を「令和十二年まで」に、「又は第四十一条第十五項若しくは第十八項」を「居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項」に改める。

第四十一条の三第二項中
第四十一条の三の二を次

第四十一条の三の二 削除

第四十一条の三の十一第四項第六号中「掲げる金額」の下に「(同条第五項の規定の適用がある場合には、その適用がないものとして計算した金額)」を加える。

第四十一条の五第七項第一号及び第四十一条の五の二第七項第一号中「令和七年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の八第一項に次の一号を加える。

五 低所得であるひとり親への就業の支援等の観点から給付される母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条第二号（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）に掲げる給付金の支給を受けていた者のうち財務省令で定める者に対して給付される財務省令で定める給付金

第四十一条の第十四第一項第二号中「同条第二十四項第三号の二に掲げる暗号等資産又は」を「第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産以外の同法第二十条第二十四項第三号の二に掲げる暗号等資産又は当該暗号等資産に係る」に改める。

第四十一条第十一項を同条第七項とし、同条第十二項中「第十項」を「第六項」に改め、「居住年が平成二十一年から平成二十三年までの各年である場合には一・二パーセントとし」を削り、「平成二十四年」を「平成二十九年」に、「令和七年」を「令和十二年」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十三項中「第十項」を「第六項」に、「又は買取再販認定住宅等の取得」を「若しくは買取再販認定住宅等の取得」に、「第二十一項」を「第十八項」に改め、「供した場合」の下に「又は認定住宅等の新築取得等をした認定住宅等（第十八項の規定により認定住宅等とみなされる同項に規定する特例認定住宅等を除く）」を令和八年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところにより当該特例対象個人の居住の用に供した場合」を加え、「第十一項」を「第七項」に改め、同項各号を次のように改める。

一 居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合（その居住に係る家屋が認定住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合に限る。） 五千万円

二 居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。） 四千五百万円

イ 令和六年又は令和七年 その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

ロ 令和八年から令和十二年までの各年 次に掲げる場合

(1) その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

(2) その居住に係る家屋が認定住宅又は特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合

三 居住年が令和六年又は令和七年である場合（その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合に限る。） 四千万円

四 居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合（その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合に限る。） 三千万円

第四十一条第十三項を同条第九項とし、同条第十四項を同条第十項とし、同条第十五項中（当該増改築等に係る第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額につき、同条第一項、第五項又は第八項の規定によりこの条の規定の適用を受けた場合を除く。）を削り、「第十八項」を「第十四項」に、「第二十四項」を「第二十一項」に、「第二十五項」を「第二十二項」に、「第二十六項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十六項を同条第十二項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第十一項」に、「第十九項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十八項中「第十項」を「第六項」に、「第十五項」を「第十一項」に、「第二十四項」を「第二十一項」に、「第二十五項」を「第二十二項」に、「第二十六項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十九項を同条第十五項とし、同条第二十項中「次項」の下に「から第十九項まで」を加え、「次項」を「第二十五項及び第二十六項」に改め、同項ただし書中「所得税法第二条第一項第三十号の」を削り、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 個人が、国内において、特例買取再販住宅の取得（建築後使用されたことのある小規模居住用家屋で耐震基準に適合するものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「特例既存住宅」という。）のうち特定増改築等をした家屋で政令で定めるものの当該特定増改築等をした

宅地建物取引業者からの取得をいう。以下この項において同じ。）、特例既存住宅の取得（特例買取再販住宅の取得を除く。以下この項において同じ。）又は第一項に規定するその者の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの特例増改築等をした場合には、当該特例買取再販住宅の取得は同項に規定する買取再販住宅の取得に該当するものと、当該特例既存住宅の取得は同項に規定する既存住宅の取得に該当するものと、当該特例増改築等は同項に規定する増改築等に該当するものと、当該特例既存住宅は同項に規定する既存住宅と、当該特例増改築等をした家屋（当該特例増改築等に係る部分に限る。）は同項に規定する増改築等をした家屋とそれぞれみなして、同項、第三十一項及び第三十四項の規定を適用することができる。ただし、第一項に規定する適用年のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の合計所得金額が千万円を超える年については、この限りでない。

第四十一条第二十一項中「のうち令和七年十二月三十一日以前に建築確認を受けているもの」を削り、「新築又は」を「新築若しくは」に、「（以下この項において「特例認定住宅等の新築等」という。）を、「特例買取再販認定住宅等の取得（特例認定住宅等である特例既存住宅のうち特定増改築等をした家屋で政令で定めるものの当該特定増改築等をした宅地建物取引業者からの取得をいう。以下この項において同じ。）又は特例既存認定住宅等の取得（特例認定住宅等である特例既存住宅の取得で特例買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のものをいう。）（以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。）に、「（特例認定住宅等の新築等は第十項）を「（特例認定住宅等の新築取得等は第六項）に、「認定住宅等の新築等」を「認定住宅等の新築取得等」に、「第十一項第一号」を「第七項第一号ロ」に、「第十項第三号」を「第六項第三号」に改め、同項ただし書中「第十項」を「第六項」に改め、「所得税法第二条第一項第三十号の」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「第一項」を「第一項、第六項、第十七項及び前項」に、「は、同項に規定する」を「は、に、同項の」を「第一項の」に、「含む」で当該「工事」を「含む。以下この項において「増改築等工事」という。）であつて、当該増改築等工事」に、「工事の」を「増改築等工事の」に、「は、当該工事」を「は、当該増改築等工事」に改め、「ものであること」の下に、「当該増改築等工事をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を、除く。を」の下に「い、第十七項に規定する特例増改築等とは、当該個人が所有している家屋につき行う増改築等工事であつて、当該増改築等工事に要した費用の額（当該増改築等工事の費用に關し補助金等の交付を受ける場合には、当該増改築等工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）が百万円を超えるものであること、当該増改築等工事をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件を満たすもの（同条第一項から第八項までの規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項を同条第二十項とし、同条第二十四項中「第十項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「第十項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「第十項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十七項を同条第二十四項とし、同項の次に次の三項を加える。

25 個人が、国内において、対象外エネルギー消費性能向上住宅（エネルギー消費性能向上住宅のうち、令和九年十二月三十一日以前に建築確認を受けたもの又は令和十年六月三十日以前に建築されたもの（以下この項において「対象エネルギー消費性能向上住宅」という。）以外のものをいう。以下この項において同じ。）の新築又は対象外エネルギー消費性能向上住宅で建築後使用されたことのないものの取得をして、当該対象外エネルギー消費性能向上住宅を令和十年一月一日以後に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、当該個人の同項に規定する十年間の各年分の所得税については同項の規定は適用せず、個人が、国内において、対象エネ

6 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に係る外国関係法人の各事業年度が特例清算事業年度に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該居住者に対し、期間を定めて、当該各事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出が求めるときは、第二項（第十一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該各事業年度は特例清算事業年度に該当しないものと推定する。

第四十条の八第一項各号並びに第二項第一号並びに第二号イ及びロ中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改める。

第四十一条第一項中「以下この項、第十項、第二十項、第二十一項、第二十七項及び第三十五項」を「第十九項を除き、以下この項、次条第三項第四号」を「次条第三項第三号」に、「第三十五項」を「第十七項及び第三十五項」に改め、「宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が」を削り、「当該宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に、二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に、この項、第三項、第五項、第六項、第九項から第十一項まで、第十五項から第十七項まで及び第三十一項、次条並びに第四十一条の二の二を「同条まで」に改め、「第六項及び第九項を削り、平成十九年一月一日から令和七年十二月三十一日まで」を「平成二十九年一月一日から令和十二年十二月三十一日まで」に、「次項から第十項まで、第十五項、第十八項、第二十三項及び第三十四項並びに」を「以下この条及び」に、「各年」を「適用年」に、「第十項、第十五項及び第十八項」を「第十一項及び第十四項」に、「年に限る。第四項第一号において「適用年」とを「各年」に改め、合計所得金額の下に「以下この条において「合計所得金額」という。」を加え、同項第二号中「宅地建物取引業法第二条第三号に規定する」を削り、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「平成二十三年又は平成二十六年」を「平成二十九年」に改め、「居住年が平成二十六年から令和三年までの各年である場合には、」を削り、「とき」を「場合」に改め、同項第一号とし、同項第三号中「平成二十四年」及び「居住年が令和四年又は令和五年である場合には、」を削り、「とき」を「場合」に改め、同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「平成二十年又は平成二十五年から令和七年まで」を「平成二十九年から令和十二年まで」に「平成二十六年」を「平成二十九年」に改め、同項を同項第三号とし、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「平成二十一年」を「平成二十九年」に改め、同項を同項第一号とし、同項第三号中「令和七年」を「令和十二年」に改め、同項を同項第二号とし、同条第五項中「第十六項及び第四十一条の三の二第十八項」を「第十二項」に改め、「第四十一条の三の二第十八項において「新消費税法」という。」を削り、同条第六項から第九項までを削り、同条第十項中「第十三項、第二十四項から第二十六項まで」を「第九項、第二十一項から第二十三項まで、第二十六項」に、「第十三項、第十八項及び第十九項」を「第九項、第十四項及び第十五項」に改め、「宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が第一項の」を削り、「の当該」の下に「特定増改築等をした」を加え、「第十三項並びに」を「第九項並びに」に改め、「又は」の下に「既存認定住宅等の取得」を加え、「以下この項及び」を「をいう。次項及び第九項第二号ロ(2)において同じ。」(以下この項、第九項及び、平成二十一年六月四日（第二号に掲げる家屋にあつては都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日とし、）を「平成二十九年一月一日」に、「とする。」から令和七年十二月三十一日」を「」から令和十二年十二月三十一日」に、「第十二項及び第十四項」を「から第十項まで」に、「認定住宅等の新築等又は」を「認定住宅等の新築等若しくは」に改め、「ある場合」の下に「又は同日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年である場合」を加え、「第二十四項中」を「第二十一項中」に、「第十項」を「第六項」に、「第二十五項」を「第二十二項」に、「第十項」を「第六項」に、「第二十六項中」を「第二十三項中」に、「第二十八項中」を「第二十五項中」の同項とあるのは「第六項」と、「同項」とあるのは「第六項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「第二十八項中」に、「（第六項）」とあるのは「第六項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「第二十八項中」に、「（第

十項」を「第六項」に改め、同項第三号中「第十三項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項第四号中「及び第十三項第三号」を「第九項第三号及び第四号並びに第二十五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 居住年が平成二十九年から令和五年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。） 五千万円

イ 平成二十九年から令和三年までの各年 その居住に係る住宅の取得等が特定取得（第五項に規定する特定取得をいう。第五号イにおいて同じ。）に該当するものである場合

ロ 令和四年又は令和五年 その居住に係る家屋が認定住宅（前項第一号又は第二号に掲げる家屋をいう。以下この項並びに第九項第一号及び第二号ロ(2)において同じ。）であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

二 居住年が令和四年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。） 四千五百万円

イ 令和四年又は令和五年 その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

ロ 令和六年から令和十二年までの各年 その居住に係る家屋が認定住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

第四十一条第一項第三号中「平成二十四年」及び「居住年が令和四年又は令和五年である場合には、」を削り、「とき」を「場合」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四 居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。） 三千五百万円

イ 令和六年又は令和七年 その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

ロ 令和八年から令和十二年までの各年 次に掲げる場合

(1) その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

(2) その居住に係る家屋が認定住宅又は特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合

五 居住年が平成二十九年から令和七年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。） 三千万円

イ 平成二十九年から令和三年までの各年 その居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するものである場合

ロ 令和四年又は令和五年 その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合

ハ 令和六年又は令和七年 次に掲げる場合

(1) その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合

(2) その居住に係る家屋が認定住宅又は特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合

第四十一条第一項に次の一号を加える。

六 居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合（その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合に限る。） 二千万円

9 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二十一条第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

10 その年分の所得税に係る非課税口座を有していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の譲渡につき第六項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額を有するものは、その年分の所得税については、第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは第三十七条の十二の二第二項若しくは第六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額又は所得税法第二百一十一条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第二百一十一条第三項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の計算上当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を除外したところにより、同法第二百一十条から第二百一十七条まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定及び第三十七条の十二の二第九項（第三十七条の十三の三十項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百一十三条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

11 前項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者のその年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項の規定に該当する非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、これらの条に規定する課税標準等には含まれないものとする。

第二章第四節第九款の次に次の一款を加える。

第九款の二 特定暗号資産の譲渡による所得の課税の特例等

（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十八条の二 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、金融商品取引法第二条第四十九項に規定する暗号資産（その名称が同法第二十九条の二第一項第十一号に掲げる事項として同法第二十九条の三第一項に規定する金融商品取引業者登録簿に登録されているもの（その取引の状況その他の事情を勘案して財務省令で定めるものを除く。）その他の財務省令で定めるものに限る。以下この項、第四項及び第五項並びに次条第二項において「特定暗号資産」という。）の譲渡（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第五項に規定する暗号資産取引業を行う者に限る。以下この項及び第四項において「暗号資産取引業者」という。）への売却託により行うもの又は暗号資産取引業者に対するものに限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定暗号資産の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二十一条第三十号から第三十四号の五までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十八条の二第二項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）とする。

二 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額（事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、租税特別措置法第三十八条の二第二項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡による事業所得及び譲渡所得がないものとして計算した金額とする。）」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を除く。）」とする。

三 所得税法第七十一条及び第七十二条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

四 所得税法第九十二条、第九十五条及び第六十五条の六の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条及び第六十五条の六中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

五 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で特定暗号資産についての金融商品取引法第二条第八項第十八号又は第十九号に掲げる行為を行った暗号資産取引業者の営業所（国内にある主たる営業所又は事務所をいう。以下この項において同じ。）の長は、当該行為を行った日の属する年の翌年一月三十一日までに、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、個人番号、当該特定暗号資産の名称その他の財務省令で定める事項を記載した報告書を作成し、当該営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、その者の同項の特定暗号資産についての同項に規定する行為に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

6 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第四項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第五項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8 第五項及び第六項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9 前項に定めるもののほか、第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

十号まで」を「第九号まで、第十号」に改め、同項第十六号中「第六号」を「第七号」に、「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改め、同条第三項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「第五項」を「第六項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第十項中「第八項の規定による修正申告書及び」を「第九項の規定による修正申告書及び」に改め、同項第一号中「第八項」を「第九項」に改め、同項第二号中「第八項」を「第九項」に、「第三十一条の二」中「第八項」を「第九項」に改め、同項第二号中「第八項」を「第九項」に、「第三十一条の二」第八項」を「第三十一条の二第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項（第三項において準用する場合を含む。）の場合において、個人が、第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第三項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定する優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第三十三条第一項第三号の二中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「同項」を「同法第七十九条第三項」に改める。

第三十三條の二第二項中「第百十八條の二十五の三第一項」を「第百十八條の二十五の二第一項」に改め、同条第三項中「第百十八條の二十五の三第一項」を「第百十八條の二十五の二第一項」に、「第百十一條」を「第百十一條第三項」に、「第百十八條の二十五の三第三項」を「第百十八條の二十五の二第三項」に改め、同条第六項中「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十号」に、「マンシヨンの建替え事業」を「マンシヨンの再生事業」に、「同項第七号」を「同項第十四号」に、「施行再建マンシヨンを「再生後マンシヨ」に、「同項第十九号」を「同項第三十五号」に改め、同条第七項中「施行再建マンシヨ」を「再生後マンシヨ」に、「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同条第八項中「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第二十八号」に、「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第二百五条」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律第二百五条」に改める。

第三十三條の六第一項中「第百十八條の二十五の第三項」を「第百十八條の二十五の二第三項」に「マシヨンの建替え等の円滑化に関する法律」を「マシヨンの再生等の円滑化に関する法律」に「施行再建マシヨン」を「再生後マシヨン」に改める。

第三十四条の二第二項第九号中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に、「同条第二項第四号ロ」を「同条第二項第四号ハ」に改め、同項第二十二号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二條第一項第四号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二條第一項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同項第二十二号の二中「決議特定要項を除却認定マンション」を「マンション」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第九條第一項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二條第一項第一号」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二條第一項第九号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二條第一項第十八号」に、「第百十三條」を「第百七條」に、「認定買受計画」を「認定除却等計画」を

その他財務省令で定める計画」に改め、「同項第一号に規定する」を削り、「が」を「」又は同項第十九号に規定するマンション除却敷地売却事業（当該マンション除却敷地売却事業に係る財務省令で定める計画に、マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項の記載があるものに限る。）が」に「第二百二十四条第一項」を「第二百二十一条第一項」に改める。

第三十五条の第二項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改める。
第三十六条の第二項及び第二項並びに第三十六条の五中「令和七年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項中「令和八年十二月三十一日」を「令和十一年十二月三十一日」に、「同年三月三十一日」を「同年三月三十一日」とし、同表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては令和十年十二月三十一日とする。」に、「第一号の」を「第二号の」に改め、「同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。第三十七条の三第二項において同じ。」を削り、「同号の下欄に掲げる資産」の下に「同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。第三十七条の三第二項において同じ。」を加え「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同項の表の第一号の上欄中「イ又はロに掲げる区域にあつては、平成二十六年四月一日から」及び「のいずれか遅い日」を削り、同欄のハを削り、同号の下欄中「イからハまで」を「イ又はロ」に改め、同表の第二号の下欄中「既成市街地等」を「次に掲げる区域」に改め、同欄に次のように加える。

イ 既成市街地等であつて、次に掲げる区域（当該区域が都市再開発法第二条の第三項に規定する大都市の区域に該当する場合にあつては、当該大都市の区域に係る同項に規定する都市再開発の方針に定められた同項第二号に規定する地区の区域に該当するものに限る。）

(1) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項に規定する防災街区整備方針に定められた同項第一号に規定する防災再開発促進地区の区域

(3) (2) 都市再生特別措置法第二十五条に規定する特定都市再生緊急整備地域内の区域都市再生特別措置法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二

項第三号に規定する都市機能誘導区域
口 既成市街地等であつて、被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域

ハ 既成市街地等であつて、イ及びロに掲げる区域以外の区域
第三十七条第一項の表の第三号の下欄中「建物又は構築物」を「建物（特定施設の用に供さ

れるものに限る。又は構築物（特定施設に係る事業の遂行上必要なものに限る。）に改め、同表の第四号の上欄中「あつては、」の下に、「その船舶に設置されている原動機の定格出力の合計が千五百

キロワット以下のもの及び」を加え、同条第三項及び第四項中「令和八年十二月三十一日」を「令和十一年十二月三十一日」に、「同年三月三十一日」とし、同表の第四号の

つては令和十年十二月三十一日とする。に改め、同条第十項第三号中「の第一号」を「の第二号」上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、二箇を二箇とする。に改め、同条第十項第三号中「の第二号」

に改め「上欄に掲げる資産」の下に「当該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産」を加え、かつ、当該買換資産を削り、「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同条第三十項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」

に改める。一、百分の六十に改め、同条第十二項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。二、同条第三項中「第一号」を「第二号」に、「百分の三十一」を「百分の四十一」に改める。

第三十七條の第二項中「第一号」を「第二号」に、「百分の四」を「百分の五」に改め、第三十七條の四中「令和八年十二月三十一日」を「令和十一年十二月三十一日」に、「同年三月三十一日」を「同年三月三十一日」とし、同表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄で規定する連

改める。

設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては令和十年十二月三十一日とする。」に

〔国税徴収法の一部改正〕

第六条 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二号中「差押え」の下に「の手續及び効力発生時期」を加え、同条第三号中「第七十三条（電話加入権等の差押え）又は第七十三条の二（振替社債等の差押え）を」を「第七十二條の二から第七十三條の二まで（特定電子移転財産権等の差押えの手續及び効力発生時期）」に改める。

第七十二条第一項中「がない財産」の下に「当該財産に係る権利（権利の移転について登記を要するものを除く。）であつて電子情報処理組織を用いて移転するもの（以下「特定電子移転財産権」という。）を除く。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定電子移転財産権の差押えの手續及び効力発生時期）

第七十二条の二 特定電子移転財産権の差押えは、特定電子移転財産権を徴収職員に移す方法により行う。ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）であつてこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移させる方法により行うことができる。

2 前項の差押えの効力は、同項本文の規定により特定電子移転財産権が徴収職員の管理に移され、又は同項ただし書の規定による命令の告知がされた時に生ずる。

第七十三条第二項中「差押え」を「差押えの」に改め、同条第三項中「前条第三項及び第四項」を「第七十二条第三項及び第四項（特許権等の差押えの手續及び効力発生時期）」に、「差押え」を「差押え」に改め、同条第四項中「前条第五項」を「第七十二条第五項」に改め、同条第五項中「差し押えた債権の取立」を「差し押えた債権の取立て」に改める。

第七十九条第一項第一号中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項第一号中「取消」を「取消し」に改め、同項に次の一号を加える。

四 差押えに係る不動産が売却され、かつ、当該不動産の差押えの解除について滞納者から財務省令で定めるところにより申出があつた場合において、次のいずれにも該当するとき。

イ 当該不動産の売却価額（当該売却価額が当該申出があつた時における当該不動産の時価に相当するものとして財務省令で定める価額を下回る場合にあつては、当該財務省令で定める価額）からその差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を控除した残額に相当する額（当該相当する額が当該差押えに係る国税の額を超える場合にあつては、当該差押えに係る国税の額）の国税の納付があつたとき。

ロ 国税の徴収上支障がないと認められるとき。

第八十条第一項中「差押え」を「差押え」に改め、同条第二項中「の差押え」を「の差押え」に、「掲げる手續」を「定める手續」に改め、同項第一号中「引渡」を「引渡し」に、「差押え」を「差押え」に改め、同項に次の一号を加える。

三 特定電子移転財産権 滞納者の管理に移すこと。

第八十条第三項中「差押え」を「差押え」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同条第四項中「の引渡」を「の引渡し」に、「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同項ただし書中「差押え」を「差押え」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同項第一号中「取消」を「取消し」に、「責に」を「責めに」に、「差押え」を「差押え」に改め、同項第二号中「差押え」を「差押え」に改め、同条第五項中「権利証書の取上げ」の規定により「電話加入権等の差押えの手續及び効力発生時期」において「差し押えた自動車等の占有」を「自動車、建設機械又は小型船舶の差押え」に改める。

第二百二十二条の次に次の一条を加える。

（特定電子移転財産権の権利移転の手續）

第二百二十二条の二 税務署長は、換価した特定電子移転財産権の買受人が買受代金を納付したときは、その特定電子移転財産権を買受人の管理に移さなければならない。

第二百五十九条第一項中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に、「領置」を「（同法の規定による電磁的記録提供命令（同法第二百二条の二第一項第一号イ（電磁的記録提供命令）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）に改める。

第百八十七條の次に次の一条を加える。

第百八十七條の二 正当な理由がなく、第七十二条の二第一項ただし書（特定電子移転財産権の差押えの手續及び効力発生時期）の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九十条第一項中「又は第百八十八條」を「から第百八十八條まで」に改める。

第七條 租税特別措置法の一部改正

（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。）

第七條 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九條の四」を「第二十九條の五」に、「第十款」その他の特例（第三十九條第一、四十條の三の二）を「第九款の二（特定暗号資産の譲渡による所得の課税の特例等（第三十八條の二・第三十八條の三）に改める。

第三條第一項第一号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項に次の一号を加える。

五 特定公社債以外の公社債の利子で、その支払の確定した日（無記名の公社債の利子については、その支払をした日）においてその者（以下この号において「対象者」という。）又は当該対象者と政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎となる株主として選定した場合に法人税法第二十条第十号に規定する同族会社と該当することとなる法人（以下この号において「同族会社」という。）以外の法人（以下この号において「特定法人」という。）から支払を受けるもののうち、実質的に当該同族会社から支払を受けるものと認められる場合として政令で定める場合における当該対象者その他の政令で定める者が当該特定法人から支払を受けるもの（第九條の四の二第一項第一号中「募集」の下に「公募（を「公募」の下に「をいう。次号において同じ。」）を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法人税法第二十条第二十九号ロ(2)に掲げる投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託（証券投資信託又は公募公社債等運用投資信託に該当するものを除く。）及びこれに類する同条第二十四項に規定する外国投資信託で、その設定に係る受益権の募集が公募により行われたもの

第九條の八中「第三十七條の十四第三十五項及び第三十六項」を「以下この条並びに第三十七條の十四第四十一項及び第四十五項」に改め、同条に次の三項を加える。

2 非課税口座及び第三十七條の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同条第四項第一号に規定する基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同条第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び次項において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき前項第三号に掲げる非課税口座内上場株式等の配当等については同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。

3 前項の規定の適用があつた非課税口座内上場株式等の配当等についての第八條の五第一項の規定の適用については、同条第四項の規定にかかわらず、前項の契約不履行等事由が生じた時に支払があつたものとみなされた当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の合計額ごとに行うものとする。

4 前項に定めるもののほか、第二項の規定により第一項の規定の適用がなかつたものとされる非課税口座内上場株式等の配当等につき同項の金融商品取引業者等が徴収した所得税の納付に関する事項その他第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

法律第十二号

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十六号中「第四十八条の二第一項」を「暗号資産(金融商品取引法第二条第四十九項に規定する暗号資産をいう。第三十三条第三項(譲渡所得)、第四十八条の二に、「に規定する暗号資産」を「及び第六十九条第二項(損益通算)において同じ。に改め、同項第二十五号中「(損益通算)」を削り、同項第三十二号中「八十五万円」を「八十九万円」に改め、同号口中「生徒」を「学生又は生徒」に改め、同項第三十三号及び第三十四号中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第九条第一項第五号中「費用」の下に「(自動車その他の交通用具の駐車のための施設の利用のために支出する費用を含む。)」を加える。

第二十二條第二項第一号中「第三十三條第三項第一号」の下に「又は第三号」を加える。

第二十八條第三項第一号を次のように改める。

一 前項に規定する収入金額が三百六十万円以下である場合 八万円と当該収入金額の百分の三十に相当する金額との合計額(当該合計額が六十九万円に満たない場合には、六十九万円)

第二十八條第三項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

六 第三条の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日

七 第一条中「地方税法施行令第九條の八の五、第二十四條の二の五及び第四十八條の十四の五の改正規定（円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日）」を「（次項において「中小企業者等」という。）を加える部分に限る。」及び同条に一項を加える改正規定（産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日）」とする。

八 第一条中「地方税法施行令第五條の二の四第七項の改正規定（中小企業者等）」の下に「（次項において「中小企業者等」という。）を加える部分に限る。」及び同条に一項を加える改正規定（産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日）」とする。

九 第一条中「地方税法施行令第三十七條の十三の改正規定（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日）」を「（次項において「中小企業者等」という。）を加える部分に限る。」及び同条に一項を加える改正規定（産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日）」とする。

十 第一条中「地方税法施行令第四條の改正規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）同令附則第四條の第二十一項及び第二十二項並びに第十八條の六第十四項及び第三十一項の改正規定、同令附則第十八條の六の三の次に二條を加える改正規定、同令附則第十八條の七の二の改正規定（同令附則第十八條及び第十七項に係る部分を除く。）並びに同令附則第二十一條の次に一條を加える改正規定（金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日）の属する年の翌々年の一月一日」を「（次項において「中小企業者等」という。）を加える部分に限る。」及び同条に一項を加える改正規定（産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日）」とする。

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七條の二の二第二項の規定は、令和九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新令第七條の十三第一項（地方税法施行令第七條の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、令和九年度以後の年度分の個人の道府県民税又は令和八年度以後の各年において生ずる地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十三條第五項に規定する特定雑損失金額について適用し、令和八年度分までの個人の道府県民税又は令和七年度以前の各年において生じた同項に規定する特定雑損失金額については、なお従前の例による。

3 令和八年度に限り、新令第九條の十四の二第二項及び第九條の十五第一項の規定の適用については、新令第九條の十四の二第二項中「毎年度」とあるのは「令和九年」と、「当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月まで」とあるのは「令和八年四月から十二月まで」と、「額」次条第一項において同じ」とあるのは「額」と、新令第九條の十五第一項中「毎年度」とあるのは「令和九年」と、「当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月まで」とあるのは「令和八年三月に収入した利子割額に相当する額（同月に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）の百分の五十九・四に相当する額と、同年四月から十二月まで」と、「利子割額に相当する額」とあるのは「利子割額に相当する額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）」と、「前条第一項」とあるのは「前条第一項」と、「五分の三に相当する額」とあるのは「五分の三に相当する額との合算額」と、「当該年度前三年度内」とあるのは「令和五年度から令和七年度まで」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 新令第三十七條の十六の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。この場合において、令和十三年三月三十一日までに行われた住宅の取得に係る同条の規定の適用については、同条第一号中「が四十平方メートル」とあるのは「が四十平方メートル（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域（特別区の区域内にあるものに限る。）の区域内にある住宅にあつては、五十平方メートル（当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）」と、同条第二号中「四十平方メートル」とあるのは「四十平方メートル（当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、五十平方メートル）」とする。

2 新令第三十七條の十七の規定は、施行日以後の住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。この場合において、令和十三年三月三十一日までに行われた住宅の取得に係る同条の規定の適用については、同条中「が四十平方メートル」とあるのは「が四十平方メートル（当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、五十平方メートル）」と、同条第二号中「四十平方メートル」とあるのは「四十平方メートル（当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、五十平方メートル）」とする。

3 新令第三十七條の十八の規定は、施行日以後の住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。この場合において、令和十三年三月三十一日までに行われた住宅の取得に係る同条の規定の適用については、同条第一号中「が四十平方メートル」とあるのは「が四十平方メートル（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域（特別区の区域内にあるものに限る。）の区域内にある住宅にあつては、五十平方メートル）」と、同条第二号中「四十平方メートル」とあるのは「四十平方メートル（当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、五十平方メートル）」とする。

4 新令第三十九條の二の四第一項の規定は、施行日以後の住宅の取得に係る土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の住宅の取得に係る土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。この場合において、令和十三年三月三十一日までに行われた住宅の取得に係る土地の取得に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「が四十平方メートル」とあるのは「が四十平方メートル（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域（特別区の区域内にあるものに限る。）の区域内にある住宅のうち、区分所有に係る住宅であつてその人の居住の用に供する専有部分が貸家の用に供されるものである住宅以外の住宅にあつては、五十平方メートル）」と、同項第二号中「四十平方メートル」とあるのは「四十平方メートル（当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、五十平方メートル）」とする。

（自動車税に関する経過措置）

第四条 令和八年度以後の各年度において、都道府県が地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号、以下この条、附則第六條及び第七條において「改正法」という。）附則第十條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税の環境性能割について同項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第一條の規定による改正前の地方税法（以下この条、附則第六條及び第七條において「旧法」という。）第百七十七條の六第一項の規定により同項に規定する額を当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付する場合には、改正法附則第十條第二項の規定によりなお従前の例によることとされた第一條の規定による改正前の地方税法施行令（以下この条、附則第六條及び第七條において「旧令」という。）第四十四條の八の規定は適用せず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額の百分の四十・八五に相当する額（以下この項、第三項及び第五項において「算定額」という。）の二分の一の額を市町村道（旧法第百七十七條の六第一項に規定する市町村道で、以下この項及び次項第一号において同じ。）の延長で、他の二分の一の額を市町村道の面積で按分し、毎年度十二月に交付するものとする。ただし、当該年度における算定額が零を下回るときは、次項に定めるところにより、当該都道府県内の市町村に当該下回る額（同項において「超過交付額」という。）の返還を求めるものとする。

一 令和八年度 令和八年三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額（同月において過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）との差額を、同年四月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）に加算し、又はこれから減額した額

二 令和九年度以後の各年度 当該年度の前年度の十二月から当該年度の十一月までの間に収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）

13 第七項から第九項までの規定は、第十項本文の規定による指定市算定額の交付及び同項ただし書の規定による指定市超過交付額の返還について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	旧令	旧令第四十二条の十三第三項において準用する旧令
	算定額	第十項に規定する指定市算定額(次項及び第九項において「指定市算定額」という。)
第八項	第五項本文	第十項本文
	都道府県が各市町村に交付すべき額を計算する場合又は第六項第一号の規定を適用して各市町村が都道府県に返還すべき額	指定市算定額
第九項	第五項本文	次項本文
	各市町村に交付すべき額	同項に規定する指定市(以下この項において「指定市」という。)に指定市算定額
	第六項第一号	第十一項第一号
	各市町村に返還すべき額	指定市に次項ただし書に規定する指定市超過交付額
	算定額	指定市算定額

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正)

第六条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第百三十三号)附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令(平成二十年政令第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(地方税法施行令の適用の特例)

第九条 法第二十一条の規定により地方団体の徴収金とみなされた地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金についての地方税法施行令(昭和二十五年政令第百四十五号)第五十七条の五の二第四項の規定の適用については、同項第六号中「事業税」とあるのは、「事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税」とする。

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正)

第七条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令(平成三十一年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(収納の特例)

第九条 法第二十条第二項の規定により地方団体の徴収金とみなされた特別法人事業税に係る徴収金についての地方税法施行令(昭和二十五年政令第百四十五号)第五十七条の五の二第四項の規定の適用については、同項第六号中「事業税」とあるのは、「事業税及び特別法人事業税」とする。

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の一部改正)

第八条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令(令和四年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 市町村長は、森林環境税の納税義務者について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害により第五条各号のいずれかに該当する者となったことが、次に掲げる事務の処理その他により把握した状況から明らかであると認める場合には、第一項の規定にかかわらず、職権により森林環境税を免除することができる。

一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第九十条の二第一項の規定による同項に規定する「罹災証明書(第五条第三号及び第四号において「罹災証明書」という。)の交付

二 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第三条第一項の規定による災害弔慰金の支給

第四条第一項中「前条第一項の申請書の提出があった日(市町村長が必要であると認める場合には、免除を受けようとする事由が発生した日。次項において同じ。)」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日」に改める。

一 前条第一項の申請書の提出があった場合 当該申請書の提出があった日(市町村長が必要であると認める場合には、免除に係る事由が発生した日)

二 前条第三項の規定により市町村長の職権により免除される場合 当該免除に係る事由が発生した日

第四条第二項中「前条第一項の申請書の提出があった」を「同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改める。

第五条第三号中「災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第九十条の二第一項に規定する「罹災証明書(同号において「罹災証明書」という。)」を「罹災証明書」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行令第七条の二の二第二項及び第七条の十三第一項の改正規定、同令第八条の二の三を改め、同条を同令第八条の二の四とする改正規定、同令第八条の二の二の次に一条を加える改正規定、同令第二十条の二の十三、第二十一条の二の二、第四十六条の二の二第二項及び第四十八条の六第一項の改正規定、同令第四十八条の九の八を削る改正規定、同令第四十八条の九の七の七の三を改め、同条を同令第四十八条の九の八とする改正規定、同令第四十八条の九の七の二の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第十八条の六の二及び第十八条の六の三の改正規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第五条の規定 令和九年一月一日

二 第一条中地方税法施行令第八条の六第一項及び第二項並びに第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十並びに第八条の二十三並びに附則第四条第二項及び第四条の二第二項の改正規定、同令附則第十七条の二第四項の改正規定(第二十条の二第二十六項を「第二十条の二第二十四項」に改める部分を除く)並びに同令附則第十七条の二の二第二項及び第二十七条の三第五項の改正規定 令和十年一月一日

三 第一条中地方税法施行令第五十七條の五の二の改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条の規定 令和十年四月一日

四 第四条の規定 令和十一年四月一日

五 第二条の規定 物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第百号)の施行の日

第四十八條 第三項 第四十八條 の五の三第 一項及び第 三項	総所得金額 又は山林所得金 額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額 若しくは山林所得金額又は特定暗号資産に係る譲渡所得等の 金額
---	-----------------------	--

(特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除)

第十八条の六の五 法附則第三十五条の三の七第一項の規定による特定暗号資産に係る譲渡損失の金額(同条第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額をいう。第一号及び第四項第二号において同じ。)の控除については、次に定めるところによる。

一 控除する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額が前年前三年以内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も前の年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額から順次控除する。

二 法第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の三の七第一項の規定による控除を行った後、法第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)の規定による控除を行う。

2 法附則第三十五条の三の七第二項に規定する特定暗号資産の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡(次項において「特定暗号資産の譲渡」という。)による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額とする。

3 法附則第三十五条の三の七第二項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定暗号資産の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額とする。

4 法附則第三十五条の三の七第四項において読み替えて準用する法第四十五条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

二 法附則第三十五条の三の七第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、道府県民税の賦課徴収について必要な事項

5 法附則第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の二の二第二項又は第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五条の二の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

6 法附則第三十五条の三の七第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の三の六第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十二条第九項の規定の適用については、同項中「道府県民税に関する申告書」とあるのは、道府県民税に関する申告書(附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。とする。

7 法附則第三十五条の三の七第一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。		8 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三の七第一項又は第四項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
法第三十二条第三項	所得税法第二十条第一項第四十号	租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十五条の十五の三第三十項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二十条第一項第四十号	同項の規定による道府県民税に関する申告書(附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。)
法第三十二条第六項	同項第二号	第四十五条の二第二項ただし書	及びその時までに提出された附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む
法第三十二条第八項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書(附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。)	道府県民税に関する申告書(附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。)
法第三十二条第十項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書(附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。)	道府県民税に関する申告書(附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。)
法第四十五条の二第八号	前各号に掲げるもののほか、	附則第三十五条の三の七第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除	規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除
法第四十五条の二第九号	雑損失の金額の控除	雑損失の金額の控除、附則第三十五条の三の七第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除	雑損失の金額の控除、附則第三十五条の三の七第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除
法第四十五条の二第十号	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書(法附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。)	道府県民税に関する申告書(法附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。)

[illegible]

第七條の九 第一項第二 号ホ	総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第七條の十 第一項及び 第三項	又は山林所得金 額	若しくは山林所得金額又は特定暗号資産に係る譲渡所得等の 金額
法附則第三十五条の三の六第四項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得（次項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等」という。）の基因となる特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、当該各号に定める所得の金額から控除する。 一 当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該特定暗号資産の譲渡による譲渡所得の金額及び雑所得の金額 二 当該特定暗号資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該特定暗号資産の譲渡による譲渡所得の金額及び雑所得の金額 三 当該特定暗号資産の譲渡による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額及び譲渡所得の金額 前年中において特定暗号資産に係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第一項第一号の者が、法第三百十七條の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。		
法附則第三十五条の三の六第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
法第三百十 五條	又は山林所得金 額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（第三百十七條及び第三百十七條の二第二項第一号において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
法第三百十 五條第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十八条の二第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
法第三百十 七條及び第 三百十七條 の二第一項 第一号	又は山林所得金 額	若しくは山林所得金額又は特定暗号資産に係る譲渡所得等の 金額
法第四十六 條の二第二 項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この節において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
法第四十六 條の五第六 項並びに第 四十八條の 六第一項及 び第二項第 二号ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額

口	地上階数五以上を有する耐火建築物であつた被災区分所有家屋	
	四分の一以上二分の一未満	二分の一以上四分の三未満
	〇・五	〇・七五
	一・〇	

5 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において令和五年十二月三十一日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む）が令和五年十二月三十一日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう）（第七項第二号口において「特定専有部分」という。）のうち、令和五年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘（第三十六条第二項に規定する別荘をいう。同号口において同じ。）の用に供する部分を除く。）であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6 第五十二条の十一第三項の規定は、第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合について準用する。

7 法附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 第四項第一号の規定の適用がある土地 法附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地」とみなされた土地」という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち令和五年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地

二 第四項第二号の規定の適用がある土地 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートル以下であるもの 当該住宅用地とみなされた土地

ロ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該住宅用地とみなされた土地の面積を当該住宅用地とみなされた土地に係る被災区分所有家屋の特定専有部分に存した住居でその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居の数（以下この口において「特例適用住居数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積に相当する土地

8 前項に規定する特例適用住居数の算定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

9 法附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地に対応する従前の土地のうちの被災住宅用地が法附則第十六条の三第一項の規定により住宅用地とみなされるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の第二項の規定の適用を受けることとなる土地に相当する土地とする。

10 前項の規定は、法附則第十六条の三第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第十六条の三第六項」とあるのは「法附則第十六条の三第七項において準用する同条第六項」と、被災住宅用地が法附則第十六条の三第一項とあるのは「同条第二項に規定する特定被災住宅用地が同項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附則第十五条の二の七を第十五条の二の五までを削り、第十五条の二の六を第十五条の二の二とし、第十五条の二の七を第十五条の二の三とする。

附則第十七条の二第二項中「第二十条の二第二十三項の」を「第二十条の二第二十一項の」に改め、同項第一号中「第二十条の二第二十三項第一号」を「第二十条の二第二十一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十条の二第二十三項第一号」を「第二十条の二第二十一項第一号」に、租税特別措置法施行令第二十号の二第二十四項を「同令第二十号の二第二十二項」に改め、同条第三項中「第二十号の二第二十五項」を「第二十号の二第二十三項」に改め、同条第四項中「附則第三十四条の二第九項」を「附則第三十四条の二第二十一項」に、「第二十号の二第二十六項」を「第二十号の二第二十四項」に改める。

附則第十八条の二第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

附則第十八条の六第十四項中「第三十五条第一項」の下に、「第三十五条の三の六第一項を、短期譲渡所得の金額」の下に、「法附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第三十一項中「第三十五条第五項」の下に、「第三十五条の三の六第四項」を「短期譲渡所得の金額」の下に、「法附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加える。

附則第十八条の六の二第二項中「この項」の下に「及び第三項から第五項まで」を加え、同条第二項第一号中「公表された法」を「公表された払出事由（本法）に、（以下この項において「払出事由」という。）を「又は法附則第三十三条の二第二項に規定する契約不履行等事由（次項及び第五項において「契約不履行等事由」という。）をいう。以下この項において同じ。」に改め、同条第三項中「法附則第三十五条の三の二第四項に規定する」及び「（以下この項において「非課税口座内上場株式等」という。）を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、法附則第三十三条の二第二項に規定する非課税口座（以下この項及び第五項において「非課税口座」という。）及び同条第一項に規定する特定課税未成年者口座（以下この項及び第五項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する道府県民税の所得割の納税義務者の同条第一項に規定する基準年（第五項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、法附則第三十五条の三の二第三項第一号から第三号までの規定により非課税口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、第一項中「当該」とあるのは、「法附則第三十五条の三の二第三項第一号から第三号までの規定による」と、（法附則第三十五条の三の二第二項）とあるのは（同条第一項）と読み替えるものとする。

附則第十八条の六の二に次の一項を加える。

5 前項の規定は、非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する市町村民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、法附則第三十五条の三の二第八項第一号から第三号までの規定により非課税口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、前項中「当該」とあるのは、「法附則第三十五条の三の二第八項第一号から第三号までの規定による」と読み替えるものとする。

附則第十八条の六の三第三項中「附則第三十五条の三の三第一項」を「附則第三十五条の三の四第一項」に改め、同条第二項中「附則第三十五条の三の三第二項」を「附則第三十五条の三の四第二項」に、規定する事由を「附則第三十三条の二の二第一項」に、規定する事由又は法附則第三十三条の二の二第二項に規定する契約不履行等事由」を「附則第三十三条の二の三第一項」に改め、同条第三項中「附則第三十三条の二の二第一項」を「附則第三十三条の二の三第一項」に、「附則第

地方税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第八十三号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条の十一」を「第四十四条の三」に、「第五十二条の二十三」を「第五十二条の十九」に改める。

第六十六条の十四第二項中「第六百六十四条第七項（法第六百六十五条第三項において準用する場合を含む）、第四百五十八条第七項（法第四百五十九条第三項において準用する場合を含む）」を削る。

第六十六条の二十一第二項第一号中「の種別割」を削る。

第七条の二の二第二項中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第七条の三を次のように改める。

（法第二十三条第一項第十五号口の政令で定めるもの）

第七条の三 法第二十三条第一項第十五号口に規定する政令で定めるものは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第六十一条第一項第九号に掲げる配当等のうち同法第二百二十二条第二項の規定の適用を受けるものとする。

第七条の四の二第二項第一号中「昭和四十年法律第三十三号」を削る。

第七条の五第二項第一号中「の生徒」を「の学生又は生徒」に改める。

第七条の十三第二項中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第七条の十九第二項及び第四項中「第二百五十八条第四項第一号」を「第二百五十八条第五項第一号」に改める。

第八条の二の三中「前条の」を「第八条の二の二の」に、「第四十五条の三の三第四項」を「第四十五条の三の三第五項」に、「前条第一号」を「第八条の二の二第一号」に改め、同条を第八条の二の四とし、第八条の二の二の次に次の一条を加える。

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を要しない公的年金等の額）

第八条の二の三 法第四十五条の三の三第一項第三号に規定する政令で定める金額は、公的年金等受給者（同項に規定する公的年金等受給者をいう。以下この条において同じ。）の住所所在の市町村に係る第四十七条の三第一号の基本額として定める一定金額に、次の各号に掲げる当該公的年金等受給者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加えた金額とする。

一 六十五歳以上の公的年金等受給者 百二十万円

二 六十五歳未満の公的年金等受給者 七十万円

第八条の六第一項及び第二項第一号、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十並びに第八条の二十三中「第九項」を「第十項」に改める。

第九条の七第三項各号中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第九条の八の五第一号中「決定」を「命令」に改め、同条第三号中「前号」を「第二号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 法第五十三条第五十六項の法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項又は第二十九条の規定により同法第三条第一項に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（前号に掲げるものを除く。）。

第九条の十四（見出しを含む。）中「第七十一条の二十六第一項」を「第七十一条の二十五第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（利子割の清算の時期等）

第九条の十四の二 道府県は、法第七十一条の二十五第一項の規定により利子割の清算を行う場合には、毎年度二月に、当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの間に収入した利子割額に相当する額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。次条第一項において同じ。）に前条に規定する率を乗じて得た額を、

各道府県ごとの利子割清算基準額（法第七十一条の二十五第三項に規定する各道府県ごとの利子割清算基準額をいう。）に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する金額（法第七十一条の二十五第二項の規定により他の道府県に支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額で相殺が行われた場合には、当該相殺後の金額）を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

2 前項に規定する他の道府県に係る額に相当する金額について、各年度に支払うことができなかった金額があるとき、又は各年度において支払うべき金額を超えて支払った金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その翌年度に支払うべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3 第一項の規定により他の道府県に対して支払うべき額を支払った後において、その支払った額の算定に錯誤があつたため、支払った額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度において支払うべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第一項の規定を適用して他の道府県に対し支払うべき額を計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、他の道府県に対し支払うべき金額とする。

第九条の十五の見出し中「交付時期ごとの」を削り、同条第一項中「道府県は、毎年度、法第七十一条の二十六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる」を「法第七十一条の二十六第一項の規定により市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付するものとされる利子割に係る交付金については、道府県は、毎年度三月に、各市町村に対し、当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの間に収入した利子割額に相当する額に第九条の十四に規定する率を乗じて得た額に、前条第一項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の五分の三に相当する」に改め、「交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内」を削り、同項の表を削り、同条第二項中「各交付時期」を「利子割に係る交付金について、各年度」に、「当該交付時期」を「各年度」に、「次の交付時期」を「翌年度」に改め、同条第三項中「日以後に到来する交付時期」を「年度又はその翌年度」に改め、同条第四項中「に規定する各交付時期に」を「の規定を適用して」に、「額として同項の規定を適用して」を「額を」に、「当該交付時期に」を「各市町村に対し」に改める。

第九条の十九第一項の表八月の項中「前年度」を「当該年度の前年度の」に、「七月」を「当該年度の七月」に改め、以下この表において同じ。を削り、同表十二月の項中「八月」を「当該年度の八月」に改め、「収入額」の下に「当該期間内に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額」を加え、同表三月の項中「十二月」を「当該年度の十二月」に改め、「収入額」の下に「当該期間内に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額」を加え、同条第二項及び第四項中「に規定する各交付時期」を「の交付時期ごと」に改める。

- 4 令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する車両に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」とする。
- 5 令和五年四月一日から附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第十三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十五項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十一項に規定する農地中間管理機構が同項に規定する農地中間管理権を取得した同項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 10 令和四年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された附則第一条第八号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項から第十三項までにおいて「旧法」という。）附則第十五条の六第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 11 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された八号旧法附則第十五条の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された八号旧法附則第十五条の七第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された八号旧法附則第十五条の七第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 14 平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 15 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む）が行われた新法附則第五十六条第十項に規定する土地に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「被災住宅用地（福島県の区域内にあるものに限る）」とあるのは、「被災住宅用地」とする。
- 16 平成二十三年三月三十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む）が行われた旧法附則第五十六条第十項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 17 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された新法附則第五十六条第十一項に規定する家屋に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋」とする。
- 18 平成二十三年三月三十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第五十六条第十一項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 19 平成二十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む）又は改良が行われた旧法附則第五十六条第十二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」と、「附則第十五条（第二十一項を除く。）」とあるのは、「附則第十五条（第二十項を除く。）」とする。
- 20 前項の規定の適用がある場合における新法附則第五十六条第十五項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第十四条附則第十五条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第五十六条第十二項」と、「附則第十五条第十四項」とあるのは、「附則第十五条第十四項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第五十六条第十二項」とする。
- （軽自動車税に関する経過措置）
- 第十五条 新法の規定中軽自動車税に関する部分（新法第四百六十一条の二の規定を除く。）は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 2 施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能制については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第四百五十八条第一項、第四百五十九条第一項又は附則第五十七條第三項の規定により納税義務を免除される軽自動車税の環境性能制に係る地方団体の徴収金に係る旧法第四百五十八条第六項、第四百五十九条第二項若しくは附則第五十七條第四項の規定による還付又は旧法第四百五十八条第七項（旧法第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは附則第五十七條第五項の規定による充当については、なお従前の例による。
- 4 令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十八條第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される令和二年度分及び令和三年度分の軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。
- 6 新法附則第五十八條第一項から第三項までの規定の適用については、旧自動車持出困難区域は自動車等持出困難区域と、二十八年旧法附則第五十二條第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行の日以後最初に総務大臣が同号の規定により指定して公示した旧自動車持出困難区域にあつては、平成二十三年三月三十一日）は新法附則第五十四條第一項の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日と、それぞれみなす。
- （事業所税に関する経過措置）
- 第十六条 新法附則第三十三條第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和八年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和八年前の年分の個人の事業及び令和八年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。
- （都市計画税に関する経過措置）
- 第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分（地方税法第七百二条の八第八項において準用する新法第三百七十四條の二の規定を除く。）は、令和八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 令和六年四月一日から附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第一項に規定する施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第十一條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分(新法第三十三條の二の規定を除く。)は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第二百九十二條第一項(第七号及び第九号に係る部分に限る。)の規定は、令和九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三百十四條の二第二項(第八号の二に係る部分に限る。)の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第三百十四條の七第二項に規定する指定対象期間(次項において「指定対象期間」という。)の初日が次の表の上欄に掲げる期間に属する場合における同条第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「百分の六十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一号施行日から令和九年九月三十日まで	百分の五十二・五
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	百分の五十五
令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	百分の五十七・五

5 指定対象期間の初日が一号施行日から令和十一年九月三十日までの期間に属する場合における新法第三百十四條の七第二項の規定の適用については、同項第五号中「指定対象期間の初日前四年以内」とあるのは、「令和七年十月一日から指定対象期間の初日の前日までの間」とする。

6 新法第三百十四條の七第五項及び第六項の規定は、都道府県等(同条第一項第一号に規定する都道府県等をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後において同条第二項に規定する基準のいづれかに適合しなくなった若しくは施行日以後において当該基準のいづれかに適合していなかったと総務大臣が認めるとき又は都道府県等が施行日以後において同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき又は都道府県等が施行日以前において旧法第三百十四條の七第二項に規定する基準のいづれかに適用し、都道府県等が施行日以前において当該基準のいづれかに適用していなかったと総務大臣が認めるとき又は都道府県等が施行日以前において同条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときについては、なお従前の例による。

7 施行日から一号施行日の前日までの間における新法第三百十四條の七第六項の規定の適用については、同項中「指定の取消しを受ける」とあるのは、「同項の規定による指定の取消し(以下この条において「指定の取消し」という。)を受ける」とする。

8 九年一月新法第三百十四條の七第十一項及び附則第五條の五第二項の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 新法第三百十七條の三の三第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第一項の規定による申告書について適用し、二号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第三百十七條の三の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

10 九年一月新法附則第五條の四第五項から第八項までの規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一條第一項に規定する居住用家屋(同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第

十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第六項に規定する認定住宅等(同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日以前に旧租税特別措置法第四十一條第一項に規定する居住用家屋(同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第十項に規定する認定住宅等(同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

11 附則第一條第十七号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第五條の五第二項の規定は、十七号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、十七号施行日の属する年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

12 新法附則第三十四條の二第八項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が附則第一條第六号に掲げる規定の施行の日以後に行う新法附則第三十四條の二第五項の土地等の譲渡について適用する。

13 新法附則第三十五條の三の六第四項から第六項まで及び附則第三十五條の三の七第七項から第十項までの規定は、十七号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

14 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分(新法第三百三十二條の二の規定を除く。)は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

15 所得税法等改正法附則第五十四條の規定によりなお従前の例によることとされた旧租税特別措置法第四十二條の十二第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における旧法第二百九十二條第一項第四号(旧租税特別措置法第四十二條の十二の規定に係る部分に限る。)及び附則第八條第七項(同条の規定に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

第十二條 第二條の規定による改正後の地方税法第二百九十二條第一項第四号(新租税特別措置法第四十二條の十二の七の規定に係る部分に限る。)並びに附則第八條第十四項(同条の規定に係る部分に限る。)及び第十五項(同条の規定に係る部分に限る。)の規定は、附則第一條第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

第十三條 第三條の規定による改正後の地方税法第二百九十二條第一項第四号(新租税特別措置法第四十二條の五の規定に係る部分に限る。)並びに附則第八條第八項(同条の規定に係る部分に限る。)第九項(同条の規定に係る部分に限る。)第十項(同条及び地方税法第三百二十一條の八の規定に係る部分に限る。)及び第十一項(同条の規定に係る部分に限る。)の規定は、附則第一條第十四号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第十四條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分(新法第三百七十四條の二(地方税法第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)は、令和八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百五十一條の規定は、令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和六年四月一日から附則第一條第十一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五條第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

条とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第四百六十三條の二十八を同法第四百六十一條とする部分を除く。）同法第四百八十五條の四の次に一條を加える改正規定、同法第五百四十二條の次に一條を加える改正規定、同法第六百十四條の次に一條を加える改正規定、同法第六百九十六條の次に一條を加える改正規定、同法第七百條の六十七の次に一條を加える改正規定、同法第七百一十條の十九の次に一條を加える改正規定、同法第七百一十條の三十六第二項の改正規定、同法第七百一十條の三十九次一條を加える改正規定、同法第七百二十九條の次に一條を加える改正規定、同法第七百一十條の二十六の次に一條を加える改正規定及び同法第七百三十九條の六の改正規定並びに第四條（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五條（同号に掲げる改正規定を除く。）及び第六條（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十四條第一項及び第十七條の改正規定を除く。）並びに附則第十四條第二項の規定　令和九年四月一日

四 第一条中地方税法第七百四十七条の四の前の見出し、同条及び七百四十七條の五第一項の改正規定　令和九年五月一日

五 第一条中地方税法第十六條の四第一項の改正規定（第二十二條の四第一項に規定する記録命令付差押えを一「電磁的記録提供命令」に改める部分に限る。）、同法第二十二條を第二十一條の二とし、同條の次に一條を加える改正規定、同法第二十二條の四、第二十二條の五第一項及び第二十二條の六第一項、第二十二條の七、第二十二條の九、第二十二條の十一から第二十二條の十三まで、第二十二條の十四第一項、第二十二條の十五、第二十二條の十六から第二十二條の十七並びに第二十二條の十八第一項の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第二十二條の十九の改正規定、同法第二十二條の二十（見出しを含む）の改正規定、同法第二十二條の二十一及び第二十二條の二十二の改正規定、同法第二十二條の二十三（見出しを含む）の改正規定並びに同法第二十二條の二十四、第二十二條の二十八第一項、第二十二條の三十、第二十二條の三十一及び第七十二條の百一十一第一項の改正規定並びに同法附則第九條の十二の改正規定、同法附則第十五條等の一部を改正する等の法律附則第三十一條第二項の規定によりなす措置効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第十九條の改正規定、第五条中森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十七条の改正規定並びに第六条中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十七條の改正規定並びに次条及び附則第二十一條の規定　令和九年十月一日

六 第一条中地方税法第三十四条第一項第八号の二、第五十三条、第三百四十條の二第一項第八号の二及び第三百二十一號の八の改正規定並びに同法附則第五條の六、第七條の三及び第三十四條第四項の改正規定、同法附則第三十四條の二の改正規定（同條第二項、第四項及び第五項中「令和八年度」と「令和十一年度」に改める部分を除く。）並びに同法附則第三十四條の二、第四十四條の二第六項の表附則第三十四條の二第六項の項及び第八項の表附則第三十四條の二第六項の項並びに第四十四條の三第四項の改正規定並びに附則第三條第四項、第十四項及び第十五項並びに第十一條第三項及び第十二項の規定　令和十年一月一日

七 第一条中地方税法第七十二条の七八の改正規定、同法第七十二條の八十の三見出しを含む）の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第七百四十七條の六第三項の改正規定及び同條に一項を加える改正規定並びに附則第七條の規定　令和十二年四月一日

八 第一条中地方税法第七十三條の十四第一項、第七十三條の二十四第一項及び第三百四十八條第二項第二号の五の改正規定並びに同法附則第一條第七十八項の改正規定（令和八年三月三十一日）を「令和十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法附則第十五條第一号の改正規定、同法附則第十五條の六第一項の改正規定（令和八年三月三十一日）を「令和十三年三月三十一日」に、「次条並びに附則第十五條の八」を「から附則第十五條の八まで」に改める部分を除く。）、同條第二項の改正規定（令和八年三月三十一日）を「令和十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法附則第十五條の七第一項の改正規定（令和八年三月三十一日）を「令和十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、及び同條第二項の改正規定（令和八年三月三十一日）を「令和十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第八條第二項、第三項及び第五項並びに第十四條第十項から第十三項までの規定　令和十一年四月一日

九 第一条中地方税法第十六条の四第一項の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。） 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十 第二条並びに附則第四条及び第十二条の規定 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の実業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第号）の施行の日

十一 第一条中地方税法附則第十五条第一項の改正規定（令和八年三月三十一日）を「令和十年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに附則第十四条第三項及び第十七条第二項の規定 物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第号）の施行の日

十二 第一条中地方税法附則第十条の改正規定（第二条第九号）を「第二条第十号」に改める部分に限る。同法附則第十五条第十七項の改正規定（同項を同条第十六項とする部分を除く。）及び同条第四十四項の改正規定（同項を同条第四十三項とする部分を除く。） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第号）の施行の日

十三 第一条中地方税法附則第十一条第七項の改正規定（令和八年三月三十一日）を「令和十一年三月三十一日」に改める部分を除く。同条第十四項の改正規定及び同法附則第十五条第十四項の改正規定（令和八年三月三十一日）を「令和十一年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第十三項とする部分を除く。並びに附則第八条第四項、第十四条第五項及び第十七条第三項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第号）の施行の日

十四 第三条並びに附則第五条及び第十三条の規定 産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第号）の施行の日

十五 第一条中地方税法第七十三条の六第三項及び第五項並びに第七十三条の十四第八項及び第九項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十六 第一条中地方税法附則第四条の五第一項の改正規定（第四条第五項第三号）を「第四条第九項第三号」に改める部分に限る。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十七 第一条中地方税法附則第三条の三第一項の改正規定（附則第三十五条の四）を「附則第三十五条の三の六」に改める部分に限る。同法附則第五条の五第一項の改正規定（又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき）を「附則第三十五条の三の六第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき」に改める部分及び同項第五号に係る部分に限る。同条第二項の改正規定（又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるとき）を「附則第三十五条の三の六第四項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるとき」に改める部分及び同項第五号に係る部分に限る。同法附則第三十五条の三の四を同法附則第三十五条の三の五とし、同条の次に二条を加える改正規定（同法附則第三十五条の三の四を同法附則第三十五条の三の五とする部分を除く。）及び同法附則第三十七条の三を同法附則第三十七条の四とし、同法附則第三十七条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条第三項及び第十六項、第十一条第十三項及び第十三項並びに第十八条の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日

（記録命令付差押えに関する経過措置）

第二条 前条第五号に掲げる規定の施行の日前に第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第一章第十六節の規定により記録命令付差押え（旧法第二十二条の四第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この条において同じ。）に係る旧法第二十二条の四第四項に規定する許可状が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

- 2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。
- 3 人格のない社団等については、前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理者がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正)
 第五条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「規定」の下に「これらの規定に係る罰則を含む。」を加える。
第二十二條第二項中「第二十四條第四項」の下に「第二十四條の二第二項」を加える。
第二十四條の次に次の一條を加える。

第二十四条の二 第七條第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百三十一條第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第七十條の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十五条第一項第一号中「(昭和三十四年法律第四百七十七号)」を削る
(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正)

第六條 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第百六十四条第七項（同法第百六十五条第三項において準用する場合を含む。）を削る。」

第十七条中「規定」の下に「これらの規定に係る罰則を含む。」を加える。

第二十二條第二項中「第二十六條第四項」の下に「第二十六條の二第二項」を加える。

第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条の二 第八条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第七十二條の第一項ただし書の規定の例により行う都道府県長の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理者がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十七条第一項第一号中「昭和三十四年法律第百四十七号」を削る

附則

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第三十七条の二第二項の改正規定（同項第五号中「第五項」を「第四項」に改める部分を除く）、同条第三項の改正規定、同法第三百十四条の七第二項の改正規定（同項第五号中「第五項」を「第四項」に改める部分を除く。）及び同条第三項の改正規定並びに附則第三条第五項及び第六項並びに第十一条第四項及び第五項の規定　令和八年十月一日

二 第一条中地方税法第二十三条第一項第六号、第七号及び第九号並びに第三十四条第一項第六号の改正規定、同法第三十七条の第二十一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第四十五条の三の第二項第二号、第四十五条の三の三、第二百九十二条第一項第六号、第七号及び第九号並びに第三百十四条の第二項第六号の改正規定、同法第三百十四条の七第十一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、並びに同法第三百十七条の三の第二項第二号及び第三百十七条の三の三の改正規定並びに同法附則第三条の第三項の改正規定（第十七号に掲げる改正規定を除く。）、同法附則第四条の五第一項の改正規定（第十六号に掲げる改正規定を除く。）、

同条第三項の改正規定、同法附則第五条の四の二第二項の改正規定（「令和二十年年度」を「令和二十五年年度」に改める部分、「令和七年」を「令和十二年」に改める部分及び同項第一号に係る部分（「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「平成十七年法律第十一号」を加える部分を除く。）に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「令和二十年年度」を「令和二十五年年度」に改める部分、「令和七年」を「令和十二年」に改める部分及び同項第一号に係る部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法附則第五条の五の改正規定

定（第十七号に掲げる改正規定を除く）、同法附則第三十三條の二の第二項及び第二項の改正規定、同条を同法附則第三十三條の二の三とし、同法附則第三十三條の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五條の二の第二項、第三十五條の二の三第二項、第三十五條の三の二及び第三十五條の三の四第三項の改正規定、同条を同法附則第三十五條の三の五とする改正規定、同法附則第三十五條の三の三を同法附則第三十五條の三の四とし、同法附則第三十五條の三の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第四十五條第一項の表附則第五條の四の第二項第一号

の項の改正規定（附則第五条の四の第二項第一号）を「第一項第一号」に改める部分を除く。）並びに同条第四項の表附則第五条の四の第二項第一号の項の改正規定（附則第五条の四の第二項第一号）を「第五項第二号」に改める部分を除く。）並びに附則第三条第二項、第九項、第十項及び第十二項並びに第十一条第二項及び第八項から第十項までの規定　令和九年一月一日

三 第一条中地方税法第二十七条第二項の改正規定、同法第六十九条の次に一条を加える改正規定、

同法第七十一条の二十の次に一条を加える改正規定、同法第七十一条の四十一の次に一条を加える改正規定、同法第七十一条の六十一の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の八第二項の改正規定、同法第七十二条の六十九の次に一条を加える改正規定、同法第七十三条の三十七の次に一条を加える改正規定、同法第七十四条の二十八の次に一条を加える改正規定、同法第九十五条の次に一条を加える改正規定、同法第一百四十四条の五十二の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十七条の二十二を同法第六十九条とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第一百七十七條の二十二を同法第六十九条とする部分を除く）、同法第二百一条の次に一条を加える改正規定、同法第二百八十六条の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十九条第二項の改正規定、同法第三百三十二条の次に一条を加える改正規定、同法第三百五十一条の改正規定、同法第三百七十四条の次に一条を加える改正規定、同法第四百六十三條の二十八を同法第四百六十一

2

前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ(2)、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二及び第十二号に係る部分に限る。）、及び第九項、第三十七条、附則第四条第四項並びに附則第四条の二第四項の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十八条の二第二項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五項第一項、附則第五項の四第一項及び附則第五項の五第一項の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第三十五条の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第二項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五項第一項及び附則第五項の四第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第三十五条の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同条第十一項及び附則第五項の五第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、附則第五項第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の合計額」とする。

五 附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは、「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 3

前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第二項第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合に、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三百三十三条第一項及び第二項並びに第三百三十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えて適用される第三百三十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

5

前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ(2)、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、及び第三項、第三百三十四条の二第二項（第十号の二及び第十二号に係る部分に限る。）、及び第九項、第三百三十四条の六、附則第四条第十項並びに附則第四条の二第十項の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

二 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十八条の二第二項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三百三十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百三十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

四 第三百三十四条の六から第三百三十四条の八まで、第三百三十四条の九第一項、附則第五項第三項、附則第五項の四第五項及び附則第五項の五第二項の規定の適用については、第三百三十四条の六中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百三十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三百三十四条の八、第三百三十四条の九第一項、附則第五項第三項及び附則第五項の四第五項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百三十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第十一項及び附則第五項の五第二項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、附則第五項第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の合計額」とする。

五 附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは、「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、第三百三十七条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6

前項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第三十五条の三の七 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第四項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の道府県民税について連続してこれらの申告

- 二 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該市町村民税の所得割の納税義務者への返還（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ホ(1)(i)に規定する政令で定める事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
- 三 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
- 四 第二号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。
- 五 第三号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。
- 9 前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三条第三項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、市町村民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。
- 附則第三十五条の三の二第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。
- 3 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する道府県民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、道府県民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。
- 一 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

- 二 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第三十七条の十四第四項第一号に規定する他の保管口座（第八項において「他の保管口座」という。）への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該道府県民税の所得割の納税義務者への返還（同条第五項第六号ホ(1)(i)に規定する政令で定める事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
- 三 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
- 四 第二号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。
- 五 第三号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。
- 4 前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三条第三項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、道府県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。
- 附則第三十五条の三の四第三項中「附則第三十五条の三の四第一項」を「附則第三十五条の三の五第一項」に改め、同条を附則第三十五条の三の五とし、同条の次に次の二項を加える。
- （特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）
- 第三十五条の三の六 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

の同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額」を削り、同項第二号中「災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律」の下に「昭和二十二年法律第七十五号」を加え、同条第二項中「附則第五条の四の二第一項」を「附則第五条の四第一項」に改め、同条第三項中「同条第十六項」を「同条第十二項」に改め、同条第五項中「令和二十年度」を「令和二十五年」に改め、「平成十一年から平成二十八年まで又は」を削り、「令和七年」を「令和十二年」に改め、前条第六項の規定の適用を受けないときは」を「には」に改め、「合計額」の下に「居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする）を加算した額」を加え、同項第一号中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで」、「第十八項まで」に改め、「平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額」を削り、同条第六項中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改め、同条第七項中「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条を附則第五条の四とする。

附則第五条の五第一項中「又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき」を、「附則第三十五条の三の六第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき」に改め、「当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千元（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、三十八万六千元）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いづれも低い金額とする。

附則第五条の五第一項第五号中「又は」を、「附則第三十五条の三の六第一項又は」に改め、同条第二項中「又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるとき」を、「附則第三十五条の三の六第四項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるとき」に改め、「当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相當する金額を超えるときは、当該百分の二十に相當する金額」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と百十五万八千円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百五十四万四千円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いづれも低い金額とする。

附則第五条の五第二項第五号中「又は」を、「附則第三十五条の三の六第四項又は」に改める。附則第五条の六第一項中「令和二十年年度」を「令和三十年年度」に改め、同条第二項中「令和二十年年度」を「令和三十年年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２ 令和三十一年度以後の各年度分の個人の道府県民税についての第三十七条の二第一項及び第十一项並びに前条第一項（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第三十七条の二第二十項第一号の表百九十五万円以下（金の額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・九五」と、同表百九十五万円を超え三百十万円以下の金の額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金の額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金の額の項中「百分の六十」とあるのは「百分の五十六・六七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金の額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の五十六・六七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金の額の項中「百分の五十」と

とあるのは「百分の四十九・六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・五」と、前条第一項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・八五」とする。

附則第五条の六に次の一項を加える。

令和三十一年度以後の各年度分の個人の市町村民税についての第三百十四条の七第一項及び第三十一項並びに前条第二項（これらの規定を次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第三百十四条の七第一項第一号の表百九十五万円を以て下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・九五」と、同表百九十五万円を以て上の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十九・九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・六七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十一」とあるのは「百分の四十九・六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・五五」と、前条第二項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・八五」とする。

附則第六條第一項中「令和九年度」を「令和十二年度」に改め、同條第二項中「附則第五條の四の二第二項」を削り、同條第四項中「令和九年度」を「令和十二年度」に改め、同條第五項中「附則第五條の四の二第五項」を「附則第五條の四の二第五項」に改める。

附則第七条の第二項及び第五項中「掲げる金額」の下に「と前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零と下回る場合には、零とする。）との合計額」を加える。

附則第七條の三第一項中「令和二十年年度」を「令和三十年年度」に改め、同条第二項中「令和二十年年度」を「令和三十年年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

令和三十一年度以後の各年度分の個人の道府県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・九五分の五・〇・〇」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・九分の十・一」と、「七十分の十」とあるのは「六十九・八分の十・二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・六七分の二十三・二三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・六七分の三十三・三三」とする。

附則第七條の三に次の一項を加える。

令和三十一年度以後の各年度分の個人の市町村民税についての前条第四項及び第五項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・九五分の五・〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・九分の十・一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・八分の二十・二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・七七分の二十三・二三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・六七分の三十三・三三」とする。

附則第八條第一項中「第四十二條の四」を「第四十二條の四、」に、「第十三項並びに第十八項」を「並びに第十四項」に、「第七項二を「第七項」」に改め、同條第二項を次のように改める。

当分の間、各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二條の四第七項の規定により控除された金額がある場合における第二十三條第一項及び第二百九十二條第一項第四号の四の規定の適用については、第二十三條第一項第四号イ及び第二百九十二條第一項第四号イ中「第四十二條の四」とあるのは「第四十二條の四第一項、第四項、第八項第六号ロ及び第七号並びに第十四項」と、「除く」及び「」とあるのは「除く」並びに「」と、第二十三條第一項第四号ロ及び第二百九十二條第一項第四号ロ中「第四十二條の四」とあるのは「第四十二條の四第一項及び第四項、」と、「第四十二條の十二の五及び」とあるのは「第四十二條の十二の五並びに」とする。

第七百三十三条の二十五の次に次の一条を加える。

〔国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪〕

第七百三十三条の二十五の二 第七百三十三条の二十四第六項の場合において正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う地方団体の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第七百三十九条の六第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前条第一項又は第二項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百四十七条の四の前の見出し中「地方税関係通知」を「地方税関係通知等」に改め、同条第一項中「行政機関の長をいう。」の下に「以下この項、」を加え、「のうち、地方税関係法令」を「及び国税関係通知（国税（国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。）に関する法律又はこれに基づく命令若しくは規則（以下この項及び次条第一項において「国税関係法令」という。）の規定に基づき行政機関の長が行う第七百六十二条第一号に規定する通知をいう。次条第一項において同じ。）のうち、地方税関係法令又は国税関係法令」に改め、除き、地方税関係法令の下に「及び国税関係法令」を加え、同条第二項の表第二項の項中「同じ。」の下に「又は国税関係法令（同法第七百四十七条の四第一項に規定する国税関係法令をいう。以下この項及び第七百四十七条の四第一項において同じ。）を加え、地方税関係法令その他の当該特定書面等行政機関宛通知（同法第七百四十七条の四第一項を「地方税関係法令及び国税関係法令その他の当該特定書面等行政機関宛通知（同条第一項）に改め、同表第四項の項中

め、同表第四項の項中

地方税関係法令

当該地方税関係法令

を

地方税関係法令又は国税関係法令
当該地方税関係法令及び国税

法令
関係法
に改める。

第七百四十七条の五第一項中「地方税関係通知」の下に「及び国税関係通知」を、「のうち地方税関係法令」の下に「又は国税関係法令」を加え、及び相統税法第五十八条第二項の規定による「並びに税理士法第五十六条の規定に基づき行政機関の長が他の行政機関の長に対して行う第七百六十二条第一号に規定する」に「地方税関係法令及び相統税法第五十八条第二項」を「地方税関係法令、国税関係法令及び同法第五十六条」に改める。

第七百四十七条の六第三項中「をいう。」の下に「次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

4 前項の規定により機構が特定徴収金の収納の事務の一部を特定金融機関等に委託した場合において、法人の事業税その他の政令で定める地方税（当該地方税に係る申告書の提出期限と同時に法定納期限（第十一條の四第一項に規定する法定納期限をいう。以下この項において同じ。）が到来するものに限る。）に係る特定徴収金の納付又は納入の手続のうち総務省令で定めるものが法定納期限に行われたとき（その税額が総務省令で定める金額以下である場合に限る。）であつて、政

令で定める日までに特定金融機関等による納付又は納入がされたときは、その納付又は納入の日が法定納期限後である場合においても、その納付又は納入は法定納期限においてされたものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。

第七百四十八条第一項中「附則第十二条の二の七の二第五項」を「附則第十二条の二の八第五項」に改める。

附則第三条の二第一項中「第六百六十九条第二項、第七百七十条第一項、第七百七十七条の十八第一項」を「第六百六十五条第一項」に、「第四百六十三條第二項、第四百六十三條の二第一項、第四百六十三條の二十四第一項」を「第四百五十七條第一項」に改める。

附則第三条の三第一項中「第三十五條の三の二」を「第三十五條の三の三第一項」を「第三十三條の二」で、附則第三十三條の三から第三十五條の三の二まで、附則第三十五條の三の二第一項及び第六項、附則第三十五條の三の四第一項に、「附則第三十五條の四」を「附則第三十五條の三の六」に改め、同条第二項第二号中、「附則第五條の四の二第一項」を削り、同項第三号及び同条第五項第二号中「附則第五條の四第六項、附則第五條の四の二第五項」を「附則第五條の四第五項」に改め、同項第三号中、「附則第五條の四の二第一項」を削る。

附則第四条第一項第一号中「令和七年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改める。

附則第四条の二第一項第一号中「令和七年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改める。

附則第四条の五第一項中「から令和九年度まで」を「以後」に、「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に、「及び同項第四号」を「同項第四号」に、「一般用医薬品」を「一般用医薬品及び同法第二条第十七項第三号に掲げる医薬品」に改め、「支払った場合」の下に「同条第一項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払った場合に限る。第三項において同じ。」を加え、「前年中」とあるのは「前年（平成二十九年から令和八年までの各年に限る。）中」とを削り、「定めるもの」の下に「をいう。」を加え、「特定一般用医薬品等購入費」を「特定一般用医薬品等購入費をいう。以下この号において同じ。」に、「特定一般用医薬品等購入費」を「特定一般用医薬品等購入費（同項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払ったものに限る。）」に改め、同条第三項中「から令和九年度まで」を「以後」に改め、「前年中」とあるのは「前年（平成二十九年から令和八年までの各年に限る。）中」とを削り、「定めるもの」の下に「をいう。」を加え、「特定一般用医薬品等購入費」を「特定一般用医薬品等購入費をいう。以下この号において同じ。」に、「特定一般用医薬品等購入費」を「特定一般用医薬品等購入費（同項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払ったものに限る。）」に改める。

附則第五条の四の前の見出し及び同条を削る。

附則第五条の四の二に見出しとして「個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除」を付し、同条第一項中「令和二十五年」を「令和二十五年」に、「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」を「同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条及び附則第四十五条において「居住年」という。）が」に、「令和七年」を「令和十二年」に、「において、前条第一項の規定の適用を受けないときは」を「には」に改め、「合計額」の下に「（居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額」を加え、同項第一号中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで」を「第十八項まで」に改め、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（平成七年法律第十一号）を加え、（平成十九年又は平成二十年の居住年に係

三 この法律の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第二百九十四条第一項に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令で定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

第三百十七條の三の第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等受給者の名称
二 公的年金等受給者が、特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

三 特定配偶者の氏名

四 扶養親族又は特定親族の氏名

五 その他総務省令で定める事項

第三百二十一條の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項各号及び第二十六項中「第九項」を「第十項」に改める。

第三百三十二條の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第三百三十二條の二 第三百三十一條第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二條の第二項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百四十一條第四号ただし書中「〔種別割〕を削る」。

第三百四十八條第二項第二号の五中「昭和四十三年法律第百号」を削り、同項第八号中「特別史蹟、史蹟」を「特別史蹟、史跡」に改める。

第三百五十一條本文中「〔が土地〕の下に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては二十万円」を削り、「百五十万円」を「百八十万円」に改め、同条ただし書中「二十万円」を削り、「百五十万円」を「百八十万円」に改める。

第三百七十四條の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による固定資産税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第三百七十四條の二 第三百七十三條第七項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二條の第二項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第四百四十二條中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条第五号中「〔軽自動車に付加して一体となつて物として政令で定めるものを含む。〕」を削り、同号を同条第三号とし、同条中第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削る。

第四百四十三條第一項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、主たる定置場所所在の市町村において、その所有者に課する。第四百四十三條第二項を削り、同条第三項中「〔種別割〕を「〔軽自動車税〕」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四百四十四條第一項中「〔軽自動車税の賦課徴収については〕及び「前条第一項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第二項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第四百四十六條及び第四百四十七條を削る。

第四百四十八條第四項中「第四百六十三條の七第六項及び第四百六十三條の二十七第六項」を「第四百六十條第六項」に改め、同条を第四百四十六條とし、第四百四十九條を第四百四十七條とする。

第三章第三節第二款を削る。

第三章第三節第三款の款名及び同款第一目から第三目までの目名を削る。

第四百六十三條の十五（見出しを含む。）中「〔種別割〕を「〔軽自動車税〕」に改め、同条を第四百四十八條とし、同条の次に次の款名を付する。

第二款 賦課及び徴収

第四百六十三條の十六（見出しを含む。）中「〔種別割〕を「〔軽自動車税〕」に改め、同条を第四百四十九條とする。

第四百六十三條の十七（見出しを含む。）中「〔種別割〕を「〔軽自動車税〕」に改め、同条を第四百五十條とする。

第四百六十三條の十八の見出し及び同条第一項から第四項までの規定中「〔種別割〕を「〔軽自動車税〕」に改め、同条を第四百五十一條とする。

第四百六十三條の十九（見出しを含む。）中「〔種別割〕を「〔軽自動車税〕」に改め、同条を第四百五十二條とする。

第四百六十三條の二十の見出し中「〔種別割〕を「〔軽自動車税〕」に改め、同条を第四百五十三條とする。

第四百六十三條の二十一の見出し中「〔種別割〕を「〔軽自動車税〕」に改め、同条中「〔種別割〕を「〔軽自動車税〕」に、「第四百六十三條の十九」を「第四百五十二條」に改め、同条を第四百五十四條とする。

第四百六十三條の二十二の見出し及び同条第一項中「〔種別割〕を「〔軽自動車税〕」に改め、同条第三項中「第四百六十三條の十九第一項」を「第四百五十二條第一項」に、「〔種別割〕を「〔軽自動車税〕」に改め、同条を第四百五十五條とする。

第四百六十三條の二十三（見出しを含む。）中「〔種別割〕を「〔軽自動車税〕」に改め、同条を第四百五十六條とする。

第四百六十三條の二十四の見出し中「〔種別割〕を「〔軽自動車税〕」に改め、同条第一項中「〔種別割〕を「〔軽自動車税〕」に、「第四百六十三條の十七」を「第四百五十條」に、「この款」を「この条、次条第一項及び第四百六十條」に改め、同条第二項中「第四百六十三條の十七」を「第四百五十條」に改め、同条を第四百五十七條とし、同条の次に次の款名を付する。

第三款 督促及び滞納処分

第四百六十三條の二十五の見出し及び同条第一項中「〔種別割〕を「〔軽自動車税〕」に改め、同条を第四百五十八條とする。

第四百六十三條の二十六の見出し中「〔種別割〕を「〔軽自動車税〕」に改め、同条を第四百五十九條とする。

第二百一条の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による鉱区税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第二百一条の二 第二百六条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第二百八十六条の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による道府県法定外普通通税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第二百八十六条の二 第二百八十五条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第二百九十二条第一項第四号イ及びロ中「第四十二条の四」の下に、「第四十二条の四の二」を加え、「第四十二条の十一の三(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)、第四十二条の十二を「第四十二条の十二(第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。)」に改め、同項第六号中「第二十九条の四」を「第二十九条の五」に改め、同項第七号及び第九号中「五十八万円を六十二万円」に改める。

第二百九十九条第二項中「第三百三十二条第四項」の下に、「第三百三十二条の二第二項」を加える。

第三百三十三条第十二項中「に係る所得を」を「(第二十三条第一項第十五号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を」に改める。

第三百三十四条の二第一項第六号中「第三項及び第八項並びに第三百三十四条の六」を「以下この条において「指定」という。の対象となる期間として総務省令で定める期間(第二号イ及び第五号において「指定対象期間」という。)を通じて第一号、第二号、第五号及び第六号に、以下この項を「第三号及び第四号」に改め、」に適合する」の下に「と認められる」を加え、同項第五号中「第五項を「第四項」に「しなかつたこと」を「しなかつた事実」に、「したことを「した事実」に改め、」の下に「これらの事実により既に指定の取消しを受けた場合を除く。」「を加え、同項第六号とし、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年」を「指定対象期間の初日前四年」に、「この項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)」を「指定」に、「前三号」を「前各号」に、適合していたこと」を「適合してい

なかつた事実がないこと(当該事実により既に第五項の規定による指定の取消し(以下この条において「指定の取消し」という。)を受けた場合を除く。)」に改め、同項第五号とし、同項第三号を「第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる基準その他道府県等による第一号寄附金の使途に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

イ 都道府県等が指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額(ロにおいて「寄附金活用可能額」という。)が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。

ロ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること。

第三百三十四条の七第三項中「第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、前項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これ」を「前項に規定する基準への適合性に関し総務省令で定める事項を記載した申出書その他総務省令で定める書類」に改め、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 総務大臣は、前項の規定により指定を取り消すときは、指定の取消しを受ける都道府県等について、三年以内の期間を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならない。この場合において、指定の取消しを受けた都道府県等は、指定の取消しの日から起算して当該期間を経過するまでの間は、指定を受けることができない。

第三百三十四条の七第七項中「前項の規定による指定の取消し(次項及び第十項において「指定の取消し」という。)」を「指定の取消し」に改め、同条第八項中「又は指定若しくは指定の取消し」を「指定又は指定の取消し及び第六項に規定する決定」に改め、同条第十一項中「当該金額が当該納税義務者の第三百三十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三百三十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と百五十万八千円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百五十四万四千円)とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第三百三十四条の七第十一項第一号中「掲げる金額(以下この項を「掲げる金額」と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。))との合計額(次号及び第三号)に改める。

第三百三十七条の三の二第二項第二号中「除き、」を「除く。次条第一項第二号において同じ。」に改め、次条第一項において同じ」を削る。

第三百三十七条の三の三第三項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。は、公的年金等支払者(所得税法第二十三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。))の支払者をいう。以下この条において同じ。から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 所得税法第二十三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

二 この法律の施行地において公的年金等(所得税法第二十三条の七の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第二百九十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百五十万円以下であるものに限り。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が九十五万円以下であるものに限り。))をいう。次号及び次項第三号において同じ。)(退職手当等(第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限り。又は扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限り。若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限り。))を有する者

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

法律第二号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の二十五」を「第七十一条の二十四」に、「市町村に対する交付(第七十一条の二十六)」を「清算及び交付第七十一条の二十五・第七十一条の二十六」に、「第一百五十五条」を「第

第二款 環境性能制

第二目 課税標準及び税率(第百五十六條―第百五十八條)

第三目 申告納付並びに更正及び決定等(第百五十九條―第百七十二條)

第四目 市町村に対する交付(第百七十三條―第百七十七條の五)

第三款 種別制

第一目 税率(第百七十七條の七)

第二目 賦課及び徴収(第百七十七條の八―第百七十七條の十八)

第三目 督促及び滞納処分(第百七十七條の十九―第百七十七條の二十四)

第二款 環境性能制

第二目 課税標準及び税率(第百五十條―第百五十二條)

第三目 申告納付並びに更正及び決定等(第百五十三條―第百六十三條の四)

第四目 市町村に対する交付(第百六十三條の五―第百六十三條の十四)

第三款 種別制

第一目 税率(第百六十三條の十五)

第二目 賦課及び徴収(第百六十三條の十六―第百六十三條の二十四)

第三目 督促及び滞納処分(第百六十三條の二十五―第百六十三條の三十)

第二款 賦課及び徴収(第百四十九條―第百五十七條)

第三款 督促及び滞納処分(第百五十八條―第百六十三條)

第四款 滞納処分の執行(第百六十四條―第百六十五條)

第五款 滞納処分の執行(第百六十六條―第百六十七條)

第六款 滞納処分の執行(第百六十八條―第百六十九條)

第七款 滞納処分の執行(第百七十條―第百七十一條)

第八款 滞納処分の執行(第百七十二條―第百七十三條)

第九款 滞納処分の執行(第百七十四條―第百七十五條)

第十款 滞納処分の執行(第百七十六條―第百七十七條)

第十一款 滞納処分の執行(第百七十八條―第百七十九條)

第十二款 滞納処分の執行(第百八十條―第百八十一條)

第十三款 滞納処分の執行(第百八十二條―第百八十三條)

第十四款 滞納処分の執行(第百八十四條―第百八十五條)

第十五款 滞納処分の執行(第百八十六條―第百八十七條)

第十六款 滞納処分の執行(第百八十八條―第百八十九條)

第十七款 滞納処分の執行(第百九十條―第百九十一條)

第十八款 滞納処分の執行(第百九十二條―第百九十三條)

2 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十二條の四第一項中「記録命令付差押え(電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえること)を「電磁的記録提供命令(次の各号に掲げる者に對し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令(提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定するものに限る。))に改め、同項に次の各号を加える。

一 電磁的記録を保管する者 次のイ又はロに掲げる方法

イ 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ 電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二 電磁的記録を利用する権限を有する者(前号に掲げる者を除く) 同号イ又はロに掲げる方法

法(電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。)

第二十二條の四第七項中「交付して」を「提供して」に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「記載しなれば」を「記載し、又は記録しなれば」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならぬ。

一 当該許可状が書面による場合 当該裁判官が記名押印すること。

二 当該許可状が電磁的記録による場合 当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したとき、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

11 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、第三項の許可をするときは、許可状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載し、又は記録しなればならない。

第二十二條の四第五項中「前項」を「第五項」に、「場合」を「場合において、許可状を発するときは」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなればならない旨、交付」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項、交付」に改め、「裁判所名」の下に「その他最高裁判所規則で定める事項」を加え、「自己の記名押印した」を「又は記録した」に、「交付しなれば」を「発しなれば」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該許可状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず許可状を返還しなればならない旨

二 当該許可状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず当該徴税吏員の使用に係る電子計算機から許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を当該裁判官に提出しなればならない旨

第二十二條の四第五項を同条第八項とし、同条第四項中「及び第五項」を「から第八項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

7 当該徴税吏員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならぬ。

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、学校医等の公務上の災害に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額並びに介護補償及び葬祭補償の額を改定するため提案する。

2 根拠法規

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項

3 条例の概要

- (1) 介護補償の最低補償額を、常時介護を要する場合にあっては90,790円に、随時介護を要する場合にあっては45,400円に引き上げることとした。（第12条関係）
- (2) 学校医等が公務上死亡した場合における葬祭補償の定額部分を330,000円に引き上げることとした。（第26条関係）
- (3) 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることとした。（別表関係）
- (4) この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(補償基礎額) 第3条 補償は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。 2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（附則第12項及び第13項において単に「事故発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（第18条第2項第2号において単に「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額とする。 3 略 4 略 (介護補償) 第12条 傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、介護補償として、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 病院又は診療所に入院している場合 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号におい	(補償基礎額) 第3条 補償は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。 2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（附則第12項及び第13項において単に「事故発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（第18条第2項第2号において単に「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額とする。 3 略 4 略 (介護補償) 第12条 傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、介護補償として、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 病院又は診療所に入院している場合 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号におい

て「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(同号において「生活介護」という。))を受けている場合に限る。)

(3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として教育委員会規則で定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が90,790円以下であるときに限る。) 90,790円

(3) 略

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が45,400円以下であるときに限る。) 45,400円

(葬祭補償)

第26条 学校医等が公務上死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、330,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

て「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(同号において「生活介護」という。))を受けている場合に限る。)

(3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として教育委員会規則で定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。) 85,490円

(3) 略

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。) 42,700円

(葬祭補償)

第26条 学校医等が公務上死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

(葬祭補償に関する暫定措置)

30 第26条の規定による葬祭補償の金額が補償基礎額の60倍に相当する金額に満たないときは、葬祭補償の金額は、当分の間、同条の規定にかかわらず、当該60倍に相当する金額とする。

別表(第3条関係)

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	円 <u>7, 6</u> <u>40</u>	円 <u>9, 2</u> <u>13</u>	円 <u>11,</u> <u>138</u>	円 <u>12,</u> <u>293</u>	円 <u>13,</u> <u>163</u>	円 <u>13,</u> <u>650</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>6, 4</u> <u>00</u>	<u>7, 3</u> <u>33</u>	<u>7, 7</u> <u>75</u>	<u>8, 7</u> <u>50</u>	<u>9, 4</u> <u>45</u>	<u>9, 8</u> <u>38</u>

備考 略

(葬祭補償に関する暫定措置)

30 第26条の規定による葬祭補償の金額が補償基礎額の60倍に相当する金額に満たないときは、葬祭補償の金額は、当分の間、同条の規定にかかわらず、当該60倍に相当する金額とする。

別表(第3条関係)

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	円 <u>7, 2</u> <u>85</u>	円 <u>8, 8</u> <u>50</u>	円 <u>10,</u> <u>768</u>	円 <u>11,</u> <u>963</u>	円 <u>12,</u> <u>625</u>	円 <u>13,</u> <u>098</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>6, 1</u> <u>10</u>	<u>7, 0</u> <u>45</u>	<u>7, 5</u> <u>05</u>	<u>8, 6</u> <u>23</u>	<u>9, 2</u> <u>70</u>	<u>9, 6</u> <u>20</u>

備考 略

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
(補償の範囲、金額、支給方法等)

第四条 前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。

2 前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定を参しやくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務上医師、歯科医師又は薬剤師としての業務に従事する者の公務上の災害に対し同法により行われる同種の補償と、おおむね同程度のものとなるようにこれを定めなければならない。

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第165号）の規定による改正前のもの）

(補償基礎額)

第一条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（以下「法」という。）第三条に規定する補償（第二十条において「補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。

2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日（附則第一条の三第五項及び第六項において単に「事故発生日」という。）における当該学校医、学校歯科医又は学校薬剤師のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（第十二条第二項第二号において単に「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額によるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医、学校歯科医又は学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については一人につき四百三十四円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

- 一 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子
- 二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫
- 三 六十歳以上の父母及び祖父母
- 四 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養加算額は、前項の規定にかかわらず、百六十七円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(介護補償)

第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

- 一 病院又は診療所に入院している場合

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）
 第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所し
 ている場合（同条第七項に規定する生活介護（同号において「生活介護」という。）を受けている
 場合に限る。）

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として文部科学大臣が定めるもの
 に入所している場合

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ
 、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害
 。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当
 する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費
 用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要
 する費用として支出された額（その額が十八万六千五十円を超えるときは、十八万六千五十円）

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下
 この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき
 （その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する
 費用として支出された額が八万五千四百九十円以下である場合に限る。） 八万五千四百九十円

三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する
 場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を
 支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する
 費用として支出された額（その額が九万二千九百八十円を超えるときは、九万二千九百八十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある
 とき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要
 する費用として支出された額が四万二千七百円以下であるときに限る。） 四万二千七百円

（葬祭補償）

第十八条 葬祭補償は、学校医等が公務上死亡した場合において、葬祭を行う者に対して、三十一万五
 千円に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額を支給して行うものとする。

附 則

（葬祭補償に関する暫定措置）

第四条 第十八条の規定による葬祭補償の金額が補償基礎額の六十倍に相当する金額に満たないときは
 、葬祭補償の金額は、当分の間、同条の規定にかかわらず、当該六十倍に相当する金額とする。

別表 補償基礎額表（第一条関係）

医師、歯科 医師又は薬 剤師として の経験年数	五年未満	五年以上一 〇年未満	一〇年以上 一五年未満	一五年以上 二〇年未満	二〇年以上 二五年未満	二五年以上
学校医及び 学校歯科医 の補償基礎 額	七、二八五 円	八、八五〇 円	一〇、七六 八円	一一、九六 三円	一二、六二 五円	一三、〇九 八円
学校薬剤師 の補償基礎 額	六、一一〇 円	七、〇四五 円	七、五〇五 円	八、六二三 円	九、二七〇 円	九、六二〇 円

備考 略

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第百六十五号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第二号中「八万五千四百九十円」を「九万七千七百九十円」に改め、同項第四号中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

第十八条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「七、二八五円」を「七、六四〇円」に、「八、八五〇円」を「九、二二三円」に、「一〇、七六八円」を「一一、一三八円」に、「一一、九六三円」を「一二、二九三円」に、「一二、六二五円」を「一三、一六三円」に、「一三、〇九八円」を「一三、六五〇円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「六、一一〇円」を「六、四〇〇円」に、「七、〇四五円」を「七、三三三円」に、「七、五〇五円」を「七、七七五円」に、「八、六二三円」を「八、七五〇円」に、「九、二七〇円」を「九、四四五円」に、「九、六二〇円」を「九、八三八円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第六条の二第二項及び第十八条の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、令和七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣 松本 洋平
内閣総理大臣 高市 早苗

茅ヶ崎市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

地方自治法施行規則の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項

3 条例の概要

- (1) 認可地縁団体台帳に記載された事項に係る変更の届出があった場合においても、印鑑登録原票に登録された事項を職権により修正するものとする事とした。（第7条関係）
- (2) 引用条項を改めることとした。（第14条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(登録事項の修正) 第7条 市長は、前条の規定により印鑑登録原票に登録された事項（同条第3号、第4号又は第6号から第8号までに掲げる事項に限る。以下この条において「登録事項」という。）に関し法第260条の2第11項又は地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第18条の3第7項の規定に基づく変更の届出があった場合は、次条第1項各号のいずれかに該当するときを除き、当該届出の記載に基づいて_____登録事項を職権により修正するものとする。 (代理人による申請等) 第14条 市長は、第3条の規定による申請、第8条の規定による届出又は第11条の規定による申請を地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号_____に規定する代理人（以下「代理人」という。）に行わせることができる。この場合において、代理人は、代表者等の委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。	(登録事項の修正) 第7条 市長は、<u>法第260条の2第10項の規定に基づき告示した事項</u>に関し同条第11項_____の 規定に基づく変更の届出があった場合は、次条第1項各号のいずれかに該当するときを除き、当該届出の記載に基づいて<u>印鑑登録原票の登録事項</u>を職権により修正するものとする。 (代理人による申請等) 第14条 市長は、第3条の規定による申請、第8条の規定による届出又は第11条の規定による申請を<u>地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人（以下「代理人」という。）に行わせることができる。この場合において、代理人は、代表者等の委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。

茅ヶ崎市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の拘禁刑、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二百六十条之二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下この条及び第二百六十条の四十九第二項において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

②

） 略

⑨

⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

⑫

） 略

⑰

第二十一条「略」

2 市町村長は、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した第十八条の三第項の台帳の写しを交付しなければならない。この場合において、当該台帳に次に掲げる事項が記載されているときは、当該事項を表示しない措置を講じるものとする。

一 代表者又は代表者であつた者の住所

二 裁判所により選任された職務代行者又は職務代行者であつた者の住所

三 代表者の代理人又は代理人であつた者の住所

四 清算人又は清算人であつた者の住所

五 主たる事務所の所在地（前各号に掲げる者の住所と同一の場合に限る。）

3 前項後段の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者が地方自治法第二百六十条の二十二項の規定による請求者であつて、当該者の住所を表示することを希望する旨申し出た場合その他市町村長が必要と認める場合には、市町村長は、住所を表示することが適当でないと認める場合を除き、当該者の住所を表示して交付することができる。

第二十二條の二の四 地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、第十八条の三第一項の台帳に記載した事項のうち同条第六項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第五号から第七号までに掲げる事項（住所を除く。）及び同項第八号から第十一号までに掲げる事項とする。

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

「削る」

台帳様式（第十八条の三関係）
「様式略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和八年十月一日から施行する。

（市町村長による告示に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方自治法施行規則第十九条第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に認可地縁団体の代表者が行つた次に掲げる申請、通知又は届出に基づいて施行日以後に市町村長が行う告示について適用し、施行日前に市町村長が行つた告示については、なお従前の例による。

一 地方自治法第二百六十条の二第二項（同法第二百六十条の三十九第四項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請

二 土地改良法第七十六条の十三第三項又は森林組合法第百条の二十二第三項の規定による通知

三 地方自治法第二百六十条の二第十一項、第二百六十条の三十三又は第二百六十条の四十一第三項の届出

第二十一条「同上」

2 市町村長は、第十九条及び第二十二條の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

「新設」

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の二の四 地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

合併後の認可地縁団体の名称

合併後の認可地縁団体の規約に定める目的

合併後の認可地縁団体の区域

合併後の認可地縁団体の主たる事務所

合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由

地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日

合併前の各認可地縁団体の名称

合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

（別記）

台帳様式（第二十一条関係）
「様式同上」

四 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号まで及び第四項第一号に掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）並びに同項に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については清算人の氏名に限る。）

五 清算終了の場合 前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号まで及び第四項第一号に掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第一号の事項（清算人の氏名に限る。）並びに同条第五項の事項

六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の第二十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合 告示した事項のうち変更があつた事項に係る前条第一項各号（同条第二項又は第三項により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる事項

3 市町村長は、第一項の告示を行つたときは、前条第一項第一号から第七号まで及び第四項各号に掲げる事項並びに同条第五項の事項の告示年月日を同条第一項の規定により作成した台帳に記載しなければならない。ただし、同条第一項第一号から第四号まで、同条第四項第二号及び第三号並びに第五項においては、この条第一項第一号の告示を行つた場合を除くものとする。

第二十條 [略]

〔2 略〕

3 地方自治法第二百六十条の第二十一項の規定による届出を受けた市町村長は、当該届出に係る事項について、第十八条の三第一項の台帳に記載するものとする。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についても当該台帳に記載するものとする。

一 名称に変更があつた場合 名称の変更に伴う規約変更の認可年月日

二 主たる事務所の所在地に変更があつた場合
イ 規約変更の認可を要するときは、当該事務所の所在地の変更に伴う規約変更の認可年月日

ロ 規約変更の認可を要しないときは、当該事務所の移転年月日

ハ 行政区画の変更又は住居表示の実施によるときは、その変更年月日又は実施年月日

三 代表者、職務代行者、代理人又は清算人に変更があつた場合
イ 変更の原因
ロ 当該原因が発生した年月日

四 規約に定める目的を変更した場合 目的の変更に伴う規約変更の認可年月日

五 区域を変更した場合 区域の変更に伴う規約変更の認可年月日

四 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 解散事由

ヘ 解散年月日

五 清算終了の場合

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 清算終了年月日

六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の第二十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合 告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

〔2 同上〕

〔新設〕

第二十條 [同上]

〔2 同上〕

〔新設〕

第十九条 地方自治法第二百六十条の第二項（土地改良法第七十六条の十三第四項及び森林組合法第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で、前条第一項の台帳に記載した事項のうち当該各号に定める事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の第二項の認可を行つた場合 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合には、その住所を除く。）、同項第五号から第七号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第八号及び第九号に掲げる事項

二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合 前条第二項により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合には、その住所を除く。）、同項第五号から第七号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第八号及び第九号に掲げる事項

三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合 前条第三項により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合には、その住所を除く。）、同項第五号から第七号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第八号及び第九号に掲げる事項

第十九条 地方自治法第二百六十条の第二項（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の第二項の認可を行つた場合

イ 名称

ロ 規約に定める目的

ハ 区域

ニ 主たる事務所

ホ 代表者の氏名及び住所

ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ 認可年月日

二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合

イ 名称

ロ 規約に定める目的

ハ 区域

ニ 主たる事務所

ホ 代表者の氏名及び住所

ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ 土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合

イ 名称

ロ 規約に定める目的

ハ 区域

ニ 主たる事務所

ホ 代表者の氏名及び住所

ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

- 五 代表者の氏名及び住所
- 六 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- 七 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 八 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 認可年月日
- 十 台帳を起こした年月日
- 2 前項の規定は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十六条の十三第三項の通知があつた場合について適用する。この場合において、前項第九号中「認可年月日」とあるのは、「土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日」とする。
- 3 第一項の規定は、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第三項の通知があつた場合について適用する。この場合において、第一項第九号中「認可年月日」とあるのは、「森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日」とする。
- 4 市町村長は、認可地縁団体が解散したとき（破産及び合併による場合を除く。）は、次に掲げる事項を第一項の規定により作成した台帳に記載するものとする。
 - 一 清算人の氏名及び住所並びに就任年月日
 - 二 解散事由
 - 三 解散年月日
- 5 市町村長は、認可地縁団体の清算が終了したときは、清算終了年月日を第一項の規定により作成した台帳に記載するものとする。
- 6 市町村長は、地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を行つたときは、次に掲げる事項を第一項の規定により作成した台帳に記載するものとする。
 - 一 合併後の認可地縁団体の名称
 - 二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
 - 三 合併後の認可地縁団体の区域
 - 四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所の所在地
 - 五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
 - 六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - 九 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日
 - 十 合併前の各認可地縁団体の名称
 - 十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地
- 7 認可地縁団体は、前各項に掲げる事項（次条第一項第一号から第五号までに掲げる事項を除く。）に変更があつたときは、当該事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に届け出なければならない。この場合において、届出を受けた市町村長は、当該届出に係る事項について、第一項の台帳に記載するものとする。
- 8 第一項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

○総務省令第八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
第十八条の三 市町村長は、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つたときは、認可地縁団体ごとに、次に掲げる事項を記載した台帳を作成するものとする。 一 名称 二 規約に定める目的 三 区域 四 主たる事務所の所在地		[新設]	

総務大臣 林 芳正

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の改正に伴い、満 3 歳以上満 4 歳未満の児童に対し保育を提供する保育士等の数に関する経過措置の期限を定めるため提案する。

2 根拠法規

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 16 第 1 項

3 条例の概要

- (1) 満 3 歳以上満 4 歳未満の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する経過措置の期限を令和 10 年 3 月 31 日までとすることとした。（附則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
附 則 1 略 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、 保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは 、令和10年3月31日までの間、改正後の第 30条第2項、第32条第2項、第45条第2 項及び第48条第2項の規定（満3歳以上満4 歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士 及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は 、適用しない。この場合において、改正前の第 30条第2項、第32条第2項、第45条第2 項及び第48条第2項の規定（満3歳以上満4 歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士 及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は 、この条例の施行の日以後においても、なおそ の効力を有する。 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、 保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは 、当分の間、改正後の第30条第2項、第32 条第2項、第45条第2項及び第48条第2項 の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供す る保育士及び保育従事者の数に関する部分に限 る。）は、適用しない。この場合において、改 正前の第30条第2項、第32条第2項、第4 5条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳 以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保 育従事者の数に関する部分に限る。）は、この 条例の施行の日以後においても、なおその効力 を有する。	附 則 1 略 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、 保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは 、当分の間、改正後の第 30条第2項、第32条第2項、第45条第2 項及び第48条第2項の規定 は 、適用しない。この場合において、改正前の第 30条第2項、第32条第2項、第45条第2 項及び第48条第2項の規定 は 、この条例の施行の日以後においても、なおそ の効力を有する。

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例参照条文

○児童福祉法

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

- ② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数
 - 二 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- ③ 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

という。第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に限る。）は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に限る。）は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に限る。）は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

1 (施行期日)

この府令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第一条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下この項において「新児童福祉施設設備運営基準」という。第三十三条第三項、第九十七条（新児童福祉施設設備運営基準第三十三条第三項に規定する特定理学療法士等に係る部分に限る。以下この項において「新家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第二十九条第四項及び第五項、第三十一条第四項及び第五項、第四十四条第二項及び第五項並びに第四十七条第四項及び第五項の規定による基準に従い定める児童福祉法第三十四条の十六第一項に規定する市町村の条例又は同法第四十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新児童福祉施設設備運営基準第三十三条第三項、第九十七条及び第九十八条並びに新家庭的保育事業等設備運営基準第二十九条第四項及び第五項、第四十四条第四項及び第五項並びに第四十七条第四項及び第五項の規定による基準は、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

3 (学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和七年内閣府令第百四号）の一部を次のように改正する。附則第七条の表改正後欄中「児童等対象性暴力等」を「児童対象性暴力等」に改める。

条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 前項の場合を除き、この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準（満三歳以上満四歳に満たない児童及び満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）に従い定める児童福祉法第三十四条の十六第一項に規定する市町村の条例又は同法第四十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準は、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。

（職員）

第四十七条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。

5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。

附 則

第九条 前二条の規定を適用する時は、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう、第二十九条第三項若しくは第四項若しくは第四十四条第三項若しくは第四項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前二条の規定の適用がないものとした場合の第二十九条第二項又は第四十四条第二項により算定される保育士の数の三分の二以上、置かなければならぬ。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第四条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改

正

後

附 則

（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）第三十三条第二項並びにこの府令による改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次項において「家庭的保育事業等基準」という。）第三十一条

〔項を加える。〕

（職員）

第四十七条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

附 則

第九条 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいう、第二十九条第三項若しくは第四十四条第三項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第二十九条第二項又は第四十四条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならぬ。

改

正

前

附 則

（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）第三十三条第二項並びに改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次項において「家庭的保育事業等基準」という。）第二十九条第二項、第三十一

○内閣府令第十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第二項（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十八條、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八條、第六十三條、第七十三條、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八條の三、第八十八條の六、第八十八條の七、第九十条並びに第九十四条から第九十八條までの規定による基準 〔二〇四 略〕 〔2・3 略〕 （職員） 第三十三条 〔略〕 3 2 〔略〕 3 前項の保育士の数の算定に当たつては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第四十九条第十五項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつては、当該保育所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、第九十五条、第九十六条又は児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	（趣旨） 第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第二項（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八條、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八條、第六十三條、第七十三條、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八條の三、第八十八條の六、第八十八條の七、第九十条並びに第九十四条から第九十七條までの規定による基準 〔二〇四 同上〕 〔2・3 同上〕 （職員） 第三十三条 〔同上〕 2 〔同上〕 2 〔項を加える。〕

茅ヶ崎市景観条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

景観法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 16 条第 7 項

3 条例の概要

(1) 所要の規定を整備することとした。（第 9 条関係）

(2) この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行することとした。

茅ヶ崎市景観条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(届出の適用除外) 第9条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次のいずれかに該当する行為とする。 (1) ㄥ 略 (5)	(届出の適用除外) 第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次のいずれかに該当する行為とする。 (1) ㄥ 略 (5)

茅ヶ崎市景観条例の一部を改正する条例参照条文

○景観法（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）第7条の規定による改正前のもの）

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
 - 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
 - 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
 - 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
 - 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
 - 4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた日から三十日以内にしなければならない。
 - 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。
 - 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があつた場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。
 - 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
 - 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 景観重要建造物について、第二十二條第一項の規定による許可を受けて行う行為
 - 四 景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
 - 五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
 - 六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
 - 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
 - 八 第六十一条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
 - 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
 - 十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。））、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進

に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(第十五条第一項第一号に掲げる業務に要する資金に係る債券の発行額の特例等)
第十五条の三 民間都市機構は、第十五条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるためには、民間都市開発法第八条第二項に定める限度を超えて同項の規定による債券を発行することができる。

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三十条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第十五条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるための民間都市開発法第八条第一項の規定による借入金又は同条第二項の規定による債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く)について、保証契約をすることができる。

第二十二条第一項中「第五条第十二項(同条第十三項)を「第五条第十三項(同条第十四項)に改める。」

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正)
第九条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「又はロ」を「からへまで」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 文化財保護法第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三百三十二条第一項の規定により登録された建造物の用に供される土地
第二条第二項第一号に次のように加える。

ハ 文化財保護法第三十四条第一項の規定により選定された重要な文化的景観を構成する土地
ニ 文化財保護法第四十三條第一項前段又は第二項前段の規定により定められた同法第四百四十二条に規定する伝統的建造物群保存地区内の土地
ホ 文化財保護法第八十二条第二項の規定により指定された建造物の用に供される土地

ヘ 文化財保護法第八十二条第二項の規定により指定された同法第二条第一項第五号に規定する文化的景観を構成する土地
第十条の次に次の一条を加える。

(住民等による提案)

第十条の二 第二条第二項第一号に規定する土地の区域のうち、一体として歴史的風致の維持及び向上を図るべき一団の土地の区域であつて政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなるものを除く。次項において「借地権」という。)を有する者(次項において「土地所有者等」という。)は、一人で、又は数人が共同して、市町村に対し、歴史的風致維持向上計画の作成又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る歴史的風致維持向上計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)は、当該計画提案に係る歴史的風致維持向上計画の素案の対象となる土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。)の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつていゝその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつていゝ土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る)を得ている場合に、主務省令で定めるところにより、行ふものとする。

3 計画提案を受けた市町村は、当該計画提案に基づき歴史的風致維持向上計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該計画提案をした者に通知しなければならない。この場合において、歴史的風致維持向上計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

第十二条第一項中「重要伝統的建造物群保存地区」の下に「(同法第四百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区をいう。第十七条第一項において同じ。)」を加える。

第十五条に次の一項を加える。

8 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条の九第一項又は第二項の規定による届出がされたときは、当該届出に係る行為のうち、第一項又は第二項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定による届出がされたものとみなす。

第三十八条第二項ただし書中「及び第七條第一項」を「第七條第一項及び第十條の二第二項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

二 第一条の規定(都市再生特別措置法第三十六条の五の改正規定、同法第四十五条の二第一項の改正規定、同法第四十五条の六第一項及び第二項の改正規定、同法第四十五条の八第二項の改正規定、同法第四十五条の十三第一項ただし書の改正規定、同法第四十五条の十四第一項の改正規定、同法第四十五条の二十一第一項の改正規定、同法第四十六条第三項第二号の改正規定(「者」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。)」に改める部分に限る。)、同条第十四項第四号の改正規定、同条第二十五項の改正規定、同条第二十四項の改正規定、同法第七十三条第四項の改正規定(「第四十六條第二十八項」を「第四十六條第二十九項」に改める部分を除く。)、同法第七十四条第一項の改正規定(「第四十六條第二十五項」を「第四十六條第二十九項」に改める部分を除く。)、同法第八十一条第十項の改正規定並びに同法第九十条の四第一項の改正規定(「第八十一条第十項」を「第八十一条第十一項」に改める部分を除く。)、同法第九十条の二第一項及び第二項の改正規定、同法第七十五条の二第二項ただし書の改正規定、同法第七十四条の二第二項の改正規定、同法第七十五条の五の改正規定(「土地地区画整理法第六條第六項の改正規定及び同法第九十五条第四項の改正規定を除く。」、第六條の規定(都市再生開発法第二條の二第一項の改正規定、同法第三條第一号及び第二号の改正規定、同法第七條の四第一項の改正規定、同法第七條の八の改正規定並びに同法第七十條の二第二項第二号の改正規定を除く。))及び第七條の規定(景観法第八十一条第一項の改正規定、同法第八十五條第一項及び第二項の改正規定並びに同法第八十七條第二項の改正規定に限る。))並びに附則第七條から第十三條までの改正規定、附則第十四條の規定(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第四十七條第一項の改正規定を除く。))及び附則第十五條から第十七條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(都市再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の都市再生特別措置法(次項及び第三項において「新都市再生特別措置法」という。))第四十六條第二十四項第四号及び第七十二條第二項の規定の適用については、これらの規定中「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。)」とあるのは、「者」とする。

2 施行日前に第一条の規定による改正前の都市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により作成された立地適正化計画(当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域に、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域(同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているもの以外のものに限る。以下この項において「災害危険区域」という。))が含まれているものに限る。については、施行日から起算して三年を経過するまでの間(当該期間内に当該立地適正化計画が変更され、かつ、変更後の立地適正化計画に記載された居住誘導区域に災害危険区域が含まれないこととなつたときは、当該変更の日までの間)は、新都市再生特別措置法第

(広域景観協議会)

第七條の三 都道府県は、一の市町村の区域を超え、かつ、一体の景観を形成する区域において、全体として調和した良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、当該都道府県及び関係市町村により構成される広域景観協議会（以下この条において「広域協議会」という。）を組織することができる。

2 市町村である景観行政団体は、広域協議会が組織されていないときは、都道府県に対して、広域協議会を組織するよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた都道府県は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

4 広域協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

5 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、広域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、広域協議会の運営に関し必要な事項は、広域協議会が定める。

第八條第二項第四号中ホをへとし、ロから二までをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 人口又は来訪者の減少による活力の低下、建造物（これと一体となって景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の老朽化等により良好な景観が損なわれている区域（景観計画区域内にあるものに限る。）において、所有者に代わって行う建造物の改修、管理及び活用により、当該区域内の良好な景観を再生する事業（以下「景観再生事業」という。）の実施に関する事項

第八條第十一項中「第二項第四号ホ」を「第二項第四号へ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二項第四号ニ」を「第二項第四号ホ」に、「及び第四号ニ」を「及び第四号ホ」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第二項第四号ロ及びハ」を「第二項第四号ハ及びニ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を第十項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

5 第二項第四号ロに掲げる事項には、国土交通大臣が定める指針に従い、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景観再生事業の実施区域

二 前号の区域ごとの事業実施方針

6 景観計画は、当該景観計画区域について広域基本方針が定められているときは、当該広域基本方針に基づくものでなければならない。

第九條第四項中「前条第二項第四号ロ又はハ」を「前条第二項第四号ハ又はニ」に改め、「あらかじめ」を削り、同条第五項中「前条第二項第四号ホ」を「前条第二項第四号へ」に改め、「あらかじめ」を削る。

第十條第一項及び第二項中「第八條第二項第四号ロ又はハ」を「第八條第二項第四号ハ又はニ」に改める。

第十五條第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

第十六條第七項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「第八條第二項第四号ホ」を「第八條第二項第四号へ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第八條第二項第四号ハ(ロ)」を「第八條第二項第四号ニ(ロ)」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第八條第二項第四号ロ」を「第八條第二項第四号ハ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十六條の二第四項の認可を受けた同条第一項に規定する再生協定に基づき行う行為

第十六條中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 市町村である景観行政団体の長に対し、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六條の九第一項又は第二項の規定による届出がされたときは、当該届出に係る行為のうち、第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出がされたものとみなす。

第十九條第一項中「（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）」を削る。

第二十條第二項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に、「この節及び第五節」を「この章」に改める。

第二十一條第一項、第二十九條第二項及び第三十條第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

第三十六條第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同条第三項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、「あらかじめ」を削る。

第四十六條中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

第三節の二 再生協定

第四十六條の二 景観行政団体又は景観整備推進法人は、景観計画に第八條第二項第四号ロに掲げる事項が定められている場合においては、同条第五項第二号の事業実施方針に即して、建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員）と次に掲げる事項を定めた協定（以下この条及び第九十三條の二において「再生協定」という。）を締結して、景観再生事業を実施することができる。

一 再生協定の目的となる建造物（第三項第一号において「再生協定建造物」という。）

二 景観再生事業の実施に関する事項

三 再生協定を廃止することができる事由及び廃止する場合の手続

四 再生協定の有効期間

五 再生協定に違反した場合の措置

2 再生協定においては、前項各号に掲げるもののほか、景観再生事業の円滑な実施のため、普通財産（地方自治法第二百三十八條第四項に規定する普通財産をいい、前項の景観整備推進法人を指定した景観行政団体の所有に属するものに限る。以下この項及び第九十三條の二において同じ。）を時価よりも低い対価で貸付けを受けることその他の方法により景観整備推進法人が普通財産を使用すること、又は景観整備推進法人が時価よりも低い対価で譲渡を受けることに関する事項を定めることができる。

3 再生協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 再生協定建造物の利用を不当に制限するものでないこと。

二 第一項第二号から第五号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4 景観整備推進法人が再生協定を締結しようとするときは、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

5 前節第三款（第三十六條及び第四十二條を除く。）の規定は、再生協定について準用する。この場合において、第三十七條第一項中「前条第三項」とあるのは「第四十六條の二第四項」と、第三十八條中「第三十六條第三項」とあるのは「第四十六條の二第四項」と、同条第二号中「第三十六條第二項各号」とあるのは「第四十六條の二第三項各号」と、第四十條中「第三十六條第二項及び第三項」とあるのは「第四十六條の二第三項及び第四項」と、第四十一條中「協定建造物又は協定樹木」とあるのは「第四十六條の二第一項第一号に規定する再生協定建造物」と読み替えるものとする。

第四十七條中「第八條第二項第四号ロ」を「第八條第二項第四号ハ」に改める。

第四十九條中「第八條第二項第四号ハ(ロ)」を「第八條第二項第四号ニ(ロ)」に、「同条第二項第四号ハ(ロ)」を「同条第二項第四号ニ(ロ)」に改める。

第百十八条の二十二第二項中「第百二条第二項から第七項まで」を「第百二条第三項から第八項まで」に、「前項」を「前二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 管理処分計画において建築施設の部分を譲り受けることとなる者と当該建築施設の部分に係る施設建築物の一部について第百十八条の八の規定により賃借りすることができることとなる者は、管理処分計画が定められる前においても、相互に、相手方に対し、当該施設建築物の一部に係る家賃その他の借家条件について協議を求めることができる。

第四章第一節第三款の二の款名中「道路等」を「施設」に改める。

第百十八条の二十五の見出しを削り、同条第一項中「都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内における第二種市街地再開発事業その他政令で定める」を「次の各号に掲げる」に、「に道路」を「（第二号の第二種市街地再開発事業にあつては、いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。）にそれぞれ当該各号に定める特定施設」に、「道路」を「特定施設」に改め、同項に次の各号を加える。

一 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内における第二種市街地再開発事業その他政令で定める第二種市街地再開発事業 道路

二 都市計画施設の区域をその施行地区に含む第二種市街地再開発事業のうち施設建築物を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるもの 立体的に整備する必要があるものとして政令で定める都市計画施設（道路を除く。）

第百十八条の二十五第二項中「道路」を「特定施設」に改め、同条第三項中「施設建築物敷地の道路部分」を「施設建築物敷地の特定施設部分」に、「道路」を「特定施設」に、「特定施設」を「特定施設」に改める。

第百十八条の二十五の二を削る。

第百十八条の二十五の三第一項中「第百十八条の二十五第二項」を「前条第二項」に改め、「前条第二項において準用する第百九条の三第二項後段」を削り、同条第三項の表第百十八条の二十一第二項の項中「第百十八条の二十五の三第二項」を「第百十八条の二十五の二第二項」に改め、第四章第一節第四款中同条を第百十八条の二十五の二とする。

第百三十五条の見出しを「書類の送付等」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「その者」の下に「を知ることができず、若しくはその者」を、「できないとき」の下に「その他前項の規定に基づく政令の規定によることのできないとき」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

市街地再開発事業の施行に関する書類の送付に關して必要な事項は、政令で定める。

第百三十五条の次に次の四条を加える。

（命令等の請求）

第百三十五条の二 施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地（土地が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分。次項において同じ。）について、必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法第二百五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、裁判所に対し、民法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすることができる。

（所在等不明所有者等の除外に關する裁判）
第百三十五条の三 第七条の二第六項、第十四条の二又は第五十条の四の二の規定による裁判に係る事件は、当該裁判に係る土地の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前項の裁判は、裁判所が次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号の期間を経過した後でなければ、することができない。この場合において、同号の期間は、一月を下つてはならない。

一 前項の裁判の申立てがあつたこと。
二 裁判所が前項の裁判をすることについて異議があるときは、所在等不明所有者等は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。
三 前号の届出がないときは、前項の裁判がされること。

3 第一項の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

4 第一項の裁判は、所在等不明所有者等に告知することを要しない。

5 裁判所は、第一項に定める土地について所有権又は借地権を有する者（その共有持分を有する者を含む。）及びその所在が判明したときは、利害関係人の申立てにより、同項の裁判を取り消さなければならぬ。ただし、当該裁判に係る第七条の二第三項の規定による要請又は第十一条第一項若しくは第二項若しくは第五十条の二第一項の規定による認可の申請がされた後は、当該裁判を取り消すことはできない。

6 第一項の裁判及び前項の規定による取消しの裁判に対しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

（非訟事件手続法の適用除外）

第百三十五条の四 第七条の二第六項、第十四条の二又は第五十条の四の二の規定による裁判に係る事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十条の規定は、適用しない。

（最高裁判所規則）

第百三十五条の五 前二条に定めるもののほか、第七条の二第六項、第十四条の二又は第五十条の四の二の規定による裁判に係る事件に關する裁判手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（景観法の一部改正）

第七条 景観法（平成十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則（第一条―第七条）」を「第一章 総則（第一条―第七条）
第一章 第一章 総則（第一条―第七条）」に、「第一章の二 広域基本方針及び広域景観協議会（第七條の二・第七條の三）」に、「第四款 雑則（第四十三條―第四十六條）」を「第四款 雑則（第四十三條―第四十六條）」に、「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 広域基本方針及び広域景観協議会

（広域基本方針）

第七條の二 都道府県は、一の市町村の区域を超え、かつ、一体の景観を形成する区域において、全体として調和した良好な景観の形成を図るため必要があると認めるときは、当該区域について良好な景観の形成に關する計画の策定に關する基本方針（以下この条及び第八條第六項において「広域基本方針」という。）を定めることができる。

二 広域基本方針の対象となる区域

一 全体として調和した良好な景観の形成を図るための第八條第一項に規定する景観計画の策定又は変更に關する方針

3 都道府県は、広域基本方針を定めようとするときは、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、広域基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、広域基本方針の変更について準用する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和八年五月二十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

法律第二十三号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(都市再生特別措置法の一部改正)

第一条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第二条」に、「第四十五条」を「第四十四条の二」に、「第七節 都市再生歩行者経路協定(第四十五条の二・第四十五条の十二)」を「第七節 都市再生歩行者経路協定(第四十四条の二・第四十五条の十二)」に、「第四十六条の八」を「第四十六条の九」に、「特例(第六十二條)を「特例等(第六十一条の二・第六十二条)に改め、第六十二条の十四」の下に「第六十二條の十五」を加え、認定の申請手続の特例(第六十二条の十五)を「作成等の提案及び認定の申請手続の特例(第六十二条の十六・第六十二条の十七)」に、「第五節 都市再生整備歩行者経路協定(第七十三条)」を「第五節 都市再生整備歩行者経路協定(第七十二条の二)」に、「第六款 特定用途誘導地区(第九九条)」を「第六款 特定用途誘導地区(第九九条の二)」に、「第七款 特定業務施設等誘導地区(第九九条の四)」に、「第八款 防災施設管理協定(第九九条の五・第九九条の十)」に、「第三節の二」を「第三節の三」に改め、「第九十七條」の下に「第九十七條の六」を加える。

第一条の次に次の一条を加える。

(基本理念)

第一条の二 都市の再生は、都市が我が国の活力の源泉であり、安全かつ安心で豊かな国民生活の実現に重要な役割を果たすものであること、及びその再生が地域社会の諸課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、都市機能の集約を推進することが都市の持続可能性を確保するため効果的であるとの基本的認識の下に、都市の脱炭素化の推進等による環境への負荷の低減、自然的環境の有する多面的機能の発揮及び自立的で個性豊かな地域社会の形成に配慮しつつ、多様な主体が相互に連携及び協力をしながら、都市開発事業、公共公益施設の整備及び管理並びにまちづくりの推進を図る活動等を効果的に実施し、併せて都市の防災に関する機能を確保することにより、都市の魅力及び国際競争力の向上と快適で質の高い生活環境の創出を図ることを旨として、行わなければならない。

第十四条第二項中「内閣総理大臣は」の下に「基本理念にのっとり」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

六 第九十七條の二第二項に規定するまちづくり推進活動計画の作成に関する基本的な事項第十四条第三項を削り、同条第四項中「第二項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十七條の見出し中「整備」の下に「及び管理」を加え、同条中「の整備」の下に「及びその適切な管理」を加える。

第十九條の二第八項中「第三十條において「国際競争力強化施設」という。」を削る。

第二十九條第一項第一号中「その他」を「、地域におけるまちづくりの推進を図る活動の拠点となる施設その他の当該活動の実施に必要な施設(以下「まちづくり推進活動拠点施設等」という。)(第四十四條の三第一項に規定する都市再生整備等協定に記載された同条第八項に規定する事項に係るもの又は第九十七條の二第二項に規定するまちづくり推進活動計画に記載された同条第二項第七号に掲げる事項に係るものに限り、その他」に改める。

第三十條中「整備計画に記載された第九九條の二第八項に規定する事項に係る国際競争力強化施設を有する建築物の整備に関するものに限り、その他」を削り、「ついでに同条第九項」に改め、「同条第九項」の下に「同じ」とあるのは「同じ」であつて都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の第二十五條に規定する認定事業であるもの」と、同条第九項を「同項の国土交通省令で定める施設並びに同法第二十九條第一項第一号に規定するまちづくり推進活動拠点施設等」に改める。

第三十六條の五中「第九九條の二第二項」を「第九九條の二第一項第一号」に、「第九十八條の二第十五項」を「第九十八條の二第二十五項第一号」に改める。

第四十五條を第四十四條の二とする。

第四十六條の次に次の一節を加える。

第六節の二 都市再生整備等協定

(都市再生整備等協定の締結等)

第四十四條の三 都道府県又は市町村は、都市再生事業等に係る次に掲げる都市計画の案を作成しようとする場合において、当該都市再生事業等の効果を将来にわたつて適切かつ十分に発揮させるため、当該都市再生事業等における公共公益施設の円滑かつ確実な整備及び適切な効率的な管理を図る必要があると認めるときは、当該公共公益施設の整備及び管理(当該公共公益施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて当該整備及び管理の効果を増大させるために必要なものを含む)を行うと見込まれる者との間において、当該公共公益施設の整備及び管理に関する協定(以下「都市再生整備等協定」という。)を締結することができる。

一 第三十六條第一項の規定による都市再生特別地区に関する都市計画

二 都市計画法第八條第一項第一号に規定する用途地域又は同項第三号の高度利用地区に関する都市計画

三 密集市街地整備法第三十一條第一項の規定による特定防災街区整備地区に関する都市計画

四 都市計画法第十二條の四第一項第一号の地区計画であつてその区域の全部に同法第十二條の五第三項に規定する再開発等促進区又は同条第四項に規定する開発整備促進区を定めるものに関する都市計画

五 市街地再開発事業に関する都市計画

六 防災街区整備事業に関する都市計画

七 土地地区面整理事業に関する都市計画

八 都市施設で政令で定めるものに関する都市計画

九 その他政令で定めるものに関する都市計画

2 都市再生整備等協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市再生整備等協定の目的となる公共公益施設(以下この節において「協定施設」という。)

二 協定施設の整備に必要な都市計画(前項各号に掲げるものに限り、)に関する事項

三 協定施設の整備の実施時期

四 次に掲げる事項のうち必要なもの

イ 協定施設の整備に関する事項(当該協定施設の整備に要する費用の負担の方法を含む。)

ロ 協定施設の管理に関する事項(当該協定施設の管理に要する費用の負担の方法を含む。)

ハ 協定施設の用途の変更の制限その他の協定施設の存置のための行為の制限に関する事項

五 都市再生整備等協定に違反した場合の措置

六 都市再生整備等協定の有効期間

七 その他協定施設の整備及び管理のために必要な事項

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る葬祭補償の額を改定するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第45条
- (4) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項

3 条例の概要

- (1) 非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分を330,000円に引き上げることとした。（第18条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。 附 則 1 } 略 36 (葬祭補償の額に関する暫定措置) 37 当分の間、第18条の規定による金額が補償基礎額の60倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該60倍に相当する額を葬祭補償の額とする。	(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。 附 則 1 } 略 36 (葬祭補償の額に関する暫定措置) 37 当分の間、第18条の規定による金額が補償基礎額の60倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該60倍に相当する額を葬祭補償の額とする。

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例参照条文

○消防組織法

(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

第二十四条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

○消防法

第三十六条の三 第二十五条第二項(第三十六条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十九条第五項(第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。)の規定により、消火若しくは延焼の防止若しくは人命の救助その他の消防作業に従事した者又は第三十五条の十第一項の規定により市町村が行う救急業務に協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

② 消防対象物が構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるもの(以下この条において「専有部分」という。)がある建築物その他の工作物であり、かつ、専有部分において火災が発生した場合であつて、第二十五条第一項の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事した者のうち、次に掲げる者以外の者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となつたときも、前項と同様とする。

- 一 火災が発生した専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の総務省令で定める者
- 二 火災が発生した専有部分の各部分及び当該各部分以外の部分を、一の者が、総務省令で定めるところにより、住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に一体として供している場合には、これらの用途に一体として供されている専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の総務省令で定める者(前号に掲げる者を除く。)

③ 第一項の規定は、都道府県が行う救急業務に協力した者について準用する。

○水防法

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

○災害対策基本法

(応急措置の業務に従事した者に対する損害補償)

第八十四条 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第六十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡

し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

○原子力災害対策特別措置法

(災害対策基本法の規定の読み替え適用等)

第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略	略	略
第八十四条第一項	災害派遣を命ぜられた部隊等の 自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられ た部隊等の自衛官
略	略	略

- 2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

- 3 原子力緊急事態宣言があつた時以後における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

- 4 原子力災害については、災害対策基本法第八十七条及び第八十八条第二項の規定は、適用しない。
 5 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態に関しては、災害対策基本法第五十条、第五十四条、第五十九条及び第六十六条の規定は、適用しない。
 6 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を実施する地方公共団体の長は、第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第一項の規定によるもののほか、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を実施するために必要な援助を求めることができる。

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第179号）の規定による改正前のもの）

(損害補償の種類)

第一条 消防組織法第二十四条第一項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法第三十六条の三の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法第六条の二第一項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第四十五条の規定による水防に従事した者に係る損害補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償
- 二 休業補償
- 三 傷病補償年金
- 四 障害補償
 - イ 障害補償年金
 - ロ 障害補償一時金

五 介護補償

六 遺族補償

イ 遺族補償年金

ロ 遺族補償一時金

七 葬祭補償

(葬祭補償)

第十一条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として三十一万五千円に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

(葬祭補償の額に関する暫定措置)

第四条 当分の間、第十一条の規定による金額が補償基礎額の六十倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該六十倍に相当する額を葬祭補償の額とする。

○災害対策基本法施行令

(損害補償の基準)

第三十六条 法第八十四条第一項に規定する損害補償の基準は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）中消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第三十六条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者、同法第三十五条の十第一項の規定により救急業務に協力した者又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十四条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の定めるとおりとする。

2 法第八十四条第二項に規定する損害補償の基準は、災害救助法施行令中扶助金に係る規定の定めるとおりとする。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年五月二十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第七十九号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の第三項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の第二項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第十一条の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第一条第七号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

総務大臣 林 芳正

国土交通大臣 金子 恭之

内閣総理大臣 高市 早苗

入札結果表

1	電子入札区分	電子入札
2	年度	令和8年度
3	入札執行部局名／入札執行所属名	経営総務部 契約検査課
4	入札方式	一般競争入札
5	決定者	日本船舶薬品株式会社
6	営業種目	医療機器
7	開札日	令和08年6月22日(月)
8	件名	高度救命処置用資機材
9	履行箇所	茅ヶ崎市消防署 本署
10	履行期間(契約期間)	市議会議決の日から令和8年12月18日(金)まで
11	予定価格(税抜)	—
	予定価格(税込)	—
12	落札金額(税抜)	¥24,564,940
	落札金額(税込)	¥27,021,434
13	結果	落札

No.	法人番号	参加事業者	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第4回入札額	摘要
1	7020001028081	日本船舶薬品株式会社	24,564,940	—	—	—	落札

「議案第115号和解について」の経過報告

事故発生日時 令和8年3月20日 午後4時05分頃
 事故発生場所 寒川町倉見800番地先
 事故当事者 相手方 市外在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和8年 3月20日 事故発生
 令和8年 3月23日 消防総務課より資産経営課へ事故発生の連絡をする。
 令和8年 3月23日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会へ
 システムにて登録後、電話で報告する。

和解内容

区 分	茅 ヶ 崎 市	相 手 方
損 害 額	0 円	4 9 6 , 1 5 5 円
(算出内訳)		(修繕費等) 4 9 6 , 1 5 5 円
過 失 割 合	1 0 0 %	0 %
賠 償 額	4 9 6 , 1 5 5 円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) $4 9 6 , 1 5 5 \text{ 円} \times 1 0 0 \%$ $= 4 9 6 , 1 5 5 \text{ 円}$	

令和7年度決算に基づく茅ヶ崎市の健全化判断比率等について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立・公布されました。

地方公共団体は、国の算定基準に基づき、財政の健全性を判断するための4つの指標（健全化判断比率）と公営企業の経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）を公表することが義務付けられたため、本市も平成19年度から健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、市民のみなさまに対して公表を行っております。

平成21年4月から法律全体が施行されたため、地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」・「早期健全化段階」・「財政再生段階」の3つの段階に区分され、4つの健全化判断比率のうち、ひとつでも基準を超えた場合、「財政健全化計画」や「財政再生計画」を定め、財政の健全化を図らなければなりません。

1 健全化判断比率について

令和7年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおりいずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

	本市の健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— (黒字)	11.25%	20.00%
② 連結実質赤字比率	— (黒字)	16.25%	30.00%
③ 実質公債費比率	5.0%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	20.3%	350.0%	

① 実質赤字比率

一般会計等(本市の場合、一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計を合算し、会計間の重複を調整したもの)を対象とした実質赤字額の標準財政規模(人口、面積等から算定するその団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率であり、これが生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の一般会計等の令和7年度決算の実質収支は黒字であったため、前年度同様、実質赤字比率は発生していません。

② 連結実質赤字比率

病院事業会計等の公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある会計が存在することになるため、赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の全会計の令和7年度決算の実質赤字(収支)額及び資金不足(剰余)額を合算した結果は黒字であったため、前年度同様、連結実質赤字比率は発生していません。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%以上で起債が許可制となり、25%以上で一部の起債が制限されます。

令和7年度の本市の実質公債費比率(3カ年平均)は、5.0%で、前年度の4.8%から0.2ポイント悪化しましたが、早期健全化基準を大きく下回っています。悪化した主な要因は、一般会計に係る公債費の増などによるものです。

④ 将来負担比率

地方債残高や職員の退職手当に係る負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要が生じることから、今後の財政運営が圧迫される等の問題が生じる可能性が高くなります。

令和7年度の本市の将来負担比率は20.3%で、前年度の17.2%から3.1ポイント悪化しておりますが、早期健全化基準である350%を大幅に下回っています。悪化の主な要因は、地方債残高の増などによるものです。

早期健全化基準とは…

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告を行います。

また、財政健全化計画を定めている財政健全化団体は、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

財政再生基準とは…

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣と協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている財政再生団体は、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

2 各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和7年度決算においては、下表のとおり資金不足を生じた公営企業はないため、資金不足比率の該当はありませんでした。

会 計 名	①事業の規模	②資金不足額	資金不足比率(%) ②／①
公 共 下 水 道 事 業 会 計	4,257,316千円	— (資金不足なし)	—
病 院 事 業 会 計	13,029,296千円	— (資金不足なし)	—

「報告第19号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和8年1月24日 午後1時00分頃
 事故発生場所 新栄町8番6号地先
 事故当事者 相手方 市外在住の女性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和8年 1月24日 事故発生
 令和8年 1月26日 事故発生を損害保険ジャパン株式会社に報告。
 令和8年 7月 2日 専決処分をする。

示談内容

区 分	茅 ヶ 崎 市	相 手 方
損 害 額		27,912円
(算出内訳)		(治療費等) 9,072円 (通院慰謝料) 18,840円
過 失 割 合	100%	0%
賠 償 額	27,912円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) $27,912円 \times 100\%$ $= 27,912円$	

「報告第20号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和8年3月16日 午後4時35分頃
 事故発生場所 市立体育館敷地内
 事故当事者 相手方 市内の法人
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和8年 3月16日 事故発生
 令和8年 3月16日 梅田中学校より学務課へ事故発生の連絡を受ける。
 令和8年 3月17日 事故発生を保険会社に連絡する。
 令和8年 7月 8日 専決処分（示談の締結）をする。

示談内容

区 分	茅 ヶ 崎 市	相 手 方
損 害 額		412,090円
(算出内訳)		(修理費等) 412,090円
過 失 割 合	100%	0%
賠 償 額	412,090円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 412,090円×100% = 412,090円	

「報告第21号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和8年5月29日 午前7時10分頃
 事故発生場所 萩園3028番地39
 事故当事者 相手方 市内在住の女性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和8年 5月29日 事故発生
 令和8年 6月 1日 消防総務課より資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。
 令和8年 6月 3日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。
 令和8年 7月 8日 専決処分をする。

損害賠償の額の内訳

区 分	茅 ヶ 崎 市	相 手 方
損 害 額		13,200円
(算出内訳)		(修理費) 13,200円
過 失 割 合	100%	0%
賠 償 額	13,200円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) $13,200円 \times 100\%$ $= 13,200円$	